

昭和 60 年 版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和59年中の総出火件数は63,789件、火災による死者は2,089人となっており、それぞれ4,049件、261人の増加となっている。

昭和59年には、長野県西部地震、東京都世田谷電話局管内の洞道火災などが発生し、また昭和60年に入ってから東京都目黒区の環状7号線におけるタンクローリーの横転炎上事故、長野市地附山地すべり事故、日航機墜落事故等新しい都市型災害、あるいは大規模な自然災害等が多発している。

今年の白書は、このような状況を踏まえ、安全な地域社会を確保するために、国や地方公共団体のみならず、事業所や住民をも一体とした総合的な消防防災体制づくりの方向を述べるとともに、昭和60年代の消防防災行政や当面の諸問題にも言及し、併せて昭和59年中の資料を中心に火災をはじめとする各種災害の実態と消防行政の現状について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体、財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深めることに役立ち、広く活用されることを願うものである。

昭和60年11月

消 防 庁

目 次

第1 総 説	1
1 住民生活の安全確保をめざして	1
(1) 消防防災行政の現状	1
(2) 昭和60年代の消防防災体制の方向	4
2 最近の災害の動向	8
(1) 火 災	8
(2) 地震災害及び風水害等	10
(3) その他の災害	11
3 当面の諸問題	12
(1) 消防体制の整備	12
(2) 救急救助体制の充実	18
(3) 防災体制の強化	20
(4) 風水害対策等の推進	23
(5) 震災対策の推進	23
(6) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立	26
(7) 予防行政の充実	28
(8) 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進	32
(9) 林野火災対策の推進	34
(10) 特殊災害対策の推進	35
(11) 研究開発の推進	37
第2 火災等の災害の実態	39
1 火 災	39
(1) 出 火 件 数	39
(2) 損 害 額	45

(3) 死者	45
(4) 出火原因	56
(5) 火災種別ごとの状況	61
(6) 昭和60年上半期における火災の発生状況	71
(7) 外国の火災状況	72
2 地震災害等	75
(1) 地震災害	75
(2) 風水害、雪害等	76
3 ガス等によるその他の災害	78
(1) ガスによる災害	78
(2) 石油コンビナート災害	82
(3) 危険物施設等における災害	84
(4) 海上災害	87
(5) 航空機災害	88
第3 消防行政の現況	89
1 消防体制	89
(1) 消防組織	89
(2) 消防施設	93
(3) 関係行政機関との協力	96
2 救急業務	98
(1) 実施状況	98
(2) 実施体制	104
(3) 救急医療体制	106
3 救助活動	108
(1) 実施状況	108
(2) 実施体制	109
4 防災対策	111
(1) 防災に関する組織・計画	111

(2) 情報通信体制	113
5 風水害対策等	117
(1) 風水害対策	117
(2) 活動火山対策	119
6 震災対策	121
(1) 消防庁の震災対策	121
(2) 地方公共団体における震災対策	126
7 防災意識の高揚と自主防災体制	131
(1) 防災意識の高揚	131
(2) 自主防災体制	134
8 予防行政	138
(1) 防火管理制度	138
(2) 消防用設備規制	140
(3) 防火基準適合表示制度	147
(4) 消防同意及び予防査察等	149
(5) 消防用機械器具等の検定等	152
9 危険物行政	159
(1) 危険物規制	159
(2) 石油パイプライン事業の保安規制	166
10 石油コンビナート災害対策	167
(1) 石油コンビナート等特別防災区域の状況	167
(2) 防災体制	169
(3) 事業所のレイアウト規制	171
11 林野火災対策	173
(1) 林野火災特別地域対策事業	173
(2) 広域消防体制の整備	174
(3) 出火防止対策等	175
12 特殊災害対策	177
(1) ガス災害対策	177

(2) 原子力災害対策	177
(3) 高層建築物及び地下街等の火災対策	179
(4) 海上災害対策	181
(5) 大規模交通災害対策	182
(6) 毒劇物災害対策	183
13 消防の教育訓練等	184
(1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助	184
(2) 消防学校における教育訓練	186
(3) 全国消防救助技術大会の実施	189
14 国際化への対応	190
(1) 基準・認証制度	190
(2) 国際協力等	191
15 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇	194
(1) 活動状況	194
(2) 公務災害の状況	195
(3) 安全衛生体制の整備	196
(4) 処 遇	196
(5) 消防表彰等	203
16 消防の科学技術の研究	208
(1) 大震火災対策に関する研究	208
(2) 石油コンビナート災害防止に関する研究	208
(3) その他の火災対策に関する研究	210
(4) そ の 他	211
17 消 防 財 政	212
(1) 市町村の消防費	212
(2) 市町村消防費の財源	213
(3) 都道府県の消防防災費	218
(4) 国 の 消 防 費	220
附 属 資 料	221
参 考 資 料	287
図 表 索 引	293

第 1 総 説

1 住民生活の安全確保をめざして

(1) 消防防災行政の現状

我が国の消防は、昭和23年に警察から分離し、自治体消防として発足して以来、各種の災害から国民の生命、身体及び財産を守るという最も基本的かつ重要な責務を果たすため多大の努力を重ねてきた。この間、社会経済情勢の変化に応じ、幾多の制度改正を加え、今日では、消火活動を中心とした警防活動はもとより、予防、救急救助、防災など非常に広範な活動を行っており、また、制度、組織、人員、施設等の各般にわたって着実に整備が進んでいる。今や我が国の消防は、近代的消防として諸外国に比し遜色のない水準に到達するに至り、国際的にも高い評価を得ている。以下主な点についてこれまでの歩みを振り返りつつ現状を概観することとする。

まず第1に消防力についてである。

昭和38年4月、消防組織法の一部改正により、消防の常備化、すなわち消防本部及び消防署を設置すべき市町村が政令で定められることとなり、翌39年に486市町村が指定を受けて以来急速に常備化が進み、昭和60年4月1日現在で常備化市町村数は2,963を数え、全国市町村数に対する常備化率は91.1%に達し、我が国全人口の98.4%をカバーするに至っている。これに伴い、消防職員数も昭和60年4月1日現在で12万8,914人となっている。

一方、消防団は、昭和60年4月1日現在、103万3,376人の団員を擁し、常備消防とともに地域の消防防災体制における車の両輪をなしており、特に、地震、風水害、林野火災等の大規模災害時においては、地域における防災活動の中で極めて重要な役割を果たしている。

また、消防施設面においては、常備消防にあっては主にはしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、ヘリコプター等の科学消防力の整

備が進められ、消防団にあっては小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車の増強等その機動力の強化が図られている。

第2に予防行政についてである。

予防行政は、昭和23年の消防法の施行により火災の予防、危険物、消火の設備等に関する規定が設けられたことによって初めて体系化されたが、その後、社会経済、建築構造の変化や危険物の増加に対応し、逐次改善が加えられてきている。すなわち、昭和34年に危険物に対する規制の全国統一化が実施されて以来、危険物の態様の変化に対応して、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵取扱基準等の整備が図られてきた。また、防火対象物における予防対策としては、防火管理制度の整備、数次にわたる消防用設備等に関する基準の改正、防災規制、防火基準適合表示制度（いわゆる「適マーク」制度）などの整備充実が図られてきた。さらに、昭和51年の石油コンビナート等災害防止法の施行により、事業所のレイアウト規制を行うこととするなど総合的な防災体制の確立が図られている。このような制度的改善に加えてこれを運用する体制についても逐次整備され、現在では、1万人余りの職員が予防業務に従事し、各種防火対象物に対する査察件数は約125万件、危険物施設に対する立入検査件数は、約48万件にも達している。

第3に救急救助についてである。

救急業務は、昭和38年の消防法の一部改正により制度化されたが、昭和60年4月1日現在、全市町村の92.3%に当たる3,002団体が実施し、全国民の98.6%をカバーするに至り、ほぼ全国的に普及している。また、昭和59年の出場件数は、225万5,113件と、全国で14秒に1回の割合で救急隊が出場したことになる。このように救急業務が著しい進展をみた背景には急病や、モータリゼーションの進行による交通事故の増加等、国民の救急需要の高まりなどがある。救急業務の増加と事故や疾病の多様化に対し救急隊員の資質の向上を図るために昭和53年11月からは救急隊員に一定の講習の終了を義務付ける等資格要件の法定化を行い、昭和57年4月から施行しているほか、昭和57年からは、9月9日を「救急の日」と定め、救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めることとしている。

また、救助活動は、災害又は事故に際し、要救護者を安全な場所に救出する活動であるが、沿革的には火災消火に伴う人命救助にその源があり、また、自然災害発生時における救助活動も古くから行われているが、最近では、社会経済活動の複雑多様化に伴って、交通事故、労働災害、水難事故等各種の災害、事故に及んでおり、出動割合もむしろ火災以外の各種災害事故が高くなっている。消防機関の救助活動件数は、近年著しい増加を示し、昭和59年中における救助活動件数は、1万5,826件、救助人員は、1万3,690人といずれも昭和50年の約1.6倍となっている。

第4に防災対策についてである。

我が国は、地形、気象条件等から、地震、風水害等の自然災害にみまわれやすい宿命を有しており、また、都市化の進展や国民の生活様式の変化等により災害の危険性も高まっている。昭和36年に制定された災害対策基本法は、このような災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るために国、都道府県、市町村及び住民がそれぞれ一体となって総合的な防災体制の整備を図ることとされている。各地方公共団体は、同法の規定に基づき地域防災計画の策定又は修正を行い、地方公共団体の長が中心となって防災活動の組織化、計画化を図ることにより各種災害に対処しているところである。また、災害時に迅速かつ確に対応するためには日ごろの訓練が大切であることから、防災関係機関及び住民と連携して総合的かつ実戦的な防災訓練が行われている。

また、防災対策を講じていく上で極めて重要な災害に係る情報の収集、伝達手段として国、都道府県、市町村、集落を通ずる全国的な消防防災無線ネットワークの整備が進められている。

このように、防災対策の整備強化が図られている中で、消防機関は、市町村の防災活動の中核的な実働部隊として、また、地域防災に関する豊富な知識と経験を有する市町村長のブレインとして、防災対策に大きな役割を果たしている。

一方、住民の自主防災組織についても、多くの地域で組織の整備が進められ、防火・防災知識の普及、避難誘導、出火防止や初期消火など地域におけ

る消防防災活動の大きな力となっている。

(2) 昭和60年代の消防防災体制の方向

我が国は、地震、台風等の災害を受けやすい国土条件の下に置かれていることに加え、都市構造、建築構造の変化、石油製品等危険物の増加、国民の生活様式の変化等により、災害の潜在的危険性が高まっており、災害の態様も複雑多様化、大規模化している。

一方、我が国の社会経済は、人口の高齢化、高度情報化、国際化が急速に進展しつつあり、これらは、今後21世紀に向けての大きな潮流となっていくものと予測される。

我が国は世界でも屈指の長寿国となったが、昭和59年の火災による死者数に占める61歳以上の人の割合は、放火自殺者を除くと43.1%と半数近くを占めるに至っており、今後、高齢化がますます進むことを考えると、高齢者をいかにして火災その他の災害から守るかなど、高齢化に伴う諸問題に適切に対応していくことが必要である。

また、高度情報化の進展に対応し、消防としても、消火、救急救助、予防等の分野にとどまらず、消防防災に係るすべての分野についてこれら高度化する情報通信技術を積極的に導入し、又は開発の方向性や指針を示すなど先導的な役割を果たしていく必要がある。

さらに、国際化に対応し、消防の分野においても、世界有数の経済大国としての我が国の地位にふさわしい役割と責任を果たすことにより、国際社会に貢献していくことが必要である。

昭和60年代は、来るべき21世紀に備えて基礎を築くべき重要な時期である。消防行政においても以上みてきたように災害の複雑多様化、大規模化等に適切に対応するとともに、21世紀に至る変化の潮流を可能な限り展望し、その提起する新たな課題に先見的に対処していく必要がある。

以上のような見地から、昭和60年代の消防防災体制の整備に当たっての基本的方向として次の諸点があげられる。

第1は、変化に対応する消防力の充実である。

まず、急速に進展する高度情報化に適切に対応することが急務である。近年、地図等検索装置、救急医療情報収集装置等からなる消防緊急情報システムにより災害時に迅速的確な活動をすることが可能となったが、今後このようなシステムを更に高度化していくとともにその普及を推進することが必要である。また、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車等の科学消防力の整備を進めるとともに、はしご付消防ポンプ自動車の性能の向上、消火救助用資機材の自動化等新しい技術を活用した新資機材の研究開発を推進する必要がある。

消防力の基幹をなす消防職員については、行政改革の推進が最大の課題とされている今日、消防施設の整備、装備の高度化、コンピュータの高度利用等により、地域の実情に即した効率的、重点的な人員配置に努めるとともに、専門的な教育訓練を充実強化するなど一層資質の向上を図る必要がある。

一方、消防団については、大規模な災害等に適切に対処するため、消防団の人的充実強化、施設・装備の強化、住民の理解と協力を得るための施策の推進等一層の活性化対策を積極的に進めていく必要がある。

このほか消防機関の行う救助活動が、その範囲の拡大等に的確に対応し住民の期待に応えることができるよう、救助隊の編成、配置、装備等の基準をはじめとする救助制度の整備拡充を図り、救助実施体制を強化する必要がある。

さらに、昭和45年からコロンボ計画に基づいて、毎年アジア諸国等の消防職員を対象とした集団研修を行っており、着実にその成果を上げてきているが、近年では、我が国消防の国際的評価の向上に伴い、個別に消防に関するさまざまな分野について諸外国から研修に訪れたり、要請に応じて海外へ専門家を派遣したりすることが多くなってきている。消火を行い、人命と財産を守るという目的は、国境や民族を超え、世界各国共通のものである。消防の分野における国際協力は、今後一層積極的に推進していく必要がある。

第2は、大規模災害に対応し得る消防防災体制の整備である。

地震、風水害等その被害が大規模あるいは広域に及ぶ災害に対応するため

には、災害の防除、情報の伝達、避難誘導、救急救助等の防災諸活動をより的確に実施できるように、通信施設の高度化、ヘリコプターの増強を図るとともに、総力を結集して防災対策に取り組む体制づくりが重要である。

大規模災害が発生した場合に決定的に重要な役割を果たすのは、災害に関する情報の収集、伝達である。このため、通信衛星の高度利用、回線数の増加、多ルート化等を図りながら消防防災無線施設の整備を進め、全国的な消防防災無線ネットワークの強化を図る必要がある。同時に、緊急時に迅速かつ的確な情報伝達が可能となるよう、運用面の充実を進めていく必要がある。

また、ヘリコプターは、機動性の面で優れた特性を有し、大規模災害、林野火災、集団救急事故等にヘリコプターの果たす役割は極めて大きい。今後、ヘリコプターの多目的利用及び共同利用を進めつつ、その導入を積極的に推進するとともに、応援要請手続、費用負担のルール化等を具体化し、大規模災害発生時におけるヘリコプターの広域的運用を迅速かつ的確に行えるようにする必要がある。

さらに、大規模災害が発生した場合に広域的対応が的確かつ円滑にできるよう災害対策基本法に定める地方公共団体の相互応援に係る制度並びに消防組織法に定める消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置等広域にわたる応援体制に係る制度を活用するなど実戦的な応援活動システムを確立すべきである。

第3は、災害に強い地域社会づくりの推進である。

住民生活の安全を確保していくためには、災害に強い都市づくり、まちづくり、地域社会づくりを進めていかなければならない。このため、根本的には都市計画、土地利用等において安全防災面への十分な配慮が必要であり、消防機関としても地域防災の専門家としての意見をこれらの面に反映するよう努めるべきである。また、地域社会の防災能力を高めるため、消防防災施設及び防災基盤の整備を防災まちづくり事業として計画的、積極的に推進していくことが必要である。

さらに、予防行政についても社会経済の変化に対応した施策を講じていかなければならない。近年開発が進みつつある電気通信及びコンピュータ処理

に係る技術を建築物防災対策に取り入れた消防防災システム装置について、その活用を図っていくべきである。また、ホームセキュリティ及びこれに対する消防の対応システムの開発推進、火災面からのコンピュータセキュリティ対策の確立なども今後の大きな課題である。さらに、高齢化、核家族化に対応し、家庭用消防機器、防災物品等の開発、普及などの住宅防火対策を進めていく必要がある。また、危険物貯蔵の大型化とその取扱いの多様化に伴う危険物災害に適切に対応する必要がある。

事業所における自主防災体制の整備も地域の安全防災のために欠くことのできないものである。事業所は、その事業活動を行うに当たっては、地域社会の一員としてその安全を確保する社会的責任を有しており、消防用設備等の整備及び管理の徹底や防災訓練の実施などにより事業所内の防火防災管理体制の整備強化を図るとともに、消防機関との応援体制の確立を図るなど地域の安全のために積極的に協力することが期待される。

また、安全な地域社会づくりは、消防機関をはじめとする行政機関の活動のみでは十分でなく、住民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を認識し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自立自助及び地域連帯の精神に基づき積極的に自主防災体制を確立していくことが不可欠である。

特に近年、各地で住みよい地域社会づくりをめざすコミュニティ活動が活発化してきており、婦人防火クラブや幼年・少年消防クラブの結成をはじめ、町内会、自治会などを中心に自主防災組織の整備が進められている。自主防災活動は、コミュニティ活動の基本であり、核となるべきものである。これらの自主的な消防防災活動は、地域における消防防災活動の大きな力となっており、今後も自主防災組織の結成を推進し、その効果的な育成強化を図る必要がある。

2 最近の災害の動向

(1) 火 災

ア 出火件数と出火率

昭和59年中の総出火件数は、6万3,789件で、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より9千件以上減少しているが、前年に比べ4,049件増加し、再び6万件台となった。なお、昭和59年1月18日、福岡県三池郡高田町の三井石炭鉱業(株)三池炭鉱三池坑有明区域で坑内火災が発生し、死者83人という大きな被害が生じた。

昭和59年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万8,254件で、前年比2.3%の増加、林野火災は4,786件で、前年比22.2%の増加となっている。また、車両火災は、昭和50年以降毎年増加しており、昭和59年中も4,758件で、前年比2.6%の増加となっている。

なお、出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で5.3となっており、前年に比べ0.3ポイントの増加となっている。

昭和60年上半年における総出火件数は、3万3,305件で、前年同期に比べ3,005件(8.3%)の減少となっており、過去10年間で最低であった。

イ 死者数と死因

昭和59年中の火災による死者は2,089人で、前年に比べ261人の大幅な増加となり、戦後最高となっている。そのうち、放火自殺者を除いた死者は、1,338人で、前年に比べ186人増加した。また、放火自殺者も前年に比べ75人増加して751人となり、死者総数に占める割合は依然として4割近くとなっている。

次に、死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ111人増加し1,374人(全体の65.8%)となっている。このうち約9割の1,228人が専用住宅又は併用住宅での火災によるものであり、例年と同様、居住用建築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない乳幼児や寝たきり老人など身体の不自由な高齢者が多く、昭和59年中においては、放火自殺者を除く死者では、61歳以上の高齢者が577人(前年524人)、5歳以下の乳幼児が113人(前年87人)でともに前年より増加し、この両年齢層の死者で死者全体の51.6%(前年53.0%)を占めている。

さらに、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況を見ると、火傷死が651人(48.7%)、一酸化炭素中毒・窒息死が594人(44.4%)となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠で倒れ、死に至ったものが相当数あると考えられる。

ウ 損害額と焼損面積

昭和59年中における火災による損害の額は1,462億円で前年に比べ44億円(2.9%)減少している。1日当たりの損害額は3億9,900万円、火災1件当たりの損害額は229万円、国民1人当たりの損害額は1,225円となっている。

建物焼損面積は203万㎡で、前年に比べ約8万㎡(3.9%)増加しており、建物火災1件当たりの焼損面積は53㎡で、1㎡(1.9%)増加している。

なお、昭和60年上半年の火災による損害額は846億円で前年同期に比べ27億円(3.3%)増加しているが、建物焼損面積は106万㎡で、前年同期に比べ9万㎡(7.8%)減少している。

エ 出火原因

昭和59年中の火災の出火原因としては、失火によるものが依然として圧倒的に多く、4万7,263件で、全火災の74.1%を占めている。なかでも、たき火によるものが7,713件(全火災の12.1%)と最も多く、次いで、たばこの7,601件(11.9%)、こんろの5,946件(9.3%)で、首位がたき火になる等順位が大きく入れかわった。

また、放火が4,506件、放火の疑いが3,182件で両方合わせると7,688件(12.1%)であり、前年を下回った。特に、大都市地域(11大都市)においては、放火(疑いを含む)による火災が全火災の24.8%を占め、その比率は他の地域よりも高く、東京都特別区、川崎市、京都市、大阪市、神戸市、北

九州市、福岡市の各都市においては、放火（疑いを含む。）が出火原因の第1位となっている。

（2）地震災害及び風水害等

ア 地震災害

昭和59年中の有感地震は1,272回（前年1,144回）を数えた。特に昭和59年9月14日には「昭和59年（1984年）長野県西部地震」が発生し、死者29人（法的死亡認定15人を含む。）、被災団体3県41市町村、損害額約470億円に達する被害が生じた。なかでも、この地震による死者のすべてが長野県玉滝村で発生し、斜面崩壊又はそれにより生じた土砂の流出による被災である点が特徴的である。

その他の主たる地震としては、昭和59年8月6日から雲仙岳付近を震源地とする群発地震があり、負傷者2人、家屋の一部破損123棟のほか、農地、農業用施設、道路等に被害が生じた。また、翌7日には日向灘を震源地とする地震が発生し、宮崎県ほか2県において、負傷者9人、家屋の一部破損320棟のほか、文教施設、道路、港湾等の施設に被害が生じた。この地震において、和歌山県沿岸から九州の東岸にかけて津波警報が発表されたが、津波による被害はなかった。

イ 風水害、雪害等

昭和59年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震を除く。）による死者は170人（前年196人）、負傷者は1,536人（前年473人）で、死者は前年よりやや減少したが、負傷者は大幅に増加している。

住家の被害は、全壊・流出が93棟（前年1,729棟）、半壊が168棟（前年2,455棟）で、公共土木施設等の被害額は、4,818億円（前年1兆3,134億円）と、それぞれ大幅に減少している。これは、昭和59年は島しょ部を除いて、本土に上陸した台風が無かったことによるものである。

昭和59年の主な災害を見ると、まず、昭和58年12月から昭和59年3月にかけての豪雪により、死者131人の被害が生じたほか、昭和59年6月22日から29日にかけての集中豪雨により、熊本県五木村で山崩れが発生し、死者16人

の被害を生じた。

また、昭和59年12月から昭和60年3月にかけての豪雪により、死者88人の被害を生じたほか、昭和60年6月18日から7月19日までの梅雨前線豪雨及び台風第6号により、死者39人の被害を生じ、さらに、昭和60年7月26日には長野市で地すべりが発生し、死者26人の被害を生じた。

また、近年断続的な活動を続けている桜島においては、昭和60年に入って降灰が特に著しく、これにより農林水産業等に被害が発生している。

（3）その他の災害

昭和59年中の石油コンビナート災害の発生件数は79件で、前年に比べ44件（35.8%）減少している。発生形態別には、危険物等の火災と漏えいが全体の51%を占めている。

また、昭和59年中の危険物施設における災害の発生件数は、火災が174件（前年140件）、流出等が276件（前年244件）と、それぞれ前年より増加している。主な事故としては、3月に山口県和木町の三井石油化学工業（株）岩国大竹工場において、ハイドロキノン製造装置内のトルエンタンクが爆発炎上する事故があった。

昭和60年に入ってから、5月に東京都目黒区の環状7号線においてセミトレーラ形式移動タンク貯蔵所が横転し、炎上する事故があったほか、8月12日、日航機が群馬県山中に墜落・炎上し、4名は救出されたものの、520名の死者・行方不明者を出し、単独機としては世界航空史上最大といういたましい事故となった。

3 当面の諸問題

(1) 消防体制の整備

ア 消防力の重点的整備

(ア) 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実が必要となってきた。また救急業務についても、その需要が高まってきている。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で年々進展してきている。

この消防常備化の状況については、昭和60年4月1日現在、常備化市町村数は2,963を数え、全国市町村数に対する常備化率は91.1%に達し、我が国の全人口の98.4%をカバーしているが、その大部分はここ10数年の間に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は財政基盤が弱いこと、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導・助言に努めるとともに、組織の再編成による広域化を含め、長期的な視野に立った組織のあり方について検討することも必要である。

特に都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実情に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流の

あっせん等積極的な対策を講ずることが期待される。

(イ) 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、またこれに伴う消防に対するニーズの増大・多様化等は消防力の整備のあり方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって消防施設及び人員の効率的・重点的な整備・充実に配慮しつつ消防力の整備をさらに一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、ヘリコプター等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処するとともに、消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備を図り、消防団の機動力の強化を図る必要がある。さらに、ガス災害等対策用資機材をはじめ、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備の充実と改良に努め、ガス災害、毒劇物災害等の特殊災害による消防活動における危険性に対処する必要がある。一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせることで設置することにより水利の多元化を一層推進する必要がある。

特にヘリコプターは、機動性、空中停止能力等の優れた特性を有しており、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防機関の活動にとって極めて有効な装備であるので、今後、多目的利用及び共同利用を進めることなどにより、地方公共団体の財政負担の軽減を図り、その導入を積極的に進めていかなければならない。

また、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、昭和60年4月1日現在では12万8,914人となっており、その充実強化が図られている。しかし、行政改革との関連において職員の厳しい増員抑制が求められていることにかんがみ、今後は地域の実情に即して、一層効率

的・重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、昭和60年4月1日現在で103万3,376人となっている。人口移動が沈静化し、定住化が進行しているものの、団員数は現在なお減少の傾向にある。常備化が進展した今日においても、大規模災害時等における消防団の果たす役割は、極めて大きいものがあるので、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実と団員の資質向上に努め、その機能の強化を図るとともに、消防団の活性化を一層促進する必要がある。

(ウ) 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講ずるとともに、国庫補助金、地方債資金の拡充等、従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和58年度における市町村の消防費決算額は8,949億円(前年度比277億円、3.2%増)で、その普通会計歳出総額に占める割合は、前年度と同様3.3%となっている。

消防力は逐年整備されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要である。このため、地方債等の活用を図るとともに、従来にも増して経費の重点的配分に配慮しつつ、消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

(エ) 消防相互応援等

市町村は、当該市町村の区域内の消防責任を有しているが、多くの市町村にわたって発生する大規模災害や、一市町村の区域内にとどまる災害であっても特殊な態様のものに対しては、個々の市町村がその消防力をもって対処することのみでは十分でなく、広域的な消防体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用

を図り、大規模災害に円滑に対応できるよう市町村間等の相互応援協定の締結や、地方公共団体間の相互応援制度がある。

また、消防組織法において大規模災害、広域災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講ずる必要があるとき、都道府県知事は市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関し指示することができ、更に、消防庁長官は都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し災害発生市町村の消防応援のため必要な措置を要求することができることとなっているが、今後これらの機能を有効に発揮できるよう体制の整備を図る必要がある。

なお、大規模災害に対応し得る消防防災体制の整備を図るため、消防機関の保有するヘリコプターを広域的に運用できるよう応援可能地域の明示、応援要請の手續の明確化、費用負担のルール化を今後進めていくとともに、消防機関の保有するヘリコプターの全国ネットワークの整備を図っていかねばならない。

イ 消防職団員の教育訓練と処遇

(ア) 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防職団員の資質の向上を図ることが重要である。特に最近では、昭和59年11月の東京都世田谷電話局管内の洞道火災、昭和60年5月の東京都目黒区の環状7号線におけるセミトレーラー形式移動タンク貯蔵所の横転炎上事故にみられるように災害の様相は複雑多様化してきており、これらの災害に的確に対応していくためにも、消防職団員に対する専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について昭和59年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が89.1%で、受講者のうち国の基準で定める6か月の教育を受けた者が84.9%となっている。初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が6か月間の初任教育を受講できるよう一層

努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力の醸成を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年の消防業務の多様化、高度化に対応して、それぞれの教育内容の充実を図る必要があり、消防庁では昭和58年12月、消防学校の教育訓練の基準の一部改正を行い、昭和60年度より実施しているところである。また、昭和60年度はこれに引き続き、消防学校教育訓練研究会において消防団員の教育訓練のあり方について見直しを行っているところであり、消防団員の教育機会増加のための方策や専門的知識及び実践的応用力向上のための科目新設が検討されている。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、逐年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後、質・量ともに一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。さらに、近年における消防をめぐる環境の変化に対応するため消防大学校教育訓練研究会を設置して消防大学校の教育訓練のあり方を基本的、体系的に見直すとともに、消防学校との連携等についても検討を重ねてきた結果、昭和60年3月に当面の具体的方策について報告がなされたので、今後これに基づき幹部研修科の設置等、教育訓練体制の一層の整備充実を図る必要がある。

一方、消防学校等における教育訓練のほか、消防本部等で日ごろ行われている災害を想定した実戦訓練及び基礎体力の錬成等の各種教育訓練は、消防職団員が実際の災害現場等で有効かつ的確に消防活動を行うために必要不可欠であるので、今後ともその充実強化を図っていく必要がある。

(イ) 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を十分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全

管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図らなければならない。

消防職員については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、給与、福利厚生面の充実、職場環境の整備等の諸施策について、今後とも一層の充実を期す必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出動手当、公務災害補償、賞金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

ウ 消防団の活性化対策の推進

消防団は、既に述べたとおり、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、消火活動のみならず、地域社会に密着したきめ細かな予防活動、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動等において大きな成果をあげている。他面、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団についても団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきている。消防庁としては、このような状況にかんがみ、消防団の活性化を図ることが喫緊の課題であると考え、昭和59年12月、消防関係者、学識経験者より構成する「消防団活性化対策検討委員会」を設置し、委員会では、消防団の活性化のための具体的な対策について調査・検討を行い、昭和60年7月「消防団活性化対策に関する報告書」をとりまとめた。

消防審議会では、同月23日、同報告書について審議を行い、消防団を取り巻く最近の社会情勢の変化に適切に対応し、とりわけ多大な動員体制を必要とする大規模災害に的確に対処するため、同報告に示された方策に基づき、地域の実情をも踏まえつつ消防団の活性化対策を積極的に推進すべきである旨の意見を出したところである。消防庁としては、この審議結果を受けて、青年・婦人層の参加促進、消防団の施設・装備の整備、消防団の啓発活動等、市町村が地域の実情を踏まえ積極的に消防団活性化対策を推進するため

の施策について検討を行っているところである。

(2) 救急救助体制の充実

ア 救急業務

(ア) 救急業務実施体制

救急業務は、昭和60年4月1日現在、全市町村の92.3%に当たる3,002団体が実施し、全国民の98.6%をカバーするに至っており、ほぼ全国的に普及している。また、救急業務の質的な充実については、昭和53年7月に救急隊員の行う応急処置等の基準を告示するとともに、同年11月には救急隊員に一定の講習の修了を義務付ける等資格要件の法定化（昭和57年4月1日から施行）を行うなどの施策を講じてきたところである。このことにより、全国的に一定水準以上の有資格者の救急隊員により救急業務が実施されることとなったが、今後においても、救急隊員の資質の向上を図るため、全国統一の標準教科書、教材等を作成することによりこの講習内容の充実強化に努めるとともに、消防学校及び職場における隊員の再教育にも積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のように、日常的な救急事故に対する体制は、相当程度の水準に達しているが、一たび大事故、大災害が起き、集団的に傷病者が発生した場合の対策は必ずしも十分とはいえない面があるので、今後はこのような集団救急事故対策の確立に努める必要がある。この集団救急事故対策として、また、離島、山村、へき地等地理的制約の大きい地域での救急事故で通常の体制では十分な活動が行えない場合の対策として、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効であることから、救急業務へのヘリコプターの活用を積極的に推進していく必要がある。

また、近年の都市化の進展、社会経済の複雑多様化に伴い、事故や疾病の態様が多様化してきている一方、医療体制の機能分化が進んできており、救急業務の円滑な運営を期するためには、医療情報のよりの確な把握及び救急隊から医療機関への傷病者情報の正確な伝達等医療機関との連携の強化を更に一層推進する必要がある。

さらに、国民の間に応急手当の知識と技術を広く普及することは、今後の救急行政を推進する上で重要な課題である。すなわち、応急手当は早く行えば行うほどその効果は大きいので、救急隊が現場に到着するまでの間において関係者が必要な応急手当を行うことが望ましく、さらに、救急要請をする前に傷病者の観察、緊急度の判断を適切に行うことによって救急自動車の正しい利用の仕方の徹底が図られるからである。消防機関は、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」等の機会をとらえて、従前にも増して医療機関とも協力し合い、国民に対する応急手当の普及等に努める必要がある。

(イ) 救急医療体制

救急患者の救命効率を高めるためには、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な医療機関へ迅速に搬送することが必要であり、このためには医療機関が適正に配置されていることが欠かせない要素である。

救急患者を収容する救急告示医療機関の数は、昭和60年4月1日現在5,659箇所、着実に増加しているが、今日の多様化した救急医療需要に対応するためには、箇所数、診療科目等の面で必ずしも十分ではない地域がある。

また、昭和52年度から休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備及び各施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められているが、今後とも診療時間帯が限定されている地域の診療時間の延長、救急医療情報センター情報の信頼度の一層の向上等を図りながら、この体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要がある。

イ 救助活動

消防機関の行う救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救助者の生命、身体の危険を排除するために行われており、昭和59年中の救助活動件数は1万5,826件、救助人員は1万3,690人となっている。災害や事故の種類、内容の複雑多様化に伴い、救助活動には高度かつ専門的な知識・技術が要求されるようになってきている。このため消防救助操

法の基準及び消防学校の教育訓練の基準の制定並びに消防大学校における教育を中心とした救助隊員の指導者の養成を行っているほか、安全管理の徹底を図るために、「警防活動時等の安全管理マニュアル」及び「訓練時の安全管理マニュアル」を示し、その周知徹底を図っているところである。

今後は、救助隊の編成、配置、装備、活動等の基準の制定及びこれに対応した財源措置の充実についても検討を行うことにより、消防機関の救助制度の整備拡充に努める必要がある。

(3) 防災体制の強化

ア 防災に関する組織・計画の整備

地震、風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域における防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、災害の多様化を考慮し、地方防災会議の中に、震災対策部会、救急医療部会、原子力防災部会等の専門部会を設置する等、防災体制の充実が図られており、今後とも地域の防災対策に係る総合調整機能の強化が望まれる。

都道府県及び市町村の防災会議が作成する地域防災計画は、その地域における防災に関する総合計画であり、その内容は随時検討を加え、年々充実を図る必要がある。なお、震災、原子力災害、火山噴火災害等の特殊な災害については、一般災害と区別して個別の防災計画を作成することが望まれる。

地域防災計画の内容としては、昭和57年7月の長崎地方、昭和58年7月の山陰地方における豪雨あるいは昭和58年5月の日本海中部地震のような大規模災害に備えるとともに、都市構造の変化等に伴う災害要因の複雑多様化に対応するため、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に分析、評価し、その把握に努めるとともに、災害時における情報の収集伝達、避難の勧告・指示、救援救護等の応急対策について、より実効あるシステムを確立し、これ

らを地域防災計画に反映させること等が今後の課題である。

さらに地震、風水害等その被害が大規模あるいは広域に及ぶ災害に対して的確かつ円滑に対応できるよう災害対策基本法に定める地方公共団体の相互応援に係る制度を活用し、事前に応援協定を締結しておく等により実戦的な応援活動システムを確立すべきである。

また、災害時に応急対策が的確に実施されるためには、日ごろから繰り返し防災訓練を実施して、実戦的な対応能力をかん養しておく必要がある。

イ 情報通信体制の整備

災害時において、災害応急対策等を迅速かつ的確に実施するためには、平素から効率的な情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの形成をめざし、地方公共団体と一体となって、無線通信網の整備を進めてきたが、今後とも、技術の進展に対応した情報通信体制の充実強化に努めることとしている。

(ア) 消防防災通信ネットワークの整備促進

消防庁と47都道府県を結ぶ消防防災無線は、電話及びファクシミリによる相互通信及び一斉伝達機能を有し、消防防災ホットラインの幹線として大きな成果をあげている。

しかしながら、この無線通信網は多くの無線局の中継によって構成されており、大規模地震等により中継局が損壊すると通信機能が停止するおそれがあり、また、回線が限られているため、増大する通信需要を賄いきれないことが予想される。このため、消防庁では、地上の災害の影響を受けない衛星通信網を構築することとし、昭和58年に打ち上げられた我が国最初の実用通信衛星「さくら2号」を用いた衛星通信施設の整備を進め、昭和59年度から2県との間で運用を開始したが、今後、その整備を更に進めることとしている。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきたが、なお未整備県があるので、この解消を図る必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和58年5月の日本海中部地震、7月の山陰地方を中心とする豪雨災害、10月の三宅島噴火災害等最近

の災害においても実証されたように、地域住民に対する気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達あるいは被害状況の把握等防災対策を迅速かつ的確に行うための災害情報の伝達媒体として極めて有効であり、その整備の必要性がますます高まっている。消防庁では、昭和53年度から国庫補助制度を設け補助を行ってきたが、今後一層、その整備促進を図る必要がある。

また、市町村の消防機関の通信施設として、消防・救急無線及び専用回線等による有線通信施設があり、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後とも、これら通信施設の機能向上を図り、より効率的な利用技術の開発あるいは利用形態の改善に努め、緊急時においては、迅速・的確な処理を行うため、高度情報システムを活用した消防緊急情報システムの整備推進を図る必要がある。

(イ) 情報通信体制の強化

あらゆる災害に備え、より迅速かつ的確な情報の収集・伝達を可能とするためには、前述の各通信システムの整備を積極的に推進するとともに、それぞれの機能の充実強化を図る必要がある。

無線通信システムについては、同一周波数を多くの地域で共用していること等から、災害時においては、混信や通信のふくそうを生ずる例もあり、割当周波数の確保及び有効利用技術の開発並びに一元的かつ効率的な統制を可能とする接続方式の開発等が求められている。また、各通信システムについて個々の信頼性を高め、一の機能が停止した場合においてもその代替手段が確保され得るよう有機的一体的な整備を図ることとし、更にファクシミリ、データ伝送等の導入による情報伝達の高度化、高能率化を図る必要がある。

また、近年技術革新の著しい各種の情報通信システムについて、その特性に応じた消防防災活動への適用を検討するとともに、地震、水位、雨量等に関する防災センサー、地域雨量等の総合的監視システム、あるいは画像消防情報の伝送・検索システム等が開発されてきていることから、今後これらを含む総合的な消防防災情報システムの構築を検討する必要がある。

さらに、施設の整備のみならず、平素から、施設の適正な維持管理、夜間・休日の連絡体制の確保、研修・訓練による操作・対応の習熟等運用体制

の強化に努め、ハード・ソフト両面にわたる情報通信体制の確立を図る必要がある。

(4) 風水害対策等の推進

ア 風水害対策の推進

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に近年は、豪雨に伴うがけ崩れ、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、土砂災害への対応が大きな課題となっている。

このため、各地方公共団体は、関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握の徹底及び住民に対する周知を図るとともに、避難場所及び避難経路の確保、雨量等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示する必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及、防災関係機関による対策の周知徹底に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

イ 活動火山対策の推進

活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸対策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、火山情報伝達体制の整備、住民、観光客等の避難対策の強化、噴火災害を想定した防災訓練の実施等に努めることが必要である。また、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むよう広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

(5) 震災対策の推進

ア 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規

模地震対策特別措置法が制定されたが、同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県169市町村においては、予想される東海地震の発生に備え地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては、東海地震とともに地域内の大規模地震の発生に備えた震災予防対策についてその推進を図っているところである。

今後は、更にこれらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を強化するとともに、地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降毎年総合的な防災訓練を実施してきている。昭和59年は、これまでの成果を踏まえ、かつ、防災週間の主たる行事として、9月1日（「防災の日」）に行われた。この訓練は逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会の総合防災体制の確立を図るため、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

さらに、石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コンビナート等特別防災区域に係る県の石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、他方、特定事業所等は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。

このほか、地震防災対策強化地域及びその周辺地域（南関東地域を含む。）以外の地域においても、防災知識の普及、防災訓練の実施、震災対策施設の

整備等各般の施策が推進されており、全国で22都府県が、地域防災計画において「震災対策編」を定めるなど、地震災害の広域性、複合性にかんがみ、震災対策を他の災害と区分して独自の位置付けを与えることが定着しつつある。

今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等による情報伝達体制の整備、広域的な応急活動体制の確立等を重点に震災対策を総合的に進めていく必要がある。

また、昭和58年の日本海中部地震において津波により大きな被害を生じたことから、昭和59年度に津波対策の総合的な推進方策について調査研究を行い、これに基づいて津波対策に関する指導を強化した。

さらに、昭和59年度に引き続き、昭和60年度においても、昭和59年の長野県西部地震の災害実態の調査及びこれに基づく孤立山村地域の震災対策について調査研究を行っている。

イ 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図り、併せて、財政負担の軽減を図るため、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置により、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について計画的に整備を促進している。

なお、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律は、その有効期限は昭和60年3月31日とされていたが5年間延長され、昭和65年3月31日までとなった。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、消防防災無線通信施設の整備が進められているほか、地域住民の自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するためコミュニティ防災センターの整備促進を図っている。

(6) 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

ア 防災意識の高揚

防災については、家庭、職場を問わず国民一人ひとりが常に関心を持つとともに、それぞれが自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、冷静に対処できるよう、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁は、年間を通じてテレビ及びラジオ放送を利用し、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等について、全国民を対象として防災知識の普及啓発を行っている。このほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、昭和57年度から設けられた「防災週間」(毎年8月30日から9月5日)などあらゆる機会をとらえて国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

地域社会における安全の確保は、火災原因のうち失火が昭和59年中の火災の74.1%を占めていること、また、地震時における出火等の二次災害の抑止や風水害等における緊急避難等の課題からみても国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいので、今後ともあらゆる機会をとらえて国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

イ 地域の自主防災体制の強化

地域社会において、災害から人命を守り、財産を保全するためには、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。地域住民の一人ひとりが災害時に「自分たちの地域は自分たちが守る」という固い信念と連帯意識の下に組織的に行動することにより、相当被害の軽減を図ることができる。特

に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りょうは損壊し、電気・ガス施設、水道等のライフラインは寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、出火の防止、初期消火、被災者の救出救護、応急手当、避難誘導、給食給水等地域住民の自主的な防災活動に期待するところは極めて大きい。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、防災知識の普及、防災用資機材の備蓄を進めるとともに大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

こうした自主防災組織による地域ぐるみの防災活動は、地域社会におけるコミュニティ活動の中核となって、地域社会の連帯意識の回復と高揚に大きな役割を果たすことができるものと期待される。

消防庁では、自主防災組織の育成強化を図るため、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導、コミュニティ防災センターに対する補助等を行って来たところであり、昭和60年4月1日現在、全国の1,553市区町村で合計4万6,184の自主防災組織が結成され1,297万4,681世帯が参加し、組織率(全国の世帯数に対する組織されている地域の世帯数)は33.7%となっている。

また、民間の防火組織として婦人防火クラブ(昭和60年4月1日現在1万2,056団体、190万7,539人)や少年消防クラブ(昭和60年5月1日現在5,742団体、64万7,163人)が全国各地で結成され、幼年消防クラブについてもその組織化が進められており、自主防災組織の育成とともに、これらの防火組織の育成強化を通じて地域の防火防災意識の高揚を図り、地域ぐるみの防災活動の充実強化を図る必要がある。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後さらにその充実を図っていく必要がある。

ウ 施設の自主防災体制の強化

百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物のうち、特に規模が大きく、災害が発生した場合に人命にかかわる危険が大きいと予想される施設

の防火対策は、消防用設備等の整備や日常の維持管理の充実だけでは十分でなく、火災等の災害が発生した場合に、当該防火対象物の関係者が直ちに適切な組織的対応をとることができるようにすることが不可欠である。

これらの防火対象物においては、消防法上、防火管理の一環として自衛消防組織に関することを消防計画に定めることとされているが、組織、人員等その体制が必ずしも十分でないので、自衛消防組織の重要性にかんがみ一層の強化が望まれている。

また、発災時に自衛消防隊員が効果的に活動できるためには、あらかじめ発災時を想定した自衛消防隊の編成、活動体制等を整え、かつ、十分な訓練を行っておく必要があるため、これらに対する消防機関の指導方針等について、消防庁では、旅館、ホテル、病院等就寝施設における夜間の防火管理体制のあり方等を含め検討を行っているところである。

一方、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、大型化学消防自動車、油回収船その他の防災資機材を備えた自衛防災組織や共同防災組織を、このほか、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所においては、化学消防自動車等を備えた自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。前者は、昭和60年4月1日現在で共同防災組織を含め1,046組織設置され、後者は、昭和60年3月31日現在で71組織設置されている。

今後、これらの施設の自衛防災組織等は、当該施設も地域社会の一員であることにかんがみ、他の防災組織と連携をとり、地域全体としての防火防災活動に積極的に協力していくことが望まれる。消防機関も、それぞれの施設と密接な連絡をとり、その実態に応じて自衛防災組織等を指導していかねばならない。

(7) 予防行政の充実

ア 防火管理制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物の管理について権原を有する者に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、

これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実施率は共に十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されている場合においても、防火管理に対する認識不足等から、それらが形が化す傾向も見受けられる。

また、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平常の維持管理や訓練等の防火管理業務が適正に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例から明らかである。したがって、今後防火管理業務についての指導體制を整備するとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり防火管理の徹底を図る必要がある。

消防庁では、このような防火管理上の問題に対処するため、防火管理体制研究委員会を設置し、防火管理制度全般にわたり見直し作業を行った。その結果、防火管理業務を警備業者、ビル管理業者等の第三者に委託する場合の取扱いについて昭和58年10月に消防法施行規則を改正したほか、昭和59年度に防火管理者講習検討委員会を設置し、防火管理者の種別、防火管理者講習の教科内容及び指導要領を検討する等、防火管理体制の改善を進めている。

また、消防法違反の処理に積極的に取り組むため、昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置きハード、ソフト両面にわたり違反是正の推進を図っている。

イ 消防同意の重点的執行

消防法第7条の規定に基づく消防同意の制度は、建築主事等が建築物の新築、増築等について許可、確認等を行うに際し、消防機関が防火に関する専門的な立場から、防火に関する法令の規定に基づいて審査し、同意しなければ、当該許可、確認等を行うことはできないとする制度である。

この制度は、火災予防上大きな成果を上げてきたが、その多数部分を占め

る戸建専用住宅等については、法令上の規制が少なく、建築士の設計によりその防火に関する規定は担保されると考えられるため、昭和58年5月、消防法及び建築基準法を改正し、昭和59年4月から防火地域及び準防火地域以外の地域の建築士の設計による戸建専用住宅等については建築主事から消防機関への通知に切り替えることとし、消防同意については、予防行政上、より重要な旅館、ホテル、百貨店等不特定多数の者が利用する防火対象物に対し、一層重点的に実施することとした。

ウ 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ整備が十分でないものがあるため、これらの違反對象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。このため、全国消防機関に対し、主要な消防用設備等についての違反処理の手順を示す等により、悪質な違反對象物の一掃を図るよう指導しているところである。また、整備の促進を図るため、政府関係金融機関等の既存の融資制度の活用についての周知を図る一方、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度等の整備を指導している。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適正な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。

このため、防火対象物の関係者に対して点検整備の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

エ 表示・公表制度の普及による防火安全

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、防火対象物の防火対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、多数の者が利用する特定の防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、

一方、措置命令に従わない違反對象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が発足した。消防庁では、当面の目標を旅館・ホテルに置いて全国一斉に表示制度の推進を図ってきたが、ホテル・ニュージャパン火災を契機に表示制度の意義が更に浸透し「適マーク」の交付率も向上したことにかんがみ、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場、映画館、公会堂、集会場、百貨店、マーケット等にも拡大し、この種の防火対象物の防火安全対策の一層の推進を図っている。

なお、昭和58年には環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫等の、また、昭和59年には、日本開発銀行等の表示制度に係る特別融資制度を創設して、制度の推進体制を整備しているところである。

オ 洞道等における消防対策の充実

昭和59年11月に発生した東京都世田谷電話局管内の洞道火災では、消防活動が困難を極め、消火に多大の時間を要しただけでなく、この火災により情報ネットワークが破壊されたため、住民生活、経済活動等に重大な支障を与えた。

このため、消防庁では、庁内に設けた洞道等に関する消防対策検討会等、洞道等に関する消防対策を検討し、その結果を踏まえ、洞道等の占有者等に対しては出火防止対策、ケーブルの延焼防止対策等の推進を図るよう指導しているほか、火災が発生した場合の消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある洞道等について市町村の火災予防条例規制により、届出を義務づける等洞道等における防火安全対策の推進を図るよう指導しているところである。

カ 建築物の防災システムの総合化

最近の大規模・複雑な防火対象物の防火安全対策を一層推進するため、火災報知設備、消火設備等の消防用設備等を、エレクトロニクスの技術を用いて、相互に関連させ、判断機能を備えた総合的なシステムとすることにより、このような対象物における火災現象の多様化に対応していくことを検討する必要がある。

このため消防庁では、昭和58年度から建築物の防災システムの総合化についての調査研究に着手し、現在、防災システムのあり方、評価方法等につい

て調査研究を進めているところである。

キ 消防用機械器具等及び防災対象物品に係る基準・認証制度の国際化への対応

我が国の基準・認証制度については、政府部内に設けられた対外経済問題諮問委員会の昭和60年4月の報告に基づき、「原則自由，例外制限」等の視点に立って総点検し，我が国市場へのアクセス改善を図るべく検討が進められてきたところであるが，消防庁でも，消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について，この一環として検討を行い，同年7月にまとめられた「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において①防災規制の対象品目の削減，②消防用機械器具等の検定制度の対象品目の一部についての自己認証制度の導入等を初めとする一連の改善対策を行うことを決定した。

また，消防庁においては，従来からISO（国際標準化機構）等に積極的に参画し，消防用設備等の国際規格の策定に協力してきたところであり，さらに昭和59年12月に外国検査機関の検査データを受け入れるためのガイドラインを公表したところであるが，今後においても，アクション・プログラムの趣旨に即して，基準・認証制度の国際化への対応を一層強化することとしている。

（8）危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進

ア 危険物の保安の確保

危険物の保安を確保するため，昭和34年に消防法による全国的統一規制を実施して以来，様々な危険物施設の事故を教訓とし，また危険物の取扱いの態様の変化に即応して，危険物施設の構造等に関する技術基準，危険物の貯蔵取扱基準等を整備し，その保安の徹底を図っている。近年，科学技術及び産業経済の発展に伴い，新たな危険物品の出現，危険物流通形態の変容，危険物施設の省力化・大規模化など危険物行政を取り巻く環境の変貌が見られるところである。特に，近年の石油コンビナート等の危険物事故に加え，昭和60年5月には都内目黒区柿の木坂において危険物移送途上のタンク

ローリーが横転炎上する重大事故も発生している。今後の危険物行政はこれらの動向に適切に対応して技術基準等の整備を図っていく一方，危険物施設の多様化に対応するための専門職員の養成，危険物施設に対する日常の指導と査察の充実を図る等消防機関の体制の整備を進めていく必要がある。

また，危険物を取り扱う企業においては，その安全性を確保する社会的責任を有しているが，従業員の点検不十分，誤操作等危険物施設の管理運用面の欠陥に起因する事故が少なくない。このような実態にかんがみ企業においても，保安教育の徹底等自主保安体制の確立を図り，その社会的責任に立脚した防災体制の強化が強く望まれるところである。

危険物取扱者の試験事務の民間委譲については，昭和58年12月消防法の一部が改正され，都道府県知事の行っていた危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施事務に関し，その効率的な実施を図るため，指定試験機関制度が創設され，これを受け，昭和59年12月財団法人消防試験研究センターが自治大臣から指定試験機関として指定された。

なお，昭和60年4月から全都道府県知事の委任を受け試験業務を行っている。

イ 石油コンビナート防災体制

昭和49年12月に発生した水島臨海コンビナート重油流出事故を契機として，危険物・高圧ガスが大量に集積している石油コンビナート等に係る総合的な防災体制の確立を図るため，昭和51年6月に石油コンビナート等災害防止法が施行された。

石油コンビナート等特別防災区域は，現在33都道府県にわたり82地区が指定されており，当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が，特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに，防災資機材等（大型化学消防車，大型高所放水車，泡原液搬送車，オイルフェンス，油回収船等）が整備されている。一方，石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備が図られているが，なお一部未整備のところがある。

今後は，特定事業所の従業員に対する防災教育や自衛防災組織等における

防災訓練を更に改善強化し、自衛防災能力の向上を図る必要がある。また、関係市町村の消防についても整備を促進する必要がある。

このほか、その態容が多様であり、しかも拡大の危険性を有するという石油コンビナート災害の特性を踏まえ、事故の発生状況を分析できるようにするための石油コンビナート事故データベースシステムについて、引き続きその整備を図ることとしている。

ウ 石油備蓄基地等への対応

石油精製、石油化学等の工場の集中立地といった従来型の石油コンビナートに加えて、近年、石油備蓄法に基づく民間備蓄の義務化や石油公団法に基づく国家備蓄の実施により、石油の大規模な地中備蓄、岩盤備蓄、洋上備蓄等の新しい備蓄基地が建設され、又は建設が見込まれている。

エネルギー小国の我が国にとって、石油等の備蓄は極めて重要な意義を有するものであるが、地域の安全性確保に万全を期すため、石油備蓄の態様に応じた技術基準上の措置を講じてきており、今後とも、新しく建設される備蓄基地についての石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定、技術基準の一層の整備等、適時適切な対応を進める必要がある。

エ 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、昭和58年8月事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

(9) 林野火災対策の推進

昭和58年4月27日に東北地方を中心に同時多発した林野火災は、連日の異常乾燥に強風が重なるといった気象条件の下で、急速に延焼・拡大し、広範な林野を焼損したほか、集落に延焼する等、多大の被害をもたらした。林野火災の恐しさを改めて見せつけた。また、昭和60年2月2日には、異常乾燥注意報発令下の愛媛県川之江市で発生した林野火災は、香川県にも延焼拡大し、

住民の一部が一時避難するなど大きな被害をもたらした。

林野火災の特徴は、第1に、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、第2に、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶにとどまらず、集落への延焼のおそれがあること、第3に、地形、気象等の自然条件から人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難であること、第4に、冬季から春季にかけて集中的に発生するという季節性があること、にある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

第1は、入山者、林野周辺住民、林業関係者等の防火意識の醸成、林野火災多発期における監視パトロールの強化、異常乾燥・強風時における火の始末の徹底等により出火防止対策を強化することである。

第2は、防火水槽、可搬式散水装置、消防無線等の林野火災用消防施設等の整備を充実するとともに、相互応援協定による広域的な消防体制の確立及び消防団員の確保を図ることである。

第3は、機動的・効果的な防ぎょ活動を実施するため、ヘリコプターによる空中消火体制を整備することである。

さらに、林野火災は特定の地域に集中して発生する傾向があることから、重点的、計画的な地域ぐるみの林野火災対策を一層推進する必要がある。

(10) 特殊災害対策の推進

ア ガス災害対策の推進

昭和59年中のガス事故は減少したものの、多くの被害が出ており、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。また、消防関係者については、消防大学校、各都道府県消防学校等に

において、ガス災害対策に関する教育を充実する等により、その資質の向上に努めることが必要である。

なお、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、その設置の促進に努めているところである。

イ 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の都道府県と市町村は、地域防災計画において緊急モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えている。今後は、地域防災計画に基づく原子力災害対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

ウ 航空機災害対策の推進

航空機事故はいったん発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者・行方不明者520名を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。奇跡的に生存者4名が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難をきわめた。

この種の航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、大規模災害用資機材の整備を計画的に進めるとともに、これらの資機材を始め、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

特に、機動性を有し、大規模災害時における有効な資機材としてのヘリコプターについては、消防機関においてその導入を進めるとともに、現に消防機関が保有するヘリコプターの広域的運用体制の確立を図ることが喫緊の課

題である。

また、航空機災害のほぼ半数が離着陸時に発生していることから、空港及びその周辺における消火救難体制の確立もきわめて重要である。

空港内での航空機災害に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消火救難資機材を整備することとされており、その基準は国際民間航空条約に定められているが、空港の消防力は、一部を除き、いまだ満足すべき状態になく、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、周辺市町村との応援体制の確立を含む消防体制の整備に努めるとともに、空港管理者との連携、協力体制を確保する必要がある。

エ 海難救助対策の推進

昭和60年6月10日に我が国が締約国となった「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」は、同年6月22日に発効した。この条約は、海上における遭難者を迅速かつ効果的に救助するため、沿岸国が自国の周辺水域において適切な捜索救助業務を行うための国内制度を確立すること等を定めている。このような状況変化等を踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関協力体制を確立することを目的として消防庁を含む国の関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられたほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災部局、消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられた。地方公共団体及び消防機関としては、今後ともこの体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

(11) 研究開発の推進

災害の多様化、大規模化に対処するためには、消防力の充実、予防対策の徹底、災害に強い安全なまちづくり等の行政施策の推進とともに、各種災害の発生防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発とその応用が果たす役割はますます重要になっている。

消防研究所においては、消防防災に関する科学技術の研究開発を推進する

に当たって、時代の要請に応じた課題に重点を置いて研究を行っている。

現在における主要研究課題は、地震火災対策として市街地延焼抑止法及び危険物施設における地震被害の軽減手段、消防用機械器具の改良開発として消防用機器の自動化と住宅用火災感知システムの開発、石油コンビナート等の災害防止技術の開発として危険物の評価を含め化学工場や石油タンク等の消防対策、その他の火災対策となっている。

特に、昭和60年度からは、新たに林野火災の研究を取り上げ、出火、延焼、飛火危険について調査研究し、続発する林野火災の拡大防止策に役立つよう研究の一層の促進を図ることとしている。

今後、研究を効率的、効果的に実施するためには、研究施設設備の整備を図るとともに、災害の動向及び研究需要の系統的調査の実施並びに高度化する研究開発への対応及び国際間の情報交換についての研究体制の一層の強化を図る必要がある。

第2 火災等の災害の実態

1 火 災

昭和59年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、死者、負傷者、焼損棟数、り災世帯数、り災人員及び出火率は前年に比べそれぞれ増加しているが、焼損面積及び損害額は前年に比べ減少している。

火災の概況を1日当たりでみると、第2表のとおり、出火件数は174件、死者は5.7人となっている。また、昭和50年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおり、このところ減少の傾向を示していた放火自殺者を除いた死者数、出火件数及び建物焼損面積の動きに変化がみられる。なお、昭和51年における損害額の著しい伸びは、酒田市大火の影響によるものである。

(1) 出火件数

ア 出火件数は増加

昭和59年中の出火件数は6万3,789件で、前年に比べ4,049件(6.8%)増加している。

イ 建物火災は全火災の60.0%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の60.0%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、林野火災、車両火災と続いている。

次に、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおり、車両火災を除きいずれも横ばい若しくは減少の傾向にあったが、昭和59年は船舶火災及び航空機火災を除きいずれも増加している。

第1表 火災の概況

区 分	単 位	昭和59年	昭和58年	増 (A) — (C)	減 (B)	増 減 率 (C) (B) × 100 (%)
		(A)	(B)			
出 火 件 数	件	63,789	59,740		4,049	6.8
建 物		38,254	37,395		859	2.3
林 野		4,786	3,918		868	22.2
車 両		4,758	4,638		120	2.6
船 舶		147	179	△	32	△ 17.9
航 空 機		2	4	△	2	△ 50.0
そ の 他		15,842	13,606		2,236	16.4
焼 損 棟 数	棟	51,949	50,615		1,334	2.6
全 焼		13,767	13,563		204	1.5
半 焼		5,025	4,686		339	7.2
部 分 焼		33,157	32,366		791	2.4
建物焼損面積	m ²	2,031,409	1,954,917		76,492	3.9
林野焼損面積	a	372,739	766,602	△	393,863	△ 51.4
死 者	人	2,089	1,828		261	14.3
負 傷 者	人	7,858	7,407		451	6.1
り災世帯数	世 帯	37,764	36,794		970	2.6
全 損		10,295	10,052		243	2.4
半 損		3,383	3,378		5	0.1
小 損		24,086	23,364		722	3.1
り災人員	人	119,822	117,678		2,144	1.8
損 害 額	百万円	146,210	150,579	△	4,369	△ 2.9
建 物		141,603	141,093		510	0.4
林 野		1,187	4,752	△	3,565	△ 75.0
車 両		1,668	1,564		104	6.6
船 舶		394	762	△	368	△ 48.3
航 空 機		0	1,061	△	1,061	皆 減
そ の 他		1,357	1,346		11	0.8
出 火 率		5.3	5.0		0.3	—

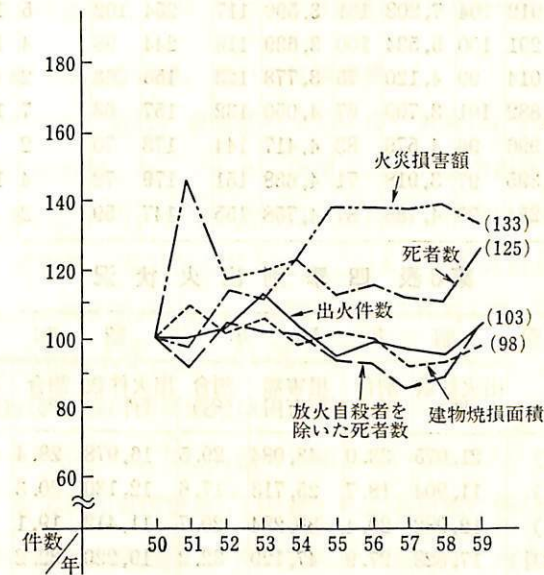
(注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。
以下同じ。
2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。
3 損害額等については、調査中のものがあり、異動することがある。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区 分	単 位	昭和59年	昭和58年	
全火災1日当たり	出火件数	174	164	
	損害棟数	399	413	
	建物焼損面積	142	139	
	林野焼損面積	5,550	5,356	
	り災世帯数	1,018	2,100	
	り災人員	103	101	
	死傷者	327	322	
	死者	5.7	5.0	
	負傷者	21.5	20.3	
全火災1件当たり	損 害 額	万 円	229	252
建物火災1件当たり	損害額	万 円	370	377
	建物焼損面積	m ²	53	52
	焼損棟数	棟	1.4	1.4
	り災世帯員	世 人	1.0	1.0
	り災人員	人	3.1	3.1
林野火災1件当たり	損害額	万 円	25	121
	林野焼損面積	a	78	196

第3図 火災の傾向

(昭和50年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭 和 59 年	昭 和 58 年
建 物 火 災	60.0%	62.6%
林 野 火 災	7.5	6.6
車 両 火 災	7.5	7.8
船 舶 火 災	0.2	0.3
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	24.8	22.8
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和50年=100)

年 別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
50	38,455	100	5,517	100	3,078	100	248	100	4	100	14,910	100
51	38,796	101	5,549	101	3,099	101	233	94	5	125	14,622	98
52	39,302	102	5,227	95	3,392	110	215	87	2	50	15,836	106
53	39,912	104	7,208	131	3,590	117	254	102	5	125	19,454	130
54	38,291	100	5,534	100	3,639	118	244	98	4	100	16,082	108
55	38,014	99	4,120	75	3,773	123	155	63	2	50	13,821	93
56	38,882	101	3,709	67	4,050	132	157	63	7	175	13,983	94
57	36,996	96	4,579	83	4,417	144	173	70	2	50	14,401	97
58	37,395	97	3,918	71	4,638	151	179	72	4	100	13,606	91
59	38,254	99	4,786	87	4,758	155	147	59	2	50	15,842	106

第6表 四季別出火状況

年 別	昭 和 59 年				昭 和 58 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	21,075	33.0	43,084	29.5	16,978	28.4	45,290	30.1
夏季(6月~8月)	11,904	18.7	25,713	17.6	12,130	20.3	26,578	17.7
秋季(9月~11月)	12,982	20.4	30,284	20.7	11,412	19.1	30,517	20.3
冬季(1月,2月,12月)	17,828	27.9	47,129	32.2	19,220	32.2	48,195	32.0
計	63,789	100.0	146,210	100.0	59,740	100.0	150,579	100.0

(注) 損害額は百万円未満を四捨五入したため、計が各季別の合計と一致しない場合がある。

ウ 冬季, 春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、火災は、低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和59年中では、冬季と春季で総出火件数の61.0%を占めている。

エ 出火率は5.3

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は全国平均で5.3と前年に比べ増加しているが、昭和59年は、昭和50年に比べて、出火件数で2.5%上回り、出火率で0.3ポイント下回っている(第7表参照)。

第7表 出火率, 出火件数, 人口及び世帯数の変化

区 分	昭 和 59 年	昭 和 50 年	増減率(%)
出 火 率	5.3	5.6	—
出 火 件 数(件)	63,789	62,212	2.5
うち建物火災	38,254	38,455	0.5
人 口(人)	119,316,468	110,948,837	7.5
世 帯 数(世帯)	37,934,575	33,310,006	13.9

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

オ 出火率の高いのは香川県, 低いのは奈良県

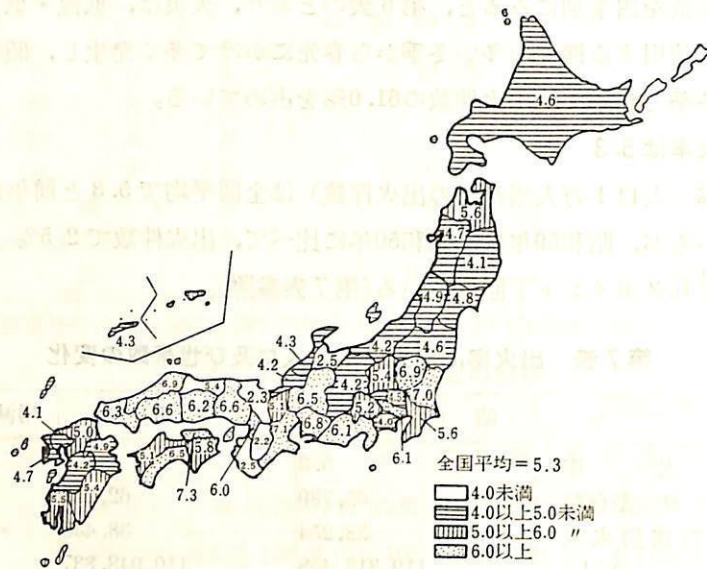
都道府県別の出火件数は、東京都の7,062件を最高に、大阪府、愛知県、兵庫県、神奈川県の順となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、奈良県と和歌山県の277件を最低に、富山県、鳥取県、福井県の順となっている(附属資料3参照)。都道府県別の出火率は、第8図のとおり、全国平均5.3に対して、最高は香川県の7.3、最低は奈良県の2.2となっている。

カ 火災通報は119番, 初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話「119番」による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

第8図 都道府県別出火率



第9表 覚知方法別出火件数

(昭和59年中)

覚知方法別	区分	出火件数(件)	構成比(%)
火災報知機		256	0.4
火災報知専用電話(119番)		50,129	78.6
加入電話		2,953	4.6
警察電話		1,620	2.5
望楼発見		5	0.0
駆け付け通報		788	1.2
事後聞知		6,801	10.7
その他		1,237	1.9
計		63,789	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位:件,%)

年別	簡易消火器具		消火器		固定消火設備		その他		初期消火なし	
	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合	出火件数	割合
50	17,994	28.9	15,687	25.2	1,763	2.8	26,768	43.0
59	12,245	19.2	16,537	25.9	1,014	1.6	15,755	24.7	18,238	28.6

(注) 昭和50年中の初期消火をしなかった出火件数は、その他に含む。

(2) 損害額

昭和59年中における火災による損害の額は1,462億1,000万円で、前年(1,505億7,900万円)に比べ43億6,900万円減少しており、火災1件当たりでは229万円(前年252万円)となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の96.8%を占めている(第1表参照)。

第11表 損害額の推移

(昭和50年=100)

区分	年別	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
損害額(億円)	指数	100	146	118	119	124	137	137	135	137	133
	1件当たり損害額(千円)	1,771	2,583	2,023	1,854	2,145	2,517	2,473	2,461	2,521	2,292
1件当たり損害額(千円)	指数	100	146	114	105	121	142	140	139	142	129

(3) 死者

昭和59年中は、三井石炭鉱業(株)三池炭鉱三池坑有明区域の坑内火災(死者83人)、愛媛県の三島ビル火災(死者8人)などがあり、放火自殺者を除いた火災による死者は1,338人で、前年(1,152人)に比べ186人増加しており、過去10年間では昭和52年に次いで2番目に多い人数となっている。こ

れに対し、放火自殺者は751人で、前年(676人)に比べ75人増加している。

第12表 火災による死傷者の推移

区分	年別	41~49 年平均	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
	死者数(人)	放火自殺者を除いた数	1,271	1,300	1,202	1,350	1,323	1,301	1,238	1,226	1,096	1,152
	放火自殺者数	170	374	446	559	531	769	709	745	753	676	751
	計	1,441	1,674	1,648	1,909	1,854	2,070	1,947	1,971	1,849	1,828	2,089
指数	放火自殺者を除いた数	100	102	95	106	104	102	97	96	86	91	105
	放火自殺者数	100	220	262	329	312	452	417	438	443	398	442
	計	100	116	114	132	129	144	135	137	128	127	145
負傷者数(人)		9,241	8,232	9,365	8,506	8,718	8,157	8,049	8,004	8,112	7,407	7,858
指数		100	89	101	92	94	88	87	87	88	80	84

ア 建物火災による死者は111人増加

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ111人増加して1,374人となり死者総数に対する割合も65.8%となっている。

第13表 火災種別死傷者数

(昭和59年中)

火災種別	死 者		負 傷 者	
建物火災	1,374人	65.8%	6,848人	87.1%
林野火災	41	2.0	229	2.9
車両火災	217	10.4	235	3.0
船舶火災	1	0.0	27	0.3
航空機火災	1	0.0	1	0.0
その他の火災	455	21.8	518	6.6
計	2,089	100.0	7,858	100.0

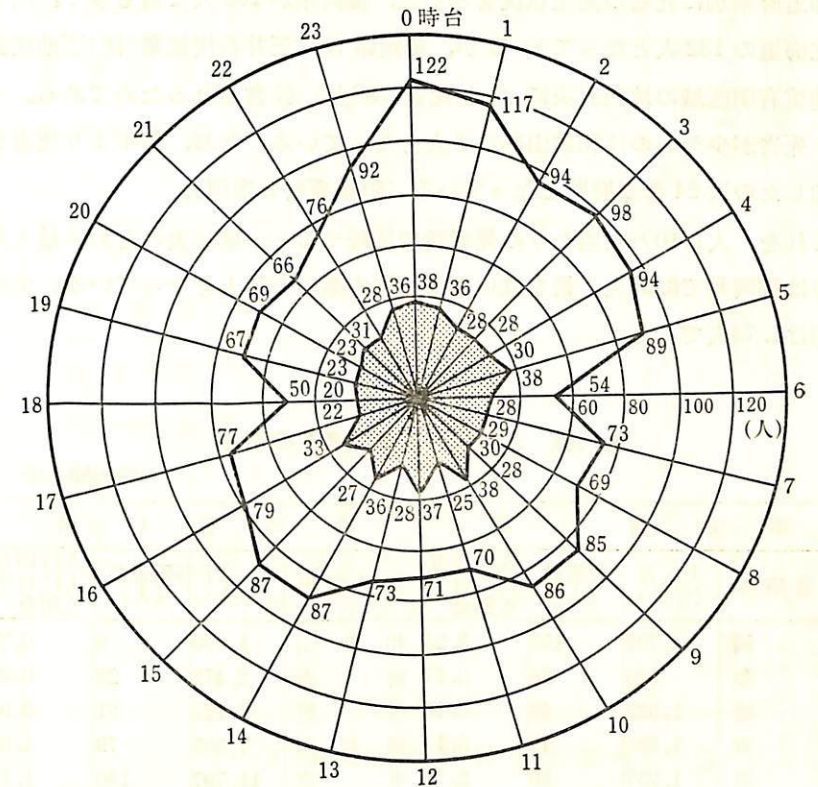
第14表 月別死傷者発生状況

(昭和59年中)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	369	257	270	173	161	109	73	100	91	112	156	218	2,089
割合(%)	17.7	12.3	12.9	8.3	7.7	5.2	3.5	4.8	4.4	5.4	7.5	10.4	100.0
うち放火自殺者(人)	84	86	87	78	62	56	33	47	46	50	51	71	751
割合(%)	11.2	11.5	11.6	10.4	8.3	7.5	4.4	6.3	6.1	6.7	6.8	9.5	100.0
負傷者(人)	874	849	925	773	655	508	502	558	469	454	564	727	7,858
割合(%)	11.1	10.8	11.8	9.8	8.3	6.5	6.4	7.1	6.0	5.8	7.2	9.3	100.0

第15図 時間帯別死者発生状況

(昭和59年中)



(注) 1 死亡時刻不明者144人(うち放火自殺者31人)を除く。
2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

エ 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い

建物火災の死者1,354人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が827人(61.1%)、部分焼の場合が329人(24.3%)、半焼の場合が198人(14.6%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、専用住宅での死者が1,041人(76.9%)、併用住宅での死者が187人(13.8%)で両方で建物火災の死者の9割を占めている。また、1階での死者が最も多く907人(67.0%)、次いで2階が362人(26.7%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が950人で最も多く70.2%を占め、次いで防火構造が230人で17.0%となっている。

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(昭和59年中)

死因別 構造別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打撲・ 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
木 造	327	385	2	22	22	758	192	950
防 火 造	93	79		7	6	185	45	230
簡易耐火造	20	15		2		37	8	45
耐 火 造	37	27	6	2	3	75	27	102
そ の 他	10	8			1	19	8	27
計	487	514	8	33	32	1,074	280	1,354

オ 死因は火傷が48.7%、中毒・窒息が44.4%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。火傷による死者が651人で48.7%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が594人で44.4%となっている。

カ 高齢者、乳幼児の死者は前年より増加

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが1,011人で放火自殺者を除く死者総数1,338人の75.6%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが315人と最も多

第19表 死因別死者発生状況の推移

年別	死因別 一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打撲・ 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
55	502 (40.5)	649 (52.4)	17 (1.4)	30 (2.4)	40 (3.2)	1,238 (100.0)	709 [36.4]	1,947
56	478 (39.0)	670 (54.6)	6 (0.5)	25 (2.0)	47 (3.8)	1,226 (100.0)	745 [37.8]	1,971
57	438 (40.0)	574 (52.4)	25 (2.3)	23 (2.1)	36 (3.3)	1,096 (100.0)	753 [40.7]	1,849
58	411 (35.7)	647 (56.2)	5 (0.4)	29 (2.5)	60 (5.2)	1,152 (100.0)	676 [37.0]	1,828
59	594 (44.4)	651 (48.7)	9 (0.7)	39 (2.9)	45 (3.4)	1,338 (100.0)	751 [36.0]	2,089

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

くなっている。

さらに細かくみると、放火自殺者を除く死者総数のうち54.2%に当たる725人が高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者によって占められている。

また、61歳以上の高齢者の火災による死者数をその人口と比較してみると、第21表のとおり高齢者人口10万人当たりの死者数は4.26人となっており、この率は過去15年間で4番目に低いものとなっている。

キ 1件で3人以上の死者を出した火災は43件

昭和59年中は、三井石炭鉱業(株)三池炭鉱三池坑有明区域の坑内火災(死者83人)、愛媛県の三島ビル火災(死者8人)を含め、1件で3人以上の死者を出した火災は43件(前年44件)発生し、これによる死者は237人(前年172人)となっている。

火災種別ごとにとみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で36件発生している。

建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が95人で72.5%を占めている。

第21表 高齢者（61歳以上）の人口と死者数

(昭和59年=100)

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当 たりの死者数	
	人口(千人)A	指 数	死者(人)B	指 数	B/A×100	指 数
55	14,001	100	663	100	4.74	100
56	14,571	104	589	89	4.04	85
57	15,009	107	541	82	3.60	76
58	15,461	110	608	92	3.93	83
59	15,985	114	681	103	4.26	90

(注) 人口は各年とも10月1日現在の推計人口（総理府統計局調べ）による。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(昭和59年中)

区 分	計	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	83 人
計	43(237)	27(81)	10(40)	1(5)	1(6)	2(14)	1(8)	1(83)
建物火災								
全焼	25(95)	17(51)	4(16)		1(6)	2(14)	1(8)	
半焼	5(17)	3(9)	2(8)					
部分焼	6(19)	5(15)	1(4)					
林野火災								
野火	6(23)	2(6)	3(12)	1(5)				
車両火災								
船舶火災								
航空機火災								
その他の火災	1(83)							1(83)

(注) ()内は死者数を示す。

ク 放火自殺者は死者総数の36%

昭和59年中の放火自殺者は751人で、前年(676人)より75人増加しており、死者総数に占める割合は36.0%となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり31~40歳が214人(前年176人)と最も多く、全体の28.5%を占めている。性別では男性475人、女性276人となっている。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況

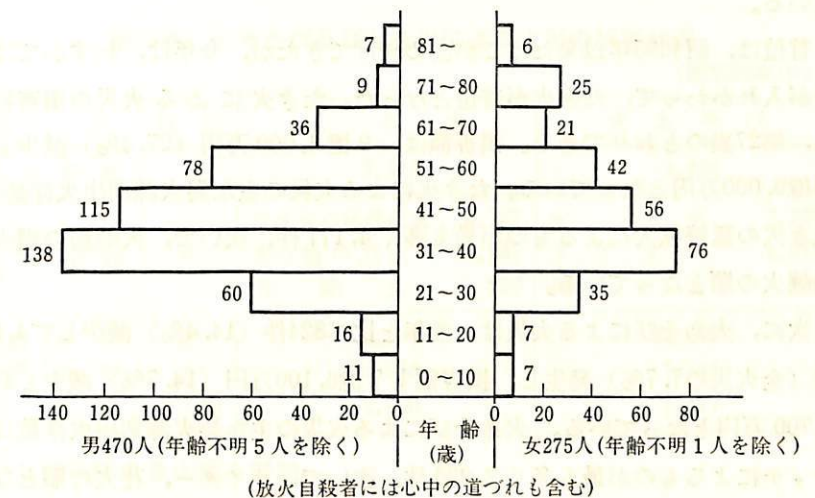
(昭和59年中)

区 分	出 火 件 数	死 者 数							
		計	一般住宅	共同住宅	店 舗	工 場	そ の 他	病 院	寄 宿 舎
			専用住宅	併用住宅					
計	36	131	68	27	14	3	7	6	6
			95		24				
1 階	26	52	33	7	1		2	6	3
2 階	5	59	35	6	10	3	2		3
3 階	2	12		6	3		3		
4 階	1	2		2					
5 階	1	4		4					
屋外		2		2					
不明	1								

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況

(昭和59年中)



(4) 出火原因

昭和59年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数6万3,789件のうち、失火による火災が4万7,263件(74.1%)で、火災の大半は火気の手配の不注意や不始末から発生している。

第25表 出火原因別出火件数

(昭和59年中)

区 分	出火件数(件)	割 合(%)
失 火	47,263	74.1
放 火・放 火 の 疑 い	7,688	12.1
自 然 発 火・再 燃	1,161	1.8
天 災	128	0.2
不 明	7,549	11.8
計	63,789	100.0

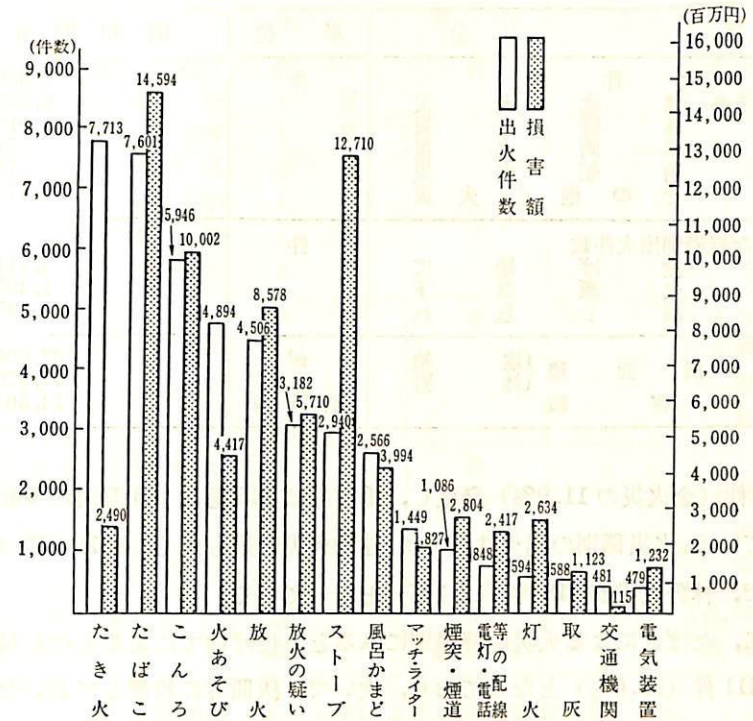
ア 「たき火」による火災が首位、火あそびによる火災は減少

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、たき火による火災が、7,713件で前年に比べ2,225件(40.5%)増加し、全火災の12.1%(前年9.2%)を占め首位、次いで、たばこ、こんろ、火あそびの順となっている。

首位は、昭和35年以来たばこが占め続けてきたが、今年は、わずかではあるが入れかわって、たき火が首位となった。たき火による火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は、9億4,000万円(27.4%)減少して24億9,000万円となっている。たき火による火災の主な発火源別出火件数は、たき火の延焼拡大によるものが最も多く4,177件、次いで、火の粉の飛火、虫焼火の順となっている。

次に、火あそびによる火災は、前年と比べ824件(14.4%)減少して4,894件(全火災の7.7%)発生し、損害額も7億6,100万円(14.7%)減少し44億1,700万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、マッチによるものが最も多く2,236件、次いで、ライター、花火の順となっている。

第26図 出火原因別の出火件数と損害額



第27表 火あそび及びたき火による火災の損害状況

(昭和59年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出火件数	件	7,713	4,894
主な発火源別出火件数	件	たき火の延焼拡大	マ ッ チ 2,236
		火の粉の飛火	ラ イ タ ー 1,217
		虫 焼 火 289	花 火 192
焼損面積	建物	70,032	82,173
	林 野	84,356	7,146
損害額	百万円	2,490	4,417

イ たばこによる火災も増加

たばこによる火災は、第28表のとおり、前年に比べ257件(3.5%)増加して

1,000万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く、2,011件で全体の68.4%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが772件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法の誤りの順になっている。

オ 「放火及び放火の疑い」による火災は減少

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第31表のとおりである。放火による出火件数は4,506件で前年に比べ27件(0.6%)増加し、放火の疑いによるものは3,182件で前年に比べ118件(3.6%)減少している。この結果、放火及び放火の疑いは合わせて7,688件(全火災の12.1%)で、前年に比べ91件(1.2%)減少している。放火による損害額は85億7,800万円で、前年に比べ15億4,200万円(15.2%)減少しており、放火の疑いによるものを合わせると142億8,800万円で前年に比べ18億9,000万円(11.7%)減少している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,191件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たばこによるものの順になっている。

また、放火(疑いを含む)された時間帯をみると、夜間から深夜にかけてピークとなっており、夜間(20時以降翌朝の6時までの間)には、4,791件で62.3%を占めている。

第31表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和59年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計	
出 火 件 数	件	4,506	3,182	7,688	
うち ライターによるもの		1,208	983	2,191	
マ ッ チによるもの		870	365	1,235	
た ば こによるもの		22	35	57	
焼 損 面 積	建 物 林 野	m ²	78,045	66,587	144,632
		a	224	1,125	1,349
損 害 額	百 万 円	8,578	5,710	14,288	

カ 着火物は「枯れ草」が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

第32表 主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 59 年		昭 和 58 年	
	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)	出 火 件 数 (件)	総出火件数に占 める割合 (%)
枯 れ 草	10,231	16.0	7,787	13.0
動 植 物 油	4,442	7.0	4,032	6.7
紙くず・わらくず	3,565	5.6	3,920	6.6
寝 具	3,529	5.5	3,437	5.8
袋・紙 製 品	2,822	4.4	2,986	5.0
合成樹脂と成形品	2,532	4.0	2,462	4.1
ガ ソ リ ン	2,157	3.4	2,176	3.6
織 維 製 品	1,869	2.9	1,856	3.1
落 葉	1,544	2.4	1,330	2.2
礦 物 油	1,426	2.2	1,326	2.2

(注) 昭和59年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

(5) 火災種別ごとの状況

ア 建物火災

(ア) 建物火災は1日に105件、14分ごとに1件

建物火災の出火件数は3万8,254件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移してきたが、昭和59年は前年に比べ859件(2.3%)増加している(第5表参照)。

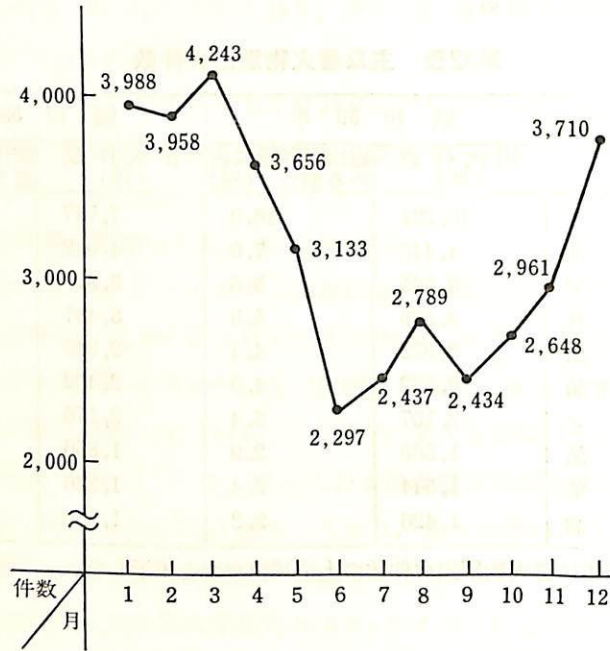
次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、冬季から春先にかけて多く発生している。

(イ) 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万9,339件で最も多く、全体の半数(50.6%)を占めて

第33図 建物火災の月別出火件数

(昭和59年中)



いる。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

(ウ) 木造建物の火災が57.2%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は2万1,899件で建物出火件数の57.2%を占め、次いで、防火造建物、耐火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合(延焼率)を火元建物の構造別にみると、木造建物の場合が最も高く、出火件数の22.4%(5件のうち1件)が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物の場合が66.7㎡と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (㎡)	損害額 (百万円)
		昭和59年 (件)	昭和58年 (件)	増減率 (%)		
居	住	19,339	18,678	3.5	804,572	51,841
工	場・作	4,404	4,361	1.0	427,501	34,476
倉	庫	3,252	3,363	△ 3.3	241,606	12,434
飲	食	1,466	1,372	6.9	52,187	5,589
事	務	846	779	8.6	33,249	2,980
養	畜	460	469	△ 1.9	10,101	1,870
学	校	362	414	△ 12.6	29,984	1,080
車	庫	318	343	△ 7.3	9,626	494
旅	館・ホ	315	304	3.6	26,335	2,020
神	社・寺	252	204	23.5	20,119	2,341
百	貨店・マ	227	223	1.8	7,900	1,437
病	院・診	142	151	△ 6.0	4,505	563
劇	場・興	118	125	△ 5.6	9,394	1,068
官	公	92	86	7.0	4,387	337
福	祉・保	73	68	7.4	1,914	93
浴	場	52	57	△ 8.8	3,529	181
そ	の	6,536	6,398	2.2	344,500	22,799
	他					
	計	38,254	37,395	2.3	2,031,409	141,603

第35表 火元建物の構造別損害状況

構造別	年 別				昭 和 59 年				
	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	出火件数	延焼率 (%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積 (㎡)	1件当たり損害額 (千円)
木 造	21,881	22,552	21,060	21,396	21,899	22.4	32,257	66.7	3,727
防 火 造	6,661	6,405	6,033	5,890	5,965	13.0	7,491	35.9	3,652
簡易耐火造	3,548	3,574	3,528	3,595	3,696	9.4	4,320	51.6	5,272
耐 火 造	4,182	4,441	4,492	4,630	4,573	2.3	4,706	9.9	4,484
その他・不明	1,742	1,910	1,883	1,884	2,121	42.6	3,175	56.8	4,484
全建物火災	38,014	38,882	36,996	37,395	38,254	18.4	51,949	53.1	3,702

(エ) 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第36表のとおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万2,907件で全体の59.9%を占め、焼損面積では1件の火災につき50m²未満の出火件数が2万8,218件で全体の73.8%を占めており、建物火災の多くは小火災である。

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(昭和59年中)

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(m ²)	出火件数
10未満	17,643	50未満	28,218
10～50	5,264	50～100	3,799
50～100	2,233	100～200	3,764
100～500	6,618	200～300	1,279
500～1,000	2,950	300～500	725
1,000～2,000	2,095	500～1,000	349
2,000～3,000	664	1,000～2,000	86
3,000～5,000	419	2,000～3,000	22
5,000以上	368	3,000以上	12
計	38,254	計	38,254

(オ) 建物火災はこんろによるものが多い

建物火災の主な出火原因は第37図のとおりであり、こんろによるものが5,877件(全体の15.4%)と最も多く、次いで、放火(疑いを含む。), たばこ, ストープの順となっている。

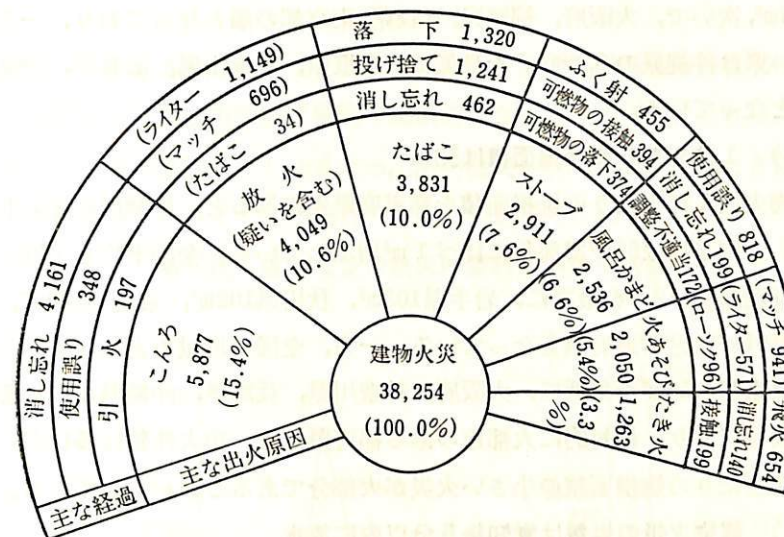
こんろによる火災5,877件のうち4,161件(70.8%)は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが348件、ガスや石油等に引火したものが197件となっている。放火(疑いを含む。)による火災は4,049件で、ライターによるもの1,149件(28.4%), マッチによるもの696件、たばこによるもの34件となっている。

(カ) 3DKの住宅3万戸相当分が焼損

建物焼損面積は、前年に比べ7万6,492m²(3.9%)増加して203万1,409m²

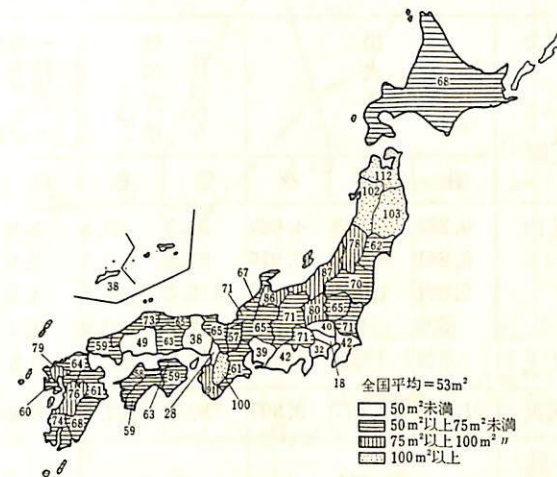
第37図 建物火災の主な出火原因と経過

(昭和59年中)



第38図 建物火災1件当たりの焼損面積

(昭和59年中)



となった。これは3DK (65m²) の住宅が約3万戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で13万2,833m²、次いで、大阪府、福岡県、青森県、東京都の順となっており、一方、少ない県は沖縄県の8,680m²を最低に、鳥取県、和歌山県、滋賀県、徳島県の順となっている。

(キ) 1件当たりの焼損面積は53m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38図のとおりである。全国平均は53m²で前年に比べ1m²増加している。全国平均を上回るのは、青森県の112m²を最高に、岩手県103m²、秋田県102m²、奈良県100m²、和歌山県91m²など37道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の18m²を最低に、大阪府、神奈川県、兵庫県、沖縄県など10都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

(ク) 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況をみると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万1,868件

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況

(昭和59年中)

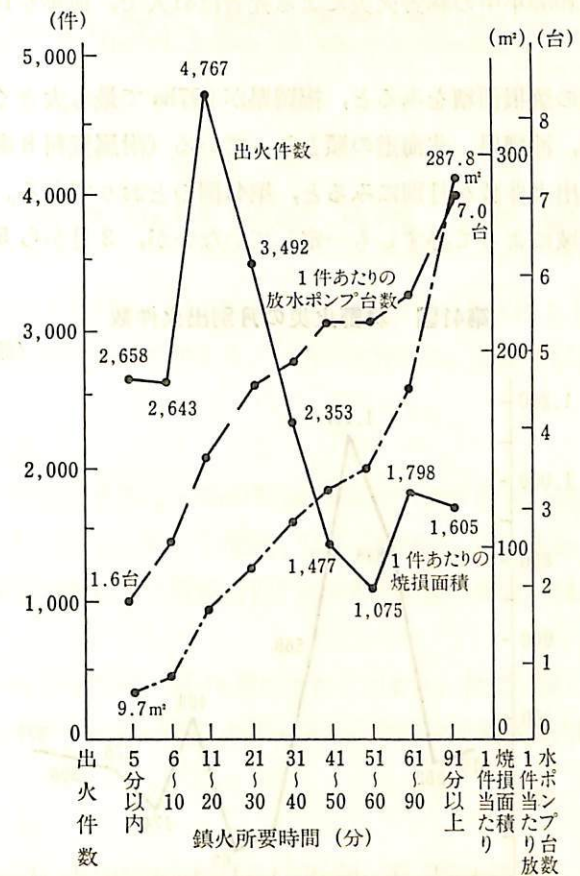
区分 昼夜別 覚知から 放水開始 まで	出火件数			一件当たり 焼損面積 (m ²)		一放台 件水 当ポン たりプ 数 (台)		延 焼 率 (%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
5分以内	9,885	5,858	4,027	54.3	63.6	3.8	4.4	29.5
6~10	8,841	4,926	3,915	81.4	110.7	3.9	4.4	30.6
11~15	2,021	1,131	890	115.3	127.7	4.2	4.5	30.0
16~20	598	304	294	132.3	132.9	4.1	4.3	30.6
21分以上	523	258	265	136.5	152.9	3.8	3.6	36.9
放水した建物火災	21,868	12,477	9,397	80.2	107.2	3.9	4.4	30.2
全建物火災 (放水しなかった 火災を含む。)	38,254			54.5		2.3		18.4

(建物火災の57.2%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内のものは9,885件(45.2%)、10分以内のものは1万8,726件(85.6%)となっている。

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況

(昭和59年中)



(ケ) 建物火災の46.0%は放水開始後20分以内に鎮火

消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第40図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,767件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は1万68件で全体の46.0%となっている。

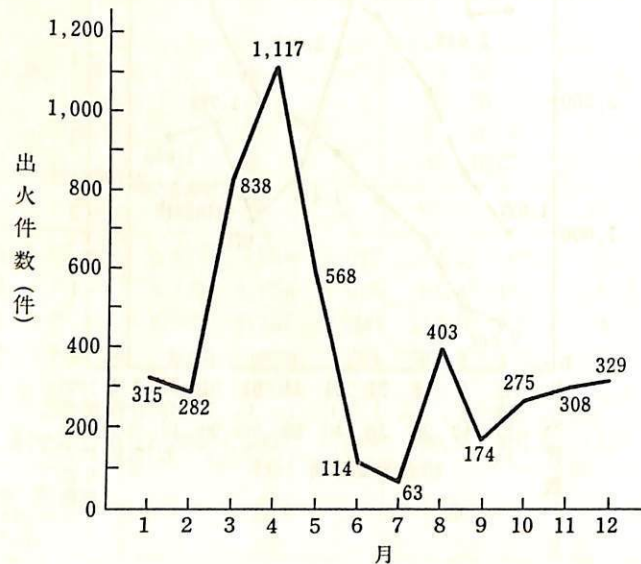
イ 林野火災

昭和59年中の林野火災の出火件数は4,786件で、前年に比べ868件(22.2%)増加した。焼損面積は3,727haで前年より3,939ha(51.4%)、林野損害額は11億8,700万円で前年より35億6,500万円(75.0%)と、それぞれ大幅に減少している。これは、前年のような大規模な林野火災の発生がなかったことによる。なお、昭和59年中の林野火災による死者は41人で、前年を16人上回っている。

都道府県別の焼損面積をみると、福岡県が997haで最も大きく、次いで広島県、兵庫県、沖縄県、北海道の順となっている(附属資料8参照)。

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、3月から5月にかけて

第41図 林野火災の月別出火件数 (昭和59年中)



多く発生している。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となり、かつ、山菜取りや山林作業の開始等のために森林に入り込む人々が多くなり、出火の危険性が高くなるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりである。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、4,735件で全体の98.9%を占めている。

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況 (昭和59年中)

区分	焼損面積 10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	計
出火件数(件)	4,735	30	8	1	4	8	4,786
焼損面積(ha)	1,387	398	187	37	169	1,548	3,727
損害額(千円)	634,015	145,610	46,733	45,000	79,238	236,866	1,187,462

林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが1,777件で全体の37.1%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火の順となっている。

ウ 車両火災

昭和59年中の出火件数は4,758件で前年に比べ120件(2.6%)、損害額は16億6,800万円で前年と比べ1億400万円(6.6%)、それぞれ増加している。一方、車両火災による死者は217人で前年に比べ23人(11.9%)増加している。

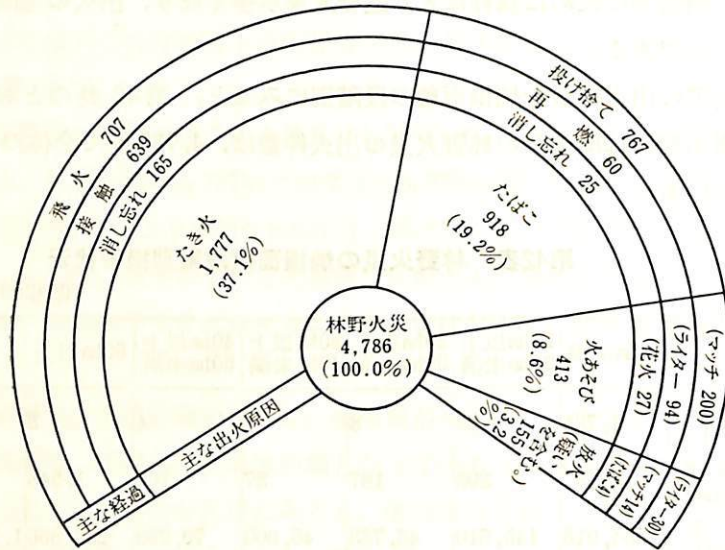
車両火災の出火原因は、第44図のとおりであり、放火(疑いを含む。)によるものが1,254件(26.4%)と最も多く、次いで交通機関内配線、たばこの順になっている。

エ 船舶火災

昭和59年中の出火件数は前年に比べ32件(17.9%)減少し、147件となっている。また、損害額は前年より3億6,800万円(48.3%)減少し、3億

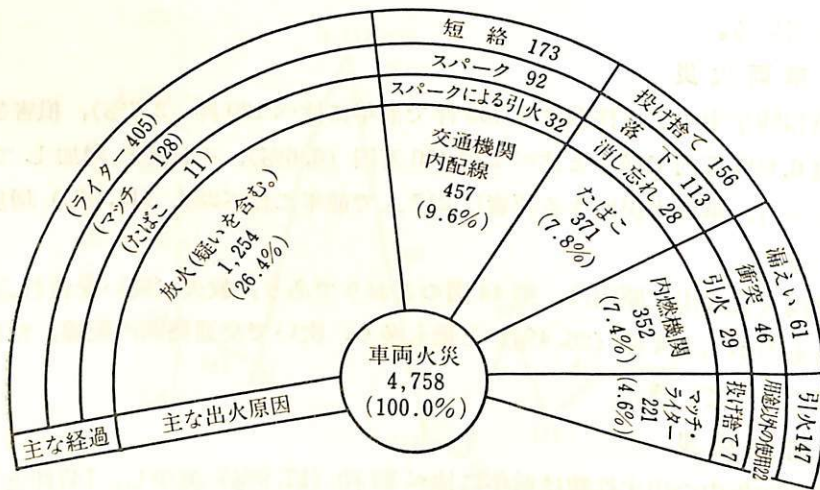
第43図 林野火災の主な出火原因と経過

(昭和59年中)



第44図 車両火災の主な出火原因と経過

(昭和59年中)

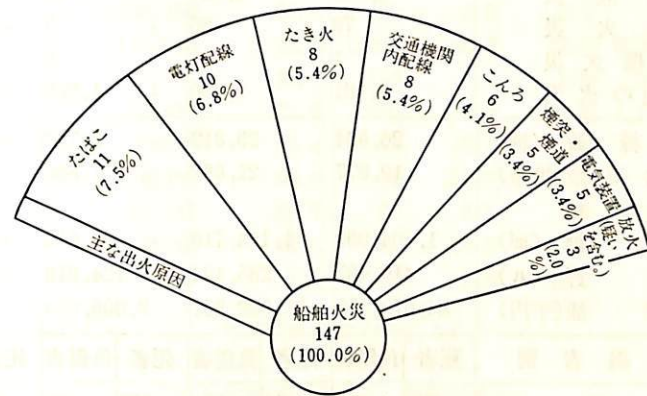


9,400万円となっている。船舶火災による死者は1人となっている。

船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、たばこによる火災が11件(全体の7.5%)と最も多く、次いで電灯配線, たき火, 交通機関内配線の順となっている。

第45図 船舶火災の主な出火原因

(昭和59年中)



オ 航空機火災

航空機火災は, 昭和59年中に2件(前年4件)発生し, 死者は1人となっている(第67図参照)。

(6) 昭和60年上半期における火災の発生状況

昭和60年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。総出火件数をはじめ, 死傷者数, 焼損棟数, 罹災世帯数及び建物焼損面積は, いずれも前年同期に比べ減少している。しかし, 林野焼損面積, 損害額は増加している。

また, 死者は963人で前年同期に比べ376人減少している。死者のうち放火自殺者は317人で, 前年に比べ133人減少しており, 放火自殺者以外の死者も前年同期に比べ243人減少している。

なお, 昭和59年上半期分には, 福岡県三池郡高田町で, 死者83人を出した三井石炭鉱業(株)三池炭鉱三池坑有明区域での坑内火災が含まれていたが,

第46表 昭和60年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)

区 分	昭和60年 上半期 (A)	昭和59年 同 期 (B)	対前年同期 増減数 (A)-(B)=(C)	増 減 率 (C)×100 (B) (%)				
総出火件数(件)	33,305	36,310	△ 3,005	△ 8.3				
建物火災	19,837	21,275	△ 1,438	△ 6.8				
林野火災	2,847	3,234	△ 387	△ 12.0				
車両火災	2,380	2,314	66	2.9				
船舶火災	79	86	△ 7	△ 8.1				
航空機火災	1	1	0	0.0				
その他の火災	8,161	9,400	△ 1,239	△ 13.2				
焼損棟数(棟)	26,564	29,312	△ 2,742	△ 9.4				
り災世帯数(世帯)	19,877	21,682	△ 1,805	△ 8.3				
焼損面積								
建物 (㎡)	1,064,098	1,154,710	△ 90,612	△ 7.8				
林野 (a)	410,407	285,494	124,913	43.8				
損害額(千円)	84,619,435	81,923,831	2,695,604	3.3				
死 傷 者 別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
死 傷 者 数 (人)								
計	963	4,086	1,339	4,584	△ 376	△ 498	△ 28.1	△ 10.9
(放火自殺者数)	(317)		(450)		△ (133)		△ 29.6	
建物	712	3,609	872	3,986	△ 160	△ 377	△ 18.3	△ 9.5
林野	14	136	33	173	△ 19	△ 37	△ 57.6	△ 21.4
車両	80	100	114	107	△ 34	△ 7	△ 29.8	△ 6.5
船舶	1	7	0	15	1	8	—	△ 53.3
航空機	0	0	1	1	1	1	△ 100.0	△ 100.0
その他	156	234	319	302	△ 163	△ 68	△ 51.1	△ 22.5

昭和60年上半期には、このように多数の死者を伴う火災は発生せず、大幅な減少となった。

(7) 外国の火災状況

1983年(昭和58年)における諸外国の火災状況は、第47表のとおりである。出火件数、死者数及び損害額については、例年どおり、国土、人口等の規模の大きいアメリカが圧倒的に多く、日本は、死者数がアメリカに次いで多いほかは中程に位置している。

次に、これらの数値を人口当たり等で比較してみると、まず、人口1万人

第47表 1983年諸外国の火災状況

国 名	出火件数	出火率 (人口1万人 当たりの 出火件 数)	死者数	人口100万 人当たりの 死者数	火災1,000 件当たりの 死者数	損害額 (億円)	1件当たりの損害額 (千円)
日 本	59,740	5.0	1,828	15.3	30.6	1,506	2,521
ア メ リ カ	2,326,500	99.2	6,080	25.7	2.6	15,670	674
イ ギ リ ス	372,405	67.0	903	16.2	2.4	1,994	536
フ ラ ン ス	169,486	31.4	450	8.3	2.7	—	—
西 ド イ ツ	146,000	23.8	1,000	16.3	6.9	3,256	2,230
イ タ リ ア	117,827	20.7	178	3.1	1.5	289	225
カ ナ ダ	70,953	28.5	539	21.6	7.6	1,572	2,216
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	20,278	63.4	42	13.1	2.1	—	—
デ ン マ ー ク	18,408	36.0	61	11.9	3.3	—	—
オ ー ス ト リ ア	25,442	33.7	61	8.1	2.4	303	1,192
ノ ル ウ ェ ー	10,315	25.0	51	12.3	4.9	358	3,472
大 韓 民 国	7,725	1.9	381	9.5	49.3	39	509

- (注) 1 資料については、外国政府の協力等による。
- 2 フランスについては、1981年の統計である。
- 3 西ドイツの出火件数及び死者数は、概数である。
- 4 人口は国連調べ、為替相場はIMF調べによる。

当たりの出火件数(出火率)については、アメリカの99.2件が断然高く、イギリスの67.0件、ニュージーランドの63.4件と続いている。日本の5.0件は、韓国の1.9件に次いで低く、最も高いアメリカの約20分の1である。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの25.7人が最も高く、次いでカナダの21.6人となっている。日本は15.3人でアメリカの約5分の3であるが、最も少ないイタリアと比較すると約5倍となっている。また、火災1,000件当たりの死者数では、韓国が49.3人と最も多く、次いで日本の30.6人で、日本は、最も少ないイタリアの約20倍となっている。さらに、火災1件当たりの損害額でも、日本は252万1,000円でノルウェーに次いで高く、最も低いイタリアの約11倍となっている。

火災の定義等に違いがあり、一概にはいえないが、日本は、これらの諸外国に比べて、人口単位当たりの出火件数が低く、国民の防火に関する意識が高いことを物語っている。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、

地勢，都市環境等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く，また，損害額も大きいことがうかがえる。

また，諸外国の最近の主な火災事例としては，1985年1月9日，フランスのバリ北方のグランピリエで起きた養護老人ホーム火災（死者24人），1985年5月11日，イギリスのブラッドフォードで起きたサッカー競技場火災（死者56人）が，いまだ記憶に新しい。

なお，1984年の世界主要都市の火災状況は，附属資料27のとおりである。

2 地震災害等

(1) 地震災害

昭和59年8月6日から15日まで続いた雲仙岳付近を震源地とする群発地震，同年8月7日の日向灘を震源地とする地震及び同年9月14日の長野県西部地震による主な被害状況は第48表のとおりである。

昭和59年9月14日8時48分，長野県西部を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生し，諏訪，飯田，甲府，舞鶴で震度4となったほか，関東，中部，近畿，中国地方等の広い地域で有感となった。被害は3県41市町村に及び，うち1県，3村が災害対策本部を設置し，1村（王滝村）に災害救助法が適用され応急対策等を実施した。これに対し，国は「昭和59年（1984年）長野県西部地震非常災害対策本部」を設置し，政府調査団を派遣，激甚災害

第48表 地震による主な被害状況

区 分	単 位	雲仙岳付近を震源地とする地震 (M4.8)	日向灘を震源地とする地震 (M7.1)	昭和59年(1984年)長野県西部地震 (M6.8)	
人	死 者	人	—	—	29
	負 傷 者	人	2	9	10
住 家	全 壊	棟	—	—	14
	半 壊	人	—	—	73
家	一 部 破 損	人	123	320	566
	床 上・床 下 浸 水	人	—	—	—
非 住 家 被 害	棟	31	9	26	
り 災 世 帯 数	世 帯	—	—	87	
り 災 者 数	人	—	—	302	
被 害 額	百万円	180	1,148	46,839	

(注) 被害額には，公共土木施設，農林水産施設及び農林水産業，文教施設，厚生施設，中小企業関係等が含まれ，住家及び非住家に係るものは含まれない。

の指定をはじめとする総合的な対策を講じた。また、消防庁においても「長野県西部地震災害対策連絡室」を設置し、情報の収集、伝達を行うほか、係官を現地に派遣して、被害状況を中心とする情報の収集連絡等を行った。さらに、行方不明者の捜索のため、隣接市町村による消防団の広域応援が行われた。

(2) 風水害、雪害等

昭和59年中の風水害、雪害等による全国及び都道府県別の被害状況は第49表及び附属資料11のとおりである。なお、主な風水害、雪害等の状況は以下のとおりである。

また、桜島については、昭和30年以来断続的に活動を続けているが、昭和60年に入って、7月31日までに日降灰量の記録を2回更新する等、降灰が特に著しく、鹿児島市を中心に農林水産業等に被害が生じている。

第49表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	昭 和 59 年	昭 和 58 年	増 減
人	死 者	170	188	△ 18
	行 方 不 明 者	—	8	△ 8
	負 傷 者	1,536	473	1,063
住 家	全 壊 ・ 流 出	93	1,729	△ 1,636
	半 壊	168	2,455	△ 2,287
	床 上 浸 水	2,725	23,701	△ 20,976
	床 下 浸 水	23,727	114,672	△ 90,945
	一 部 破 損	6,977	5,750	1,227
非 住 家 被 害	棟	4,394	13,386	△ 8,992
り 災 世 帯 数	世 帯	3,058	27,395	△ 24,337
り 災 者 数	人	9,523	90,139	△ 80,616
被 害 額	百万円	481,784	1,313,355	△ 831,571

(注) 1 地震による被害を除いた数値である。
2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

ア 昭和59年豪雪

昭和58年12月末から昭和59年3月にかけて日本列島は記録的な豪雪となり、各地の被害は死者131人、負傷者1,366人、住家の全壊61棟、半壊128棟に及んだ。これに対し、国では「昭和59年豪雪対策本部」を設置し、政府調査団の派遣を行った。消防庁においても「昭和59年豪雪対策連絡室」を設置して被災地各都道府県からの情報の収集連絡に当たった。また、6県、224市町村において災害対策本部が設置され、延べ6万人の消防職団員が出動した。

イ 昭和59年6月末集中豪雨

6月22日から29日にかけての集中豪雨により、熊本県五木村で山崩れが発生し、死者16人、全壊5棟の被害が生じた。

ウ 昭和60年(7月まで)の災害

(ア) 昭和60年豪雪

昭和59年12月末から昭和60年3月にかけての豪雪により、新潟県青海町において土砂崩れが発生し、死者10名の被害を出したほか、各地で死者88人、負傷者665人、住家の全壊4棟、半壊9棟の被害が生じた。これに対し、国では政府調査団の派遣を行い、また、2県、95市町村において災害対策本部が設置された。

(イ) 昭和60年梅雨前線豪雨及び台風第6号による災害

昭和60年6月18日から7月19日にかけての梅雨前線の停滞と台風第6号の上陸により、日本列島で観測史上まれに見る雨量を記録した。このため、7月11日石川県の国鉄能登線で列車が脱線・転覆し、死者7人の被害を生じたのをはじめ、全国各地で、死者39人、負傷者124人、住家の全壊・流出85棟、半壊363棟、床上浸水4,617棟の被害が生じた。これに対し、延べ11県、632市区町村において災害対策本部が設置され、延べ16万人の消防職団員が出動した。

(ウ) 長野市地附山地すべり災害

昭和60年7月26日長野市上松の地附山で、大規模な地すべりが発生し、老人ホーム5棟が全壊し、死者26人の被害を生じたほか、住家の全壊47棟、半壊4棟の被害を生じた。これに対し、国では政府調査団の派遣を行った。

3 ガス等によるその他の災害

(1) ガスによる災害

ア 事故の発生件数

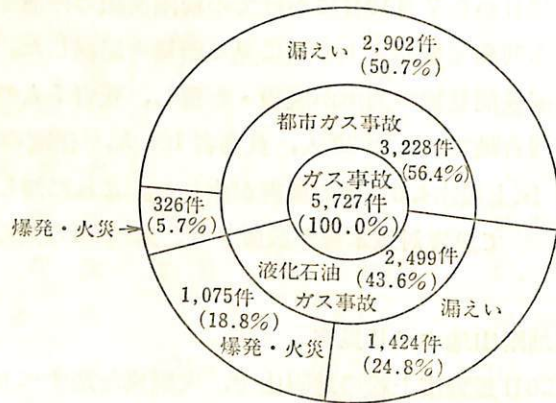
昭和59年中に発生したガス事故の件数は、5,727件(前年7,809件)であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの3,228件(前年5,076件)、液化石油ガスに係るもの2,499件(前年2,733件)である。

前年と比較すると、ガス事故の件数は2,082件(26.7%)の減少になっている。

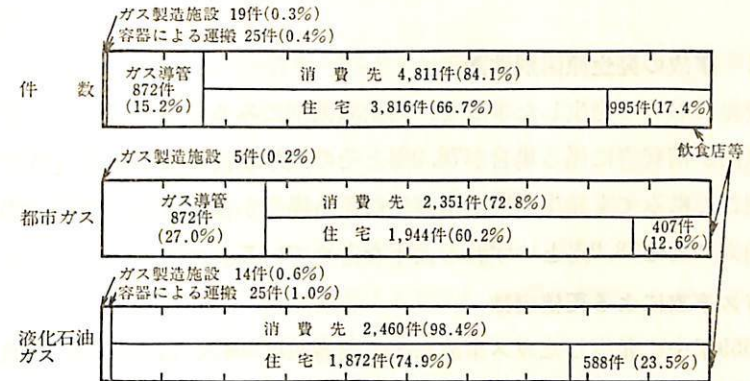
(ア) 事故の態様別発生件数

事故を態様別にみると第50図のとおりであり、漏えい事故が75.5%、爆発・火災事故が24.5%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が89.9%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい事故が57.0%、爆発・火災事故が43.0%である。

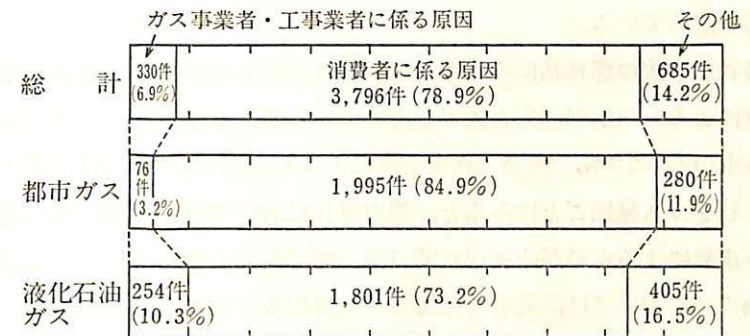
第50図 ガス事故の態様別発生件数



第51図 ガス事故の発生場所別件数



第52図 ガス事故の発生原因別件数



(イ) 事故の発生場所別件数

事故を発生場所別にみると第51図のとおりであり、消費先におけるものが84.1%と大半を占め、ガス導管におけるものが15.2%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが72.8%、ガス導管におけるものが27.0%であるのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで98.4%と大半を占めている。

消費先における事故の79.3%は住宅において発生しているが、これをガス

の種別ごとにみると都市ガスでは82.7%，液化石油ガスでは76.1%となっている。

(ウ) 事故の発生原因別件数

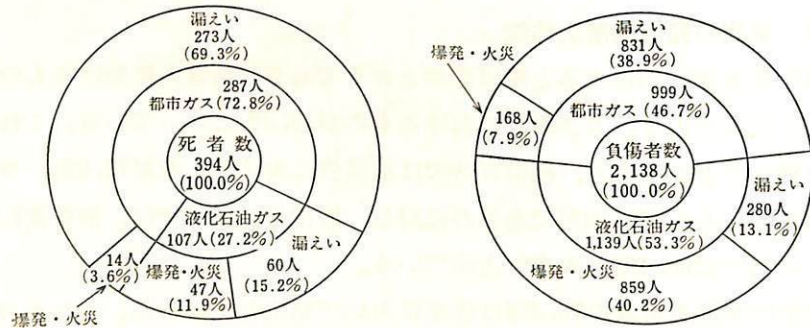
消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第52図のとおりで、発生原因が消費者に係る場合が78.9%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは84.9%，液化石油ガスでは73.2%といずれも大半を占めている。

イ ガス事故による死傷者数

昭和59年中に発生したガス事故による死者数は394人(前年468人)、負傷者数は2,138人(前年2,568人)である。死者のうち、都市ガスによるものは287人(前年310人)で72.8%を、液化石油ガスによるものは107人(前年158人)で27.2%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは999人(前年1,215人)で46.7%、液化石油ガスによるものは1,139人(前年1,353人)で53.3%を占めている。

死傷者を事故の態様別にみると、第53図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが84.5%と大半を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが52.0%、爆発・火災事故によるものが48.0%とほぼ半々である。これをガス種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ95.1%、83.2%と大半を占めているが、液化石油ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるものが43.9%、漏えい

第53図 ガス事故による死傷者数



い事故によるものが56.1%，負傷者では爆発・火災事故によるものが75.4%と大半を占めている。

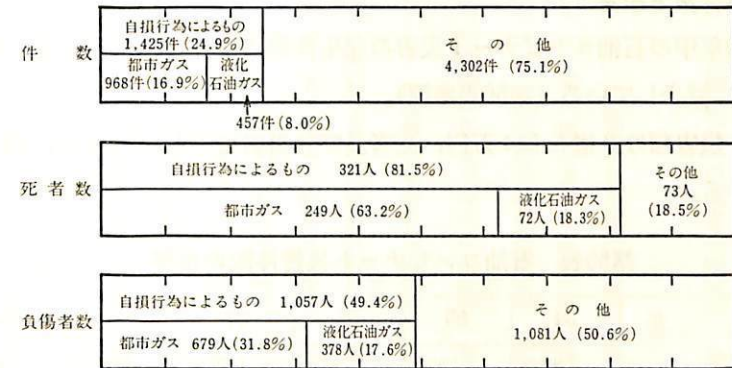
なお、死者の99.2%，負傷者の97.9%が消費先における事故によるものである。

ウ 自損行為によるガス事故

昭和59年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故は第54図のとおりであり、件数は1,425件(前年1,764件)、これらの事故による死者数は321人(前年381人)、負傷者数は1,057人(前年1,337人)で、それぞれ総数の24.9%、81.5%及び49.4%である。

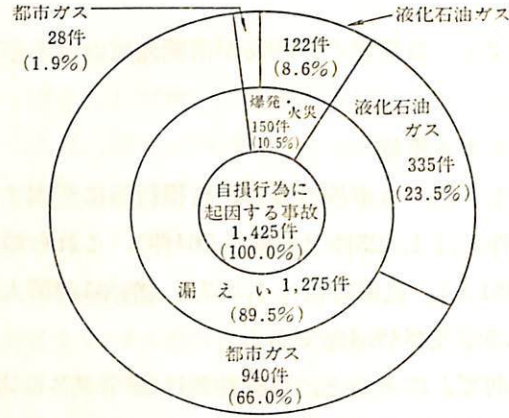
これをガスの種別ごとにみると、事故件数は都市ガスによるものが968件(67.9%)、液化石油ガスによるものが457件(32.1%)であり、死者は、都市ガスによるものが249人(77.6%)、液化石油ガスによるものが72人(22.4%)で、負傷者は都市ガスによるものが679人(64.2%)、液化石油ガスによるものが378人(35.8%)である。

第54図 自損行為に起因するガス事故の件数及び死傷者数



自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると第55図のとおりであり、漏えい事故にとどまったもの1,275件(前年1,560件)で89.5%、爆発・火災事故に至ったものは150件(前年204件)で10.5%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは97.1%が漏えい事故にとどまり、2.9%が爆発・火災事故となっているが、液化石油ガスでは73.3%が漏えい事故にとどま

第55図 自損行為に起因するガス事故の態様別件数



り、26.7%は爆発・火災事故となっている。

(2) 石油コンビナート災害

ア 災害件数と被害

昭和59年中の石油コンビナート災害の発生件数は79件で、前年に比べ44件(35.8%)減少している(第56表参照)。

また、損害額は9億5,514万円、死者及び負傷者はそれぞれ4人、28人となっている。

第56表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	54		55		56		57		58		59	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
火災 {危険物等の火災 その他の火災}	49	33.3	41	35.7	23	26.1	10	13.5	18	14.6	13	16.5
爆発	9	6.1	4	3.5	2	2.3	3	4.1	7	5.7	11	13.9
危険物等の漏えい	66	44.9	53	46.1	34	38.6	33	44.6	50	40.7	27	34.2
その他	23	15.6	17	14.8	9	10.2	8	10.8	33	26.8	9	11.4
計	147	100.0	115	100.0	88	100.0	74	100.0	123	100.0	79	100.0

第57表 主な石油コンビナート災害

発 生 年 月	地 区	事 業 所	災 害 種 別	死 者	負 傷 者	損 害 額	備 考
昭48.7.7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.10.8	京葉臨海中部	チソン石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.10.28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.12.18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい、42,888kl
50.2.16	四日市臨海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.3.9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.6.12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい、68,160kl
53.11.8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55.4.1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫酸装置
56.1.6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57.3.31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫酸装置 (負傷者6名には負傷後48時間以上経過して死亡した3名を含む。)
58.5.26	秋田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	原油タンク
59.3.5	岩国・大竹	三井石油化学工業(株)岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク

(単位：人、百万円)

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第57表のとおりである。

イ 災害の特徴

(ア) 特定事業所種別災害件数

特定事業所種別の災害件数は、第1種事業所が55件（うちレイアウト規制対象事業所45件）と全体の69.6%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.179件と最も高い（第58表参照）。

第58表 特定事業所種別災害件数

事業所種別	事業所数(A)	災害件数(B)	全件数に対する割合(%)	1事業所当たり災害件数(B/A)
第一種事業所	531	55	69.6	0.104
うちレイアウト規制対象事業所	252	45	57.0	0.179
第二種事業所	410	24	30.4	0.059
計	941	79	100.0	0.084

(イ) 業態別災害件数

事業所業態別の災害件数は、化学工場（26件）、石油精製所・製鉄所（各13件）、油槽所（7件）の順となっている（第59表参照）。

第59表 業態別災害件数

化学工場	石油精製所	製鉄所	油槽所	鉄鋼所	その他
26件	13件	13件	7件	4件	16件

(3) 危険物施設等における災害

ア 火災

(ア) 火災件数と被害

危険物施設における昭和59年中の火災の発生件数は174件（前年140件）、損害額は7億9,900万円（11億1,100万円）、死者及び負傷者数はそれぞれ3人（2人）、39人（50人）となっている（第60表参照）。

火災発生件数は、前年より増加したが、火災による被害は、前年に比べ死者数が1人増となったものの負傷者数及び損害額は、大幅に減少している。

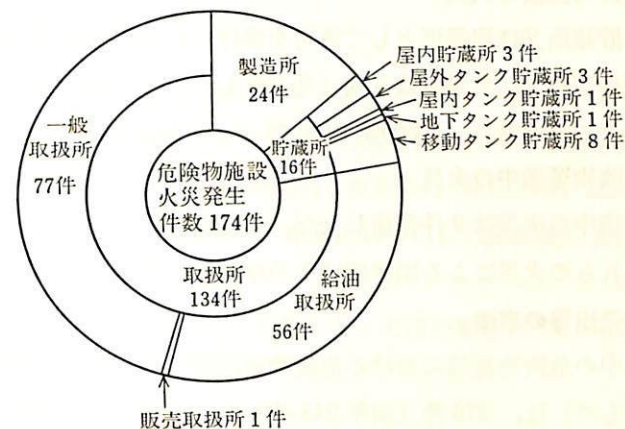
第60表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

区分	火災発生件数	損害額(百万円)	死者(人)	負傷者(人)
昭和55年	154	634	8	48
56	156	1,580	8	64
57	147	4,876	10	273
58	140	1,111	2	50
59	174	799	3	39

また、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が134件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が77件と全体の半数近くを占めている（第61図参照）。

出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分すると、第62表

第61図 危険物施設別火災発生件数



第62表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数

(昭和59年中)

分類	危険物								危険物以外のもの	計	
	第1類	第2類	第3類	第4類				第5類			
				第1類石油類	第2類石油類	第3類石油類	第4類石油類				その他
件数	1	2	2	50	27	29	7	7	1	48	174

(注) 分類は消防法別表の分類による。

のとおり、第4類第1石油類50件、危険物以外のもの48件、第4類第3石油類29件、第4類第2石油類27件の順となっている。

(イ) 火災の拡大状況

危険物施設の火災の拡大状況は、第63表のとおりであり、危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまっている。

第63表 危険物施設の火災の拡大状況

(昭和59年中)

分	類	火災発生施設数
出火した危険物施設のみ	火災にとどまったもの	161
他の建築物等に延焼したもの		7
他の建築物等から類焼したもの		6
計		174

(ウ) 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は17件で、負傷者は6人(死者なし)となっている。なお、これらの火災による損害額は、4,300万円となっている。

(エ) 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災は9件発生したが、死傷者はなかった。

なお、これらの火災による損害額は1,700万円となっている。

イ 危険物流出等の事故

昭和59年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数(火災に至らなかったもの)は、276件(前年244件)となっている(第64表、第65図参照)。

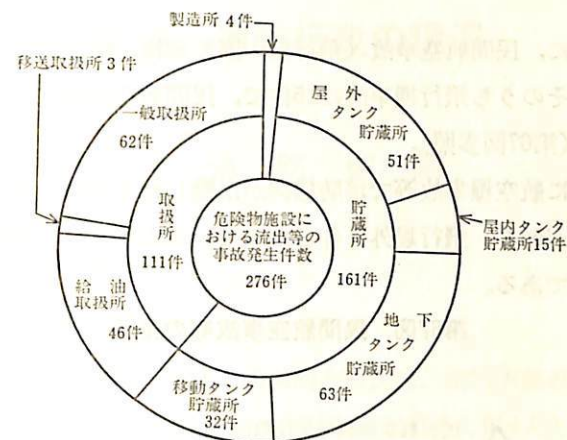
第64表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	昭和55年	56	57	58	59
事故件数	300	303	287	244	276

このほか、危険物運搬中に21件、無許可施設において6件、仮貯蔵の承認中において1件の危険物流出事故が発生している。

第65図 危険物施設別流出等事故発生件数

(昭和59年中)



(4) 海上災害

昭和59年中の主要港湾(1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが昭和59年1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう)104における海上災害で消防機関が出動したものは85件あり、このうち49件(57.6%)が火災、3件(3.5%)が爆発、10件(11.8%)が油の流出によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が76.5%を占めている(第66表参照)。

第66表 主要港湾における消防機関の出動状況

(昭和59年中)

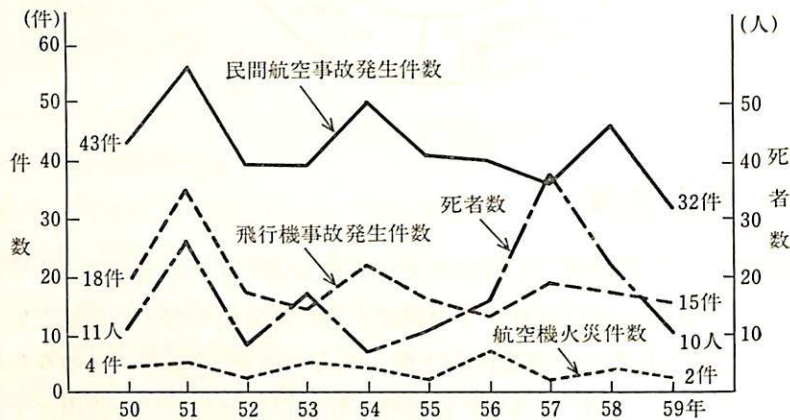
事故種別件数		事故発生場所別件数			総トン数別事故船舶隻数							
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上	不明
					修理・解体中	荷役中	その他					
49	3	10	23	16	19	10	40	65	10	8	0	2

(5) 航空機災害

昭和59年中に、民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故）は32件あり、そのうち飛行機事故は15件で、民間航空事故による死者は10人となっている（第67図参照）。

昭和59年中に航空機事故等で消防機関が出動したものは、55件あり、このうち飛行場内が50件、飛行場外5件となっているが消火、救難活動を実施したものは2件である。

第67図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

第3 消防行政の現況

1 消防体制

(1) 消防組織

ア 常備消防機関

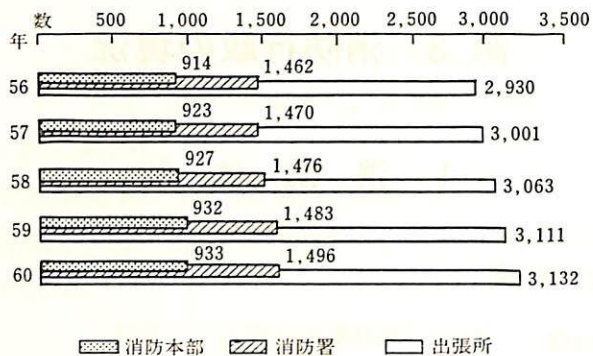
昭和60年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が933本部、消防署が1,496署、出張所が3,132所、消防職員が12万8,914人となっている。前年と比較すると、消防機関は1本部、13署、21出張所、職員は827人増加している（第1—1表参照）。

第1—1表 市町村の消防組織の現況

区 分	昭和60年 4月1日 現在	昭和59年 4月1日 現在	比 較		
			増減数	増減率 (%)	
消 防 本 部	933	932	1	0.1	
消 防 内 訳	単 独 市	361	363	△ 2	△ 0.6
	町・村	118	118	—	—
	一部事務組合	454	451	3	0.7
消 防 署	1,496	1,483	13	0.9	
出 張 所	3,132	3,111	21	0.7	
消 防 職 員 数	128,914	128,087	827	0.6	
消 防 団	3,641	3,658	△ 17	△ 0.5	
分 団	25,798	25,858	△ 60	△ 0.2	
消 防 団 員 (常勤消防団員を除く。)	1,033,304	1,042,379	△ 9,075	△ 0.9	
消 防 団 常 備 部	7	8	△ 1	△ 12.5	
常 勤 消 防 団 員	72	84	△ 12	△ 14.3	

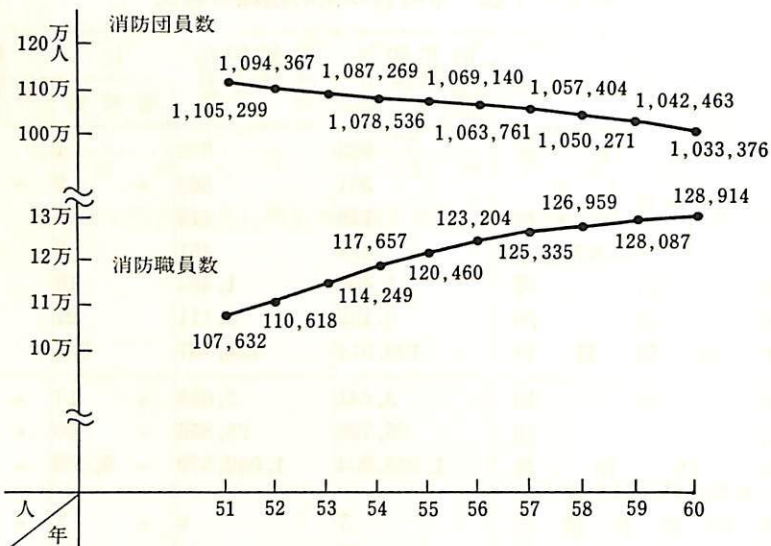
常備化の進展に伴い、消防本部・署所数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.2倍に増えている（第1—2図、第1—3図参照）。

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第1-3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

(ア) 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備のみの市町村もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

昭和60年4月1日現在、常備化市町村は2,963市町村（うち5町村については政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で91.1%（市は100%、町村は88.8%）に達し、人口の98.4%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難であると考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式又は事務委託方式のいずれかの方式で常備化を図ることにより消防事務の広域的処理を進める必要がある。

(イ) 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。また、最近では、交通通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を超えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも、相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多く広域消防

体制の整備が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、単独で消防本部・署を設置することが規模的に困難な市町村が共同して常備化を行う場合において、最も広く利用される形態である。昭和40年代後半においてこの方式の採用が急激に増加し、その後も年々増えており、前述の常備化の進展はこの形態の普及によるところが大きい。常備消防事務を処理している組合数は、昭和60年4月1日現在、454組合に達しており、その構成市町村数2,341市町村（267市、1,628町、446村）は、常備化市町村数全体の79.0%に相当する。

また、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的である。昭和60年4月1日現在、事務委託市町村数は143市町村（24市、100町、19村）に達している。

なお、相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に対処しようとするものである。このような相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、さらに大規模災害発生時等においてもより有効に機能し得るものとなるよう、相互応援協定の在り方について今後検討する必要がある。

イ 消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

昭和60年4月1日現在、消防団は3,641団、消防団員は103万3,376人であ

る。団員数は減少傾向にあり、昭和51年4月1日現在に比べ7万1,923人（6.5%）減少している（第1-3図参照）。

なお、消防団員の年齢構成は、第1-4表のとおり、40歳以上の団員が22.6%を占め、また平均年齢は34.5歳となっている。

第1-4表 消防団員の年齢構成

（昭60.4.1現在）

区分	年齢						計	平均年齢
	20歳未満	20~29	30~39	40~49	50~59	60歳以上		
消防団員数(人)	5,624	304,676	489,129	161,911	63,073	8,963	1,033,376	34.5
構成比(%)	0.5	29.5	47.3	15.7	6.1	0.9	100.0	

(2) 消防施設

ア 消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1-5表のとおりである。消防

第1-5表 消防機械の保有数

（昭60.4.1現在）（単位：台、艇、機）

区 分	消 防 本 部	消 防 団	計
普通消防ポンプ自動車	4,645	13,930	18,575
水槽付消防ポンプ自動車	2,916	605	3,521
はしご付消防ポンプ自動車	1,077	2	1,079
化学消防自動車	918	11	929
救急自動車	4,263	51	4,314
無線指揮車	1,726	361	2,087
消防艇	46	2	48
救助工作車	504	0	504
林野火災工作車	41	10	51
電源車	107	8	115
小型動力ポンプ積載車	372	21,776	22,148
手引動力ポンプ	20	1,061	1,081
小型動力ポンプ	2,858	49,468	52,326
その他の消防自動車	5,521	745	6,266
ヘリコプター	16	0	16

活動を行うに当たって基本的なものとなる普通消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、放水塔車、ヘリコプター等の科学消防機械の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

イ 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火栓が73.6%を占め

第1-6表 消防水利(人工水利)の保有数

区 分	昭60.4.1現在	昭59.4.1現在	比 較		
			増減数	増減率(%)	
全 国 の 現 有 数	1,250,184 (100.0)	1,209,315 (100.0)	40,869	3.4	
消 火 栓	920,276 (73.6)	887,979 (73.4)	32,297	3.6	
防 火 水 槽	309,082 (24.7)	300,458 (24.8)	8,624	2.9	
井 戸	20~40m ³ 未 満	97,167	97,211	△ 44	△ 0.0
	20~40m ³ 未 満	20,826 (1.7)	20,878 (1.7)	△ 52	△ 0.2
40m ³ 以 上	10,239	10,560	△ 321	△ 3.0	

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

ており、防火水槽の割合は24.7%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている。

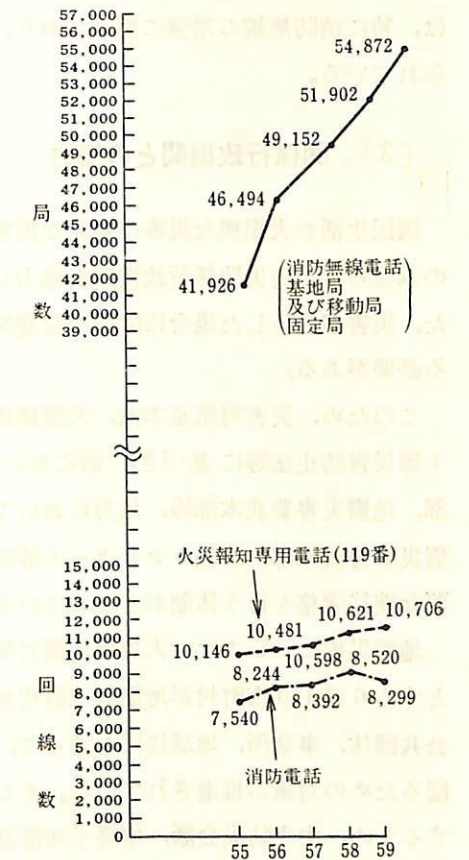
ウ 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関がすばやく現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で、消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

(ア) 火災報知専用電話
火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他災害の発生等を通報するもので、昭和59年4月1日現在、全国で1万706回線が設置され、逐年増加してきている(第1-7図参照)。

火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、昭和59年4月1日現在、全国で、受信装置が97基、発信機が822基設置されている。火災報知専用電話の普及による代替が進み、その数は過去減少の傾向にあったが、近年あまり増減していない。

第1-7図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

(1) 消防電話及び消防無線電話

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。

(3) 関係行政機関との協力

国民生活を大規模な災害や特殊な災害から守るためには、ひとり消防機関のみならず、防災関係行政機関が協力して災害防止に努める必要があり、また、災害が発生した場合に関係行政機関の協力が得られる防災体制を確立する必要がある。

このため、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、石油コンビナート等災害防止法等に基づき、国においては中央防災会議、非常災害対策本部、地震災害警戒本部等、地方においては地方防災会議、災害対策本部、地震災害警戒本部、石油コンビナート等防災本部等の組織により、それぞれ必要な連絡調整を行う体制がとられている。

地震災害については、大規模地震対策特別措置法に基づき、静岡県を中心とする6県170市町村が地震対策強化地域として指定されており、国、地方公共団体、事業所、地域住民を通じて、地震災害の未然防止と被害の軽減を図るための対策が推進されている。また、総合的な地震防災対策の充実に資するため、中央防災会議、地震予知推進本部、大都市震災対策連絡会議、津波警報関係省庁連絡会議等を通じて関係省庁間の連絡調整が図られている。

石油コンビナート災害については、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域が所在する都道府県に、都道府県知事、市町村長、国の関係地方機関等の長等からなる石油コンビナート等防災

本部を置き、総合的な防災体制を確立している。

原子力災害については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、更に昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」が、それぞれ決定された。関係省庁においては、これらを踏まえ、必要な連絡調整をとりつつ、原子力防災対策のより一層の充実を図っている。

2 救急業務

(1) 実施状況

ア 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和59年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数225万5,113件、搬送人員218万2,772人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が2万7,183件(1.2%)、搬送人員が3万1,976人(1.5%)増加している(第2-1表参照)。

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち 交通事故 による出 場件数 (B)	(A)に対 する(B) の割合 (%)	(A)のうち 急病によ る出場件 数 (C)	(A)に対 する(C) の割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
55	2,007,731	7.4	1,928,492	7.9	406,026	20.2	993,967	49.5
56	2,055,750	2.4	1,977,203	2.5	433,687	21.1	1,004,722	48.9
57	2,125,447	3.4	2,049,487	3.7	477,638	22.5	1,018,133	47.9
58	2,227,930	4.8	2,150,796	4.9	515,066	23.1	1,068,950	48.0
59	2,255,113	1.2	2,182,772	1.5	511,763	22.7	1,086,043	48.2

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均6,162件(前年6,104件)、14.0秒(前年14.2秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している市町村においては51人に1人(前年54人に1人)が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている(附属資料23参照)。

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、第2-2表のとおりである。

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	11 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)	件 数	全件数に 対する割 合 (%)
55	326,288	53.1	103,641	16.9	667,679	47.9	302,385	21.7
56	327,293	52.3	113,474	18.1	677,429	47.4	320,213	22.4
57	330,707	51.2	127,858	19.8	687,426	46.4	349,780	23.6
58	345,454	51.5	137,713	20.5	723,496	46.5	377,353	24.2
59	353,230	51.7	136,279	19.9	732,813	46.6	375,484	23.9

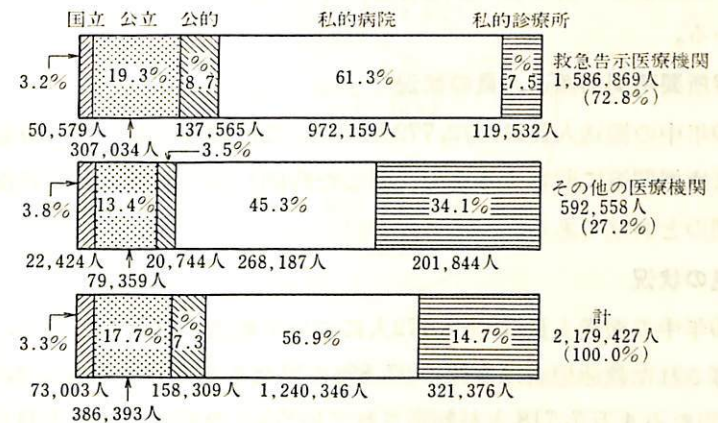
(注) 11大都市と、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市(事務委託団体を含む。)、北九州市及び福岡市をいう(第2-4表について同じ。)

イ 医療機関別搬送人員の状況

昭和59年中の搬送人員218万2,772人のうち、医療機関に搬送された救急患者は217万9,427人であり、その72.8%に当たる158万6,869人が救急告示医療機関へ、残りの27.2%に当たる59万2,558人が救急告示医療機関以外の医療機関へ搬送されている。救急患者の医療機関別搬送人員の状況は、第2-3図

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況

(昭和59年中)



第2-4表 傷病程度別

事故種別	傷病程度	11 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		4,785 (1.5)	33,635 (10.5)	137,589 (42.9)	144,924 (45.2)	320,933 (100.0)	15,397 (2.2)	125,133 (18.1)
交 通 事 故		673 (0.5)	7,040 (4.8)	37,076 (25.5)	100,753 (69.2)	145,542 (100.0)	4,491 (1.0)	47,771 (11.1)
一 般 負 傷		334 (0.4)	3,694 (4.2)	25,474 (28.9)	58,553 (66.5)	88,055 (100.0)	1,272 (0.7)	20,401 (11.1)
そ の 他		935 (1.1)	17,647 (21.7)	37,786 (46.4)	25,109 (30.8)	81,477 (100.0)	3,682 (1.6)	87,616 (37.0)
計		6,727 (1.1)	62,016 (9.8)	237,925 (37.4)	329,339 (51.8)	636,007 (100.0)	24,842 (1.6)	280,921 (18.2)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものを
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

のとおりである。

ウ 傷病程度別搬送人員の状況

昭和59年中の搬送人員218万2,772人のうち、医師の診断を受け傷病程度の判明した217万9,592人の状況は第2-4表のとおりであり、入院加療を必要としない軽症患者の割合は46.5%を占め、11大都市においてその割合が高くなっている。

エ 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和59年中の搬送人員218万2,772人について、収容所要時間（救急隊の出場から医療機関等に収容するまでに要した時間）別の搬送人員の状況は、第2-5図のとおりである。

オ 転送の状況

昭和59年中の搬送人員218万2,772人について転送の状況を見ると、転送なしに収容された救急患者は全体の97.8%に当たる213万5,054人で、残りの2.2%に当たる4万7,718人が転送されている。この転送された人員の転送回

搬送人員の状況

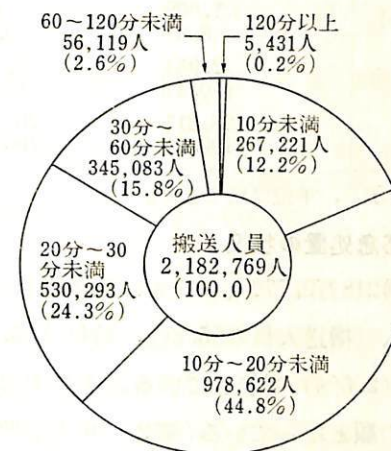
(昭和59年中)

他の市町村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
275,579 (39.8)	276,032 (39.9)	692,141 (100.0)	20,182 (2.0)	153,768 (15.7)	413,168 (40.8)	420,956 (41.6)	1,013,074 (100.0)
128,107 (29.8)	250,114 (58.1)	430,483 (100.0)	5,164 (0.9)	54,811 (9.5)	165,183 (28.7)	350,867 (60.9)	576,025 (100.0)
55,030 (29.9)	107,192 (58.3)	183,895 (100.0)	1,606 (0.6)	24,095 (8.9)	80,504 (29.6)	165,745 (60.9)	271,950 (100.0)
95,456 (40.3)	50,312 (21.2)	237,066 (100.0)	4,617 (1.4)	105,263 (33.0)	133,242 (41.8)	75,421 (23.7)	318,543 (100.0)
554,172 (35.9)	683,650 (44.3)	1,543,585 (100.0)	31,569 (1.4)	342,937 (15.7)	792,097 (36.3)	1,012,989 (46.5)	2,179,592 (100.0)

いう。

第2-5図 収容所要時間別搬送人員の状況

(昭和59年中)



数別の状況は、第2-6表のとおりである。また、転送の理由は第2-7表のとおりであり、処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている。

第2-6表 転送回数別搬送人員の状況

(昭和59年中)

区分	転送なし	転送あり						計 (B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1	2	3	4	5以上	小計(A)		
急病	988,886	24,326	582	32	3	—	24,943	1,013,829	2.5
交通事故	564,741	11,135	345	20	2	—	11,502	576,243	2.0
一般負傷	266,319	5,790	134	13	1	—	5,938	272,257	2.2
その他	315,108	5,167	156	11	1	—	5,335	320,443	1.7
計	2,185,054	46,418	1,217	76	7	—	47,718	2,182,772	2.2

第2-7表 医療機関別転送理由の状況

(昭和59年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	11,891 (42.0)	10,114 (48.8)	22,005 (44.9)
専門外	5,795 (20.5)	4,186 (20.2)	9,981 (20.4)
ベッド満床	4,847 (17.1)	1,852 (8.9)	6,699 (13.7)
医師不在	1,821 (6.4)	664 (3.2)	2,485 (5.1)
手術中	1,009 (3.6)	182 (0.9)	1,191 (2.4)
その他	2,954 (10.4)	3,725 (18.0)	6,679 (13.6)
計	28,317 (100.0)	20,723 (100.0)	49,040 (100.0)

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

カ 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和59年中の搬送人員218万2,772人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は121万8,716人(搬送人員の55.8%,前年は55.6%)であり、前年に比較し、2万3,800人(2.0%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆の順となっている(第2-8表参照)。

キ 交通事故に対する実施状況

警察庁の交通事故統計における交通事故は、道路交通法に規定する道路上において発生した人身事故及び高速自動車国道上において発生した物損事故

第2-8表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和59年中)

事故種別 応急処置対象搬送人員	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
処置項目	572,776	295,121	170,317	180,502	1,218,716
止血	5,366 (0.7)	90,358 (21.6)	45,272 (19.4)	23,555 (9.0)	164,551 (9.6)
固定	3,693 (0.5)	41,086 (9.8)	26,070 (11.2)	16,425 (6.3)	87,274 (5.1)
人工呼吸	16,678 (2.1)	2,221 (0.5)	1,600 (0.7)	3,679 (1.4)	24,178 (1.4)
心マッサージ	20,680 (2.6)	2,563 (0.6)	1,788 (0.8)	3,938 (1.5)	28,969 (1.7)
酸素吸入	168,640 (21.0)	19,001 (4.6)	9,054 (3.9)	52,514 (20.1)	249,209 (14.5)
気道確保	83,288 (10.4)	12,235 (2.9)	6,010 (2.6)	19,537 (7.5)	121,070 (7.1)
保温	408,156 (50.9)	77,244 (18.5)	55,236 (23.7)	83,069 (31.8)	623,705 (36.4)
被覆	6,098 (0.8)	118,706 (28.4)	62,314 (26.7)	28,917 (11.1)	216,035 (12.6)
その他	89,765 (11.2)	54,179 (13.0)	25,614 (11.0)	29,747 (11.4)	199,305 (11.6)
計	802,364 (100.0)	417,593 (100.0)	232,958 (100.0)	261,381 (100.0)	1,714,296 (100.0)

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員数と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。

2 ()内は構成比を示し、単位は%である。

を対象としており、昭和59年中の発生件数は51万8,642件で、前年に比較して7,720件(1.5%)減少している。消防庁の救急統計の交通事故は、警察庁の交通統計が対象とする交通事故を含んだすべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者等が交通機関に接触したこと等による事故を対象としており、昭和59年中の救急出場件数は51万1,763件、搬送人員は57万6,243人で、前年に比較して出場件数が3,303件(0.6%)、搬送人員が1,030人(0.2%)減少している(附属資料23,24参照)。

(2) 実施体制

ア 実施市町村

救急業務実施市町村数は、昭和60年4月1日現在、3,002市町村（652市、1,857町、493村）で、前年の2,987市町村（652市、1,844町、491村）に比較して15町村（0.5%）増加している。救急業務が消防の業務として法制化されて以来、実施市町村数は年々増加し、昭和38年を100とした指数で、昭和60年は、1,403と大幅に伸びている（第2-9表参照）。

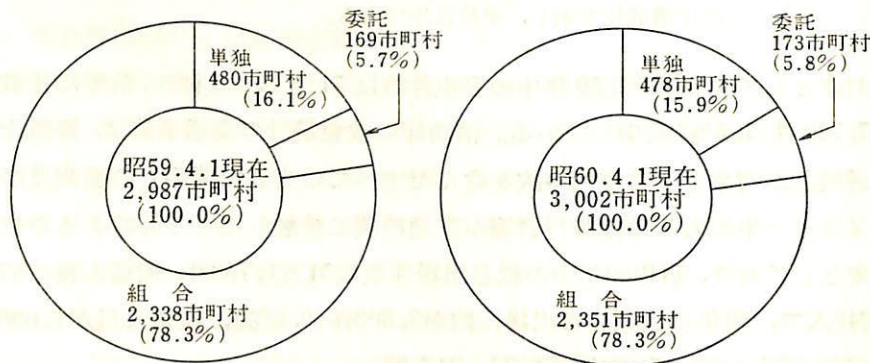
第2-9表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	56	57	58	59	60
市町村数		214	2,884	2,926	2,965	2,987	3,002
対前年増加数		45	43	42	39	22	15
対前年増加率(%)		26.6	1.5	1.5	1.3	0.7	0.5
指数		100	1,348	1,367	1,386	1,396	1,403

（注）実施市町村数は、昭和38年（1月1日現在）を除き、各年とも4月1日現在による。

この結果、全市町村3,254のうち、92.3%（前年91.7%）に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の98.6%（前年98.5%）がカバーされることとなった（附属資料22参照）。なお、救急業務実施形態の内訳は第2-10図のとおりである。

第2-10図 救急業務実施形態の内訳



また、実施市町村のうち、2,958市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、44町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

イ 救急隊

救急隊は、昭和60年4月1日現在3,696隊設置されており、前年の3,593隊に比べて103隊（2.9%）増加している（第2-11表参照）。救急業務を実施している市町村では、人口3万1,231人につき救急隊が1隊配置されていることになる。

第2-11表 救急隊数の推移

区分	年	56	57	58	59	60
救急隊数		3,297	3,409	3,502	3,593	3,696
対前年増加数		29	112	93	91	103
対前年増加率(%)		0.9	3.4	2.7	2.6	2.9

（注）各年とも4月1日現在の数値である。

ウ 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、消防法施行令第44条第3項により都道府県知事、市町村長が行う救急業務に関する一定の講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。昭和60年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で6万2,984人となっており、このうち4万2,476人が救急隊員として救急業務に従事している。

エ 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、昭和60年4月1日現在4,265台で前年の4,227台に比べ38台（0.9%）増加している。

オ 救急指令装置等

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ収容するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有

線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置である。昭和60年4月1日現在、救急指令装置の整備台数は全国で640基となっており、このうち国庫補助によるものは448基である。また、このほか医療機関と消防本部とを公衆通信回線で結び、それで得た病院情報を病院運用表示盤に表示し、救急自動車の出場又は地域住民からの病院情報の照会に対し、迅速かつ的確に指示を行うための救急医療情報収集装置は、昭和59年度までに3基が国庫補助制度により整備されている。

カ 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和59年度までに厚生省の補助制度を活用し、28都府県に整備された。

キ 高速自動車国道における救急業務実施体制

高速自動車国道における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の実情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道における救急業務の実施状況は昭和60年3月31日現在、総延長3,554.8kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは3,483.9kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは70.9km（中央自動車道恵那山トンネル8.5km、中国自動車道佐用I.C～落合I.C間62.4km）である。また、同公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

(3) 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、昭和60年4月1日現在、全国で5,659箇所となっている(附属資料25参照)。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—12表のとおり、救急業務の法制化当時と比較して約4.8倍に増加している。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

第2—12表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
56	3,265	1,873	5,138	435
57	3,354	1,881	5,235	443
58	3,471	1,882	5,353	453
59	3,618	1,891	5,509	466
60	3,780	1,879	5,659	479

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き各年とも4月1日現在の数値である。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における救急医療の需要増大に対処するため休日夜間急患センターを人口5万以上の市に整備することとし、昭和59年度までに466箇所整備された。このほか、在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保するためのもので、昭和59年度までに339地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、昭和59年度までに92箇所整備された。

3 救 助 活 動

(1) 実施状況

ア 救助活動件数及び救助人員の状況

昭和59年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数1万5,826件、救助人員1万3,690人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数

第3-1表 救助活動件数及び救助人員の推移

年	救助活動件数		救助人員	
	件数	対前年増減率(%)	人員	対前年増減率(%)
55	13,995	5.8	10,126	7.6
56	14,433	3.1	12,407	22.5
57	15,953	10.5	15,016	21.0
58	15,954	0.0	14,407	△ 4.1
59	15,826	△ 0.8	13,690	△ 5.0

第3-2表 事故種別救助活動の状況

(昭和59年中)

区分	事故種別	救助活動									計
		火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他	
救助活動件数		5,000	6,610	760	131	623	609	433	31	1,629	15,826
救助人員		914	8,577	654	130	847	657	292	38	1,581	13,690
救助活動出動人員	消防職員	266,838	93,703	15,068	1,534	12,652	8,791	8,460	1,371	39,483	447,900
	消防団員	115,340	649	5,810	1,726	31	46	190	122	9,164	133,078

- (注) 1 「機械による事故」とは、エレベーター、プレス機械、回転機械、ベルトコンベアー、コンクリートミキサー車その他の建設機械、工作機械等による事故をいう。
- 2 「建物等による事故」とは、建物若しくは門、柵、へい等の建物に付帯する施設、その他これらに類する工作物の倒壊による事故、建物等に閉じ込められる事故又は建物等にはさまれる事故をいう。

が123件(1.1%)、救助人員が717人(5.0%)減少している(第3-1表参照)。

イ 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3-2表のとおりであり、救助活動件数、救助人員とも交通事故が最も多くなっている。また、消防職団員の救助活動出動人員は58万978人となっている(附属資料26参照)。

(2) 実施体制

昭和60年4月1日現在、救助隊は529消防本部(前年521消防本部)において、1,798隊設置され、救助隊員数は2万2,654人となっている(第3-3表参照)。

第3-3表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置消防本部			救助隊数	救助隊員数	救助隊員が搭乗する車両					
	本部数	構成市町村数(受託市町村を含む)	左の人口(昭55国調)			救急工作車	はしご車	消防ポンプ車	化学タンク車	その他	計
昭60.4.1現在	529	1,757	94,797,766	1,798	22,654	435	492	865	518	279	2,589
昭59.4.1現在	521	1,724	94,015,223	1,581	20,031	409	471	780	336	263	2,259
対前年増減率(%)	1.5	1.9	0.8	13.7	13.1	6.4	4.5	10.9	54.2	6.1	14.6

救助隊は、空気呼吸器等の保護用具、エンジンカッター等の破壊用具、その他油圧式救助器具、救命索発射銃等の救助用具を装備して救助活動を実施している。

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防大学の救助科における教育を中心に救助隊員の指導者の養成を行うとともに、消防学校の警防科のなかに救助課程をおき、救助基本訓練、災害救助対策、安全管理等について計90時間の教育訓練を行うこととしている。

また、消防機関の行う救助活動の対象となる事故及び災害はますます量的に拡大するとともに内容も複雑多様化してきており、これらの事故、災害に

対応できる救助技術の向上を図るため、「消防救助操法の基準」を制定しているほか、実際の救助活動を行う場合の安全管理を図るために「警防活動時の安全管理マニュアル」を、訓練時の安全管理体制の整備を推進するために「訓練時の安全管理マニュアル」を作成し、その周知徹底を図っている。

4 防災対策

(1) 防災に関する組織・計画

災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置し、これらにおいては、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することとしている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を作成することとしている。

なお、石油コンビナート等災害防止法上の特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとしている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置が定められている。

ア 防災会議

(ア) 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

昭和59年度中の開催状況は、都道府県37団体（78.7%）で47回、市区町村

1,420 団体 (43.3%) で 1,719 回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行い、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、21 団体が地震対策部会を、8 団体が原子力防災部会を設置するなど防災体制の高度化が図られている。

(イ) 災害対策本部

昭和59年中に、都道府県においては、14 団体で延べ31 団体、市区町村においては、延べ1,034 団体で災害対策本部が設置されている。

(ウ) 防災主管部課

全都道府県において、消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置しているところもある。特に近年都道府県の防災に果たす役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

イ 地域防災計画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱並びに災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項等を定めた防災に関する総合的な計画である。

都道府県地域防災計画は、全都道府県において作成されており、昭和59年度において全体の78.7%に当たる37 都道府県が修正を行っている。市町村地域防災計画は、全国3,276 市区町村の99.0%に当たる3,242 市区町村において作成しており、昭和59年度においては、その29.2%に当たる 947 市区町村が計画の修正を行っている。修正の内容は、近年の局地的で激しい災害の発生の傾向を反映して、災害危険箇所、情報連絡体制、避難救護対策等に関するものが多くなっている。

また、近年は22 都道府県において震災対策計画が、11 府県において原子力災

害対策計画が作成されるなど一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画が作成されている。

消防庁としては、地域防災計画の作成及び修正において、地域の災害危険性について徹底した見直しを行い、住民に対する危険性の周知、警報及び避難の指示等の情報伝達、避難誘導等について地域の実情に即して、あらゆる角度から見直しを行うよう指導しているところであり、また、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に評価する防災アセスメントに関する調査報告書を取りまとめたほか、地域防災計画の策定・運用マニュアルの調査研究を進めている。

ウ 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関及び住民と連携して、総合的かつ実践的な防災訓練を実施するよう指導している。

昭和59年度においては、都道府県が延べ185 回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ 4,204 回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンビナート災害、林野火災、大火災の順になっており、市区町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合(実働)訓練が圧倒的となっている(附属資料14 参照)。

なお、昭和56 年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。昭和60 年 9 月 1 日現在、全国3,276 市区町村のうち、2,336 市区町村が共済に加入し、災害補償等の対象となる住民は 7,966 万人となっている。昭和 59 年度中の防火防災訓練災害補償等共済でん補金の支払状況は合計20 件、251 万円となっている。

(2) 情報通信体制

災害時において迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各

種災害情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため消防庁では、総合的な消防防災通信ネットワークの形成をめざし、地方公共団体と一体となって、情報通信体制の整備を進めている。

ア 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ無線通信網には、地上通信網と衛星通信網とがある。

地上通信網は、消防庁と47都道府県を結んでいる無線通信網であり、現在消防庁所属の167局の無線局と各都道府県所属の無線局により構成されており、各道府県当たり1回線（東京都のみ2回線）の直通回線により電話及びファクシミリの相互通信並びに消防庁からの一斉伝達が可能である。

衛星通信網は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に特定地域に回線を集中して割り当てることのできる通信網であり、昭和59年度から、通信衛星「さくら2号」を利用して、消防庁と愛知県及び静岡県との間で運用を開始している。昭和60年9月1日現在で2県が整備中である。

イ 都道府県防災行政無線通信網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この通信網は、電話等の相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から関係団体に一斉伝達する機能を有しており、また、災害時に、地域の情報を収集するために車両等との通信も可能である。

消防庁は、この整備事業に対し昭和48年度から補助制度を創設して整備促進を図っており、昭和60年9月1日現在で40都道府県が運用中、2県が整備中で、整備率は89.4%となっている。

ウ 市町村の消防・防災無線通信網

(ア) 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線通信網

市町村と集落等を結ぶ無線通信網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、

地域住民に対して一斉に情報を伝達する同報系無線施設は、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効であり、近年急速に整備が進んでおり、その整備率は、昭和60年3月31日現在で31.0%である。

なお、同報系無線は一方の方向の情報伝達手段であり、集落の被災状況を市町村の災害対策本部で迅速かつ的確に把握するためには、相互に通信できる移動系無線施設を併せて整備する必要がある。その整備率は、昭和60年3月31日現在で54.5%である。

消防庁では、防災対策の強化が特に急がれる台風常襲地域、特別豪雪地帯、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等において、同報通信機能と相互通信機能を併せ持つ無線施設を整備しようとする市町村に対し、昭和53年度から国庫補助制度を設け整備促進を図っており、昭和53年度から昭和59年度までの間に386市町村に対し57億3,277万円の補助金を交付した。

(イ) 消防・救急無線通信網

消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連絡等を行うため無線通信網を整備している。昭和60年4月1日現在におけるこれらの無線局数は5万6,825局でこの1年間に1,953局増加した（昭和59年4月1日現在における無線局数は5万4,872局であった。）。

なお、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに搭載したTVカメラで撮影し、消防本部にその映像を伝送したり、地図情報等を本部にファイリングしておき火災現場等に画像伝送する等機能の高度化が図られている。

エ その他の防災通信網

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場において消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関等がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、異なる組織体が協力して効果的な防災活動を行うためには、相互の情報交換のための通信網が必要である。このため、関係機関の間で専用回線あるいは専用共通波による防災相互通信用無

線が活用されている。

消防庁では、特に大規模災害等の発生が想定される市町村あるいは石油コンビナート地帯等の市町村にあっては、これらの通信施設を整備し、特に、無線施設については、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整してその運用体制を確立しておくよう指導している。

5 風水害対策等

(1) 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴うがけ崩れ、土石流等土砂災害により、多くの人的被害を生じている。昭和57年7月の長崎豪雨や昭和58年7月に山陰地方を襲った集中豪雨においても、死者・行方不明者の多くが、がけ崩れ・土石流によるものであった。また、昭和59年6月の熊本県五木村における山崩れ、昭和60年7月の長野市における地すべりにおいても、大きな被害が生じている。

このように、近年の風水害対策については、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の見直し、警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害対策、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、次のような項目について地方公共団体を指導するとともに、災害時における的確な応急対策のシステムのあり方について調査研究を進めている。

ア 防災体制の確立

都道府県及び市町村においては、積極的に防災会議を開催し、防災関係諸機関との連携を強化するとともに、地域防災計画を効果的に運用するため実態に応じて適宜見直しを行い、防災活動が円滑かつ的確に実施されるよう配慮する必要がある。なお、昭和60年4月1日現在で、特に、防災会議に風水害関連部会を設置している市区町村は167団体であるが、昭和59年度中に、延べ141団体で災害危険箇所、情報連絡体制等風水害対策の見直しを行い、地域防災計画の修正を行っている。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あ

らかじめ、情報の収集・伝達、職員の動員、災害対策本部の運営・機能等を見直し、その充実強化を図っておく必要があり、特に、災害時における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている(4(2)参照)。

なお、災害時において日頃の防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、昭和59年度中には、都道府県では38団体で54回、市区町村では延べ719団体で風水害を想定した防災訓練を実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

イ 災害危険箇所に対する措置

市町村においては、がけ崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の指定区域等の災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかしながら、最近のがけ崩れや土石流等の災害は、これら指定区域以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を、地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に周知徹底しておく必要がある。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これら雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都

道府県が増えており、今後こうした体制の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うなど警戒体制の確立に努める必要がある。

(イ) 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、あらかじめ関係機関との連絡調整を図りつつ、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討し、これらを、地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底する必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達については、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員等の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

(2) 活動火山対策

火山の噴火活動等に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火を契機として、国、地方公共団体において、それぞれ活動火山対策の見直しが行われている。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村に対し、退避壕、退避舎等の避難施設整備に要する費用の一部を補助するとともに、次のような項目について対策を強化するよう地方公共団体に対し指導を行っている。

ア 防災体制

現在、災害対策基本法第17条に基づく市町村防災会議の協議会を設置している火山は、5火山(有珠山、北海道駒ヶ岳、草津白根山、阿蘇山、桜島)となっている。火山噴火に係る被害が複数の地方公共団体に及ぶおそれのある火山については、こうした協議会を設置する等により広域的な連絡協力体

制を確立しておく必要がある。

噴火災害時の警戒避難には、火山現象に関する情報の迅速な伝達が極めて重要であり、防災行政無線の整備をはじめその収集・伝達体制の確立に努める必要がある。

イ 避難体制

火山の異常現象の通報等により、災害発生危険があると予想される場合には、観測・監視の強化とともに、状況に応じ立入規制、登山規制を行うこととしている火山が多いが、火山周辺市町村においては、人命の安全を第一義として、火山の特性に応じた住民、観光客等の避難計画を定めておく必要がある。

ウ 防災訓練の実施及び防災知識の普及・啓発

三宅島噴火災害では、噴火前に行われた総合防災訓練が大きな効果を発揮したところであり、噴火時に適切な応急対策が実施されるよう関係地方公共団体は、関係機関、住民と一体となって噴火災害を想定した防災訓練を行う必要がある。また、火山活動に伴う異常現象、噴火災害時の対応等について日ごろから地域住民等に周知徹底しておく必要がある。

6 震 災 対 策

(1) 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

また、昭和58年(1983年)日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策、情報連絡体制等についての指導を強化した。

ア 震災対策施設等の整備

地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を実施している。特に、震災時に予想される同時多発火災に対処し、初期消火、延焼拡大の防止、避難誘導、救急救護体制の整備等を促進するため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車等の特殊車両及び備蓄倉庫等の整備について逐次補助を行い、大震火災対策施設の整備を図っている。

なお、避難標識の設置については、公益法人による助成が行われている。昭和59年度末までの補助事業による大震火災対策施設の整備状況は第6—1表のとおりである。

イ 地震防災対策強化地域に係る震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域(第6—2表、第6—3図参照)においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画を、また、病院、百貨店、劇場、地方鉄道業等、地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者がそれぞれ地震防災応急計画を作成し、地震防

第6-1表 大震火災対策施設の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～昭和59年度		左のうち昭和59年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽 (60m³)	115 (89)	294 (241)	62 (49)	156 (131)
〃 (100m³)	2,851 (462)	8,186 (1,912)	198 (51)	686 (220)
〃 (飲料水兼用100m³)	60 (23)	249 (112)	17 (5)	71 (26)
〃 (飲料水兼用1,500m³)	19	1,338	3	230
可搬式小型動力ポンプ	4,594 (1,609)	1,745 (832)	310 (153)	144 (83)
電 源 車 (大型)	47	409	1	10
〃 (小型)	13	46	2	7
起 震 車	45	126	3	9
防 災 指 導 車	11	74	1	8
震 災 救 援 車	6	29	1	5
備 蓄 倉 庫	10	280	1	38
そ の 他	8	224	—	—
計	—	13,000 (3,097)	—	1,364 (460)

(注) 1 ()内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。
 2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

災応急対策に関する事項等を定めることとされている。消防庁では、地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体においてすべて作成されているが、地震防災応急計画についても、約3万の対象事業所のうち8割強の事業所において作成済みとなっている。

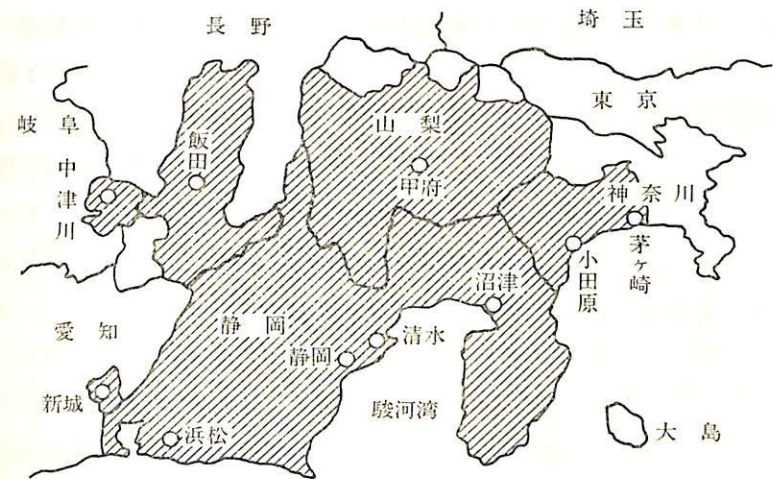
さらに、地震防災対策強化地域については地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行

第6-2表 地震防災対策強化地域一覧表

県 名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中郡、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。

第6-3図 地震防災対策強化地域指定状況



地震防災対策強化地域(斜線部分)

されたことに伴い、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。

なお、この法律の有効期限は、昭和60年3月同法の一部改正法が成立し、5年間延長され、昭和65年3月31日までとなった。地震防災対策強化地域内の知事は、この法律に基づき、地震対策緊急整備事業計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けているが、この計画には、昭和55年度からの10年間に地震防災上緊急に整備すべき避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められている。この計画の総事業費は5,653億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第6-4表のとおりである。このうち、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については、国の負担割合が2分の1(地震防災対策強化地域以外の地域においては3分の1)とされている。また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

第6-4表 地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)

(単位:億円)

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	78
小 型 動 力 ポ ン プ	6
防 火 水 槽	124
消 防 専 用 電 話 装 置	2
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	9
耐 震 性 貯 水 槽	73
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	19
そ の 他	39
計	350

(注)「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

ウ その他の地域における震災対策

大地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施など震災対策に万全を期すよう指導している。

エ 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域に大規模地震が発生するとの想定の下に、昭和57年度から新設された防災週間の一環として、昭和59年9月1日(防災の日)に中央防災会議主催の総合防災訓練を実施した。当該訓練には、全指定行政機関、17指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の合計10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練を中心に発災後の訓練も併せて行った。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請等について消防防災無線を運用した国と関係各都県の間の情報伝達訓練等を実施した。

オ 震災対策に関する研究

消防庁は、警戒宣言発令時及び大規模地震発生時にはパニック現象が発生するおそれもあることから、その防止対策を明らかにすることを目的に、昭和57年度から昭和59年度までの3年度間の計画で調査研究を進めてきたところであるが、昭和57年度のターミナル駅におけるパニック防止対策、昭和58年度の地下街におけるパニック防止対策に引き続き、昭和59年度においては、都市施設におけるパニック防止対策について検討を行った。また、昭和60年度には、地方公共団体が地域防災計画において、「震災対策編」を定めるためのマニュアルを作成するための調査研究を行っている。

(2) 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年(1982年)浦河沖地震、昭和58年(1983年)日本海中部地震及び昭和59年(1984年)長野県西部地震等の大規模な地震による教訓を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

昭和59年度における都道府県及び調査対象都市(県庁所在市、県庁所在市以外の人口20万以上の市及び特別区の合計126団体。以下「都市」という。)を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

ア 地域防災計画(震災対策)の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画のなかで、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが22都府県、火災、水害等と同列の「節」を設けているものが23道県、「その他災害等」として扱っているものが2府県という状況となっている。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが55都市、「節」等を設けているものが62都市、「その他災害等」として扱っているものが9都市となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措置」を定めているのは都道府県で11団体、都市で35団体となっている。

イ 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、昭和60年4月1日現在、調査

対象団体126都市のうち124団体において10,977箇所が指定されている。その内容は第6-5表のとおりである。

また、避難路の指定については、23特別区のほか19都市が指定している。

第6-5表 都市における避難場所の指定状況

(昭60. 4. 1現在)

指定箇所数	総面積	規模別		用途別			
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
10,977 (指定している都市124団体)	30,741 ^{ha} (公有地25,939 私有地4,802)	20ha以上	298	17,017 ^{ha}	学 校 (校庭・グラウンド)	5,390	7,622 ^{ha}
		20ha未満 10ha以上	222	3,159	公 園・広 場	3,467	11,155
		10ha未満	10,457	10,565	河 川 敷	139	2,640
					グ ラ ン ド (学校グラウンドを除く)	175	1,137
				そ の 他	1,806	8,187	

ウ 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

昭和59年度においては、39都道府県と112都市が震災訓練を実施している。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い(第6-6表参照)。

第6-6表 都市における震災訓練の実施状況

(昭和59年度)

区分	総合訓練	個 別 訓 練							
		職員参集訓練	情報伝達訓練	消火訓練	避難誘導訓練	救急救助訓練	給食・給水訓練	応急物資輸送訓練	その他の訓練
訓練実施延回数	173	38	3,098	13,917	6,675	5,372	943	17	4,325
参加人員	3,320,231	30,142	502,684	1,253,756	1,768,660	538,270	196,146	932	866,712

(注) その他の訓練には起震車体験訓練等が含まれている。

また、これらの訓練のほか日ごろから地域住民等に対し、39都道府県と104都市において、起震車による地震体験等のほか、パンフレットの配付、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

エ 備蓄物資の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

昭和60年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第6-7表のとおりである。

第6-7表 備蓄物資の状況

(昭60. 4. 1現在)(団体数)

区分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用具	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品		初期 消火用	情報 連絡用	避難 救出用	
都道府県	9	2	32	9	11	22	26	10
都 市	68	22	89	68	49	96	98	31

区分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用具	防災資機材			その他
	食糧	飲料水	日用品		初期 消火用	情報 連絡用	避難 救出用	
都道府県	8	—	4	3	—	—	1	1
都 市	44	4	23	15	1	1	7	1

オ 震災対策施設に対する助成措置等

昭和59年度において市町村における震災対策施設の整備促進のため都道府県が単独の助成制度により実施した主な事業は、第6-8表のとおりである。

第6-8表 震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)

(昭和59年度)(団体数)

事 業 名	都 道 府 県
防災行政無線整備事業	8
耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ整備事業	6
自主防災組織の整備育成事業	5
防災資機材等(食糧、医薬品等を含む。)整備事業	5
避難地、避難路整備事業(誘導標識、案内板等を含む。)	3
備蓄倉庫、防災倉庫整備事業	3
コミュニティ防災センター整備事業	3
大震用車両(震災救援車、照明電源車等)整備事業	2
その他の整備事業	3

カ 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第6-9表のとおりである。

なお、地方公共団体のほか応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

第6-9表 震災時相互応援協定の締結状況

(昭60. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)
近畿府県災害対策協議会	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 (7)
防災相互応援協定	岡山、香川 (2)

キ 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体は、それぞれ調査研究を実施しているが、昭和59年度には17都道府県と34都市が研究を実施している。なお、その内容等は第6—10表のとおりである。

第6—10表 震災対策関係調査研究事業の実施状況

(昭和59年度)(団体数)

調査研究内容 団体	被害想定に関するもの	地震予知に関するもの	避難地・避難路に関するもの	建造物の安全性に関するもの	危険物施設に関するもの	応急対策に関するもの	その他
都道府県	11	5	1	5	2	3	5
都市	12	5	7	16	1	3	7

7 防災意識の高揚と自主防災体制

(1) 防災意識の高揚

ア 火災予防運動

(ア) 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因は複雑多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することがなによりも大切なことである。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の年2回、全国火災予防運動の実施を提唱し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

a 秋季全国火災予防運動(昭和59年11月26日～12月2日)

昭和59年秋季全国火災予防運動では、「あとで」より「いま」が大切火の始末」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、身体不自由者や幼児・老人などの身体的弱者の占める割合が高いことから、これらの人々が生活する家庭や施設を中心に死傷防止対策の徹底を図ること。
- ② 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、家庭での出火を防止するため、婦人を対象として火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識の普及を図ること。
- ③ 旅館、ホテル、百貨店等不特定多数の者が出入りする防火対象物において火災が発生した場合、多大な人命危険が予想されることから、防火安全体制の確立及び消防法違反対象物に対する法的措置の強化を図るとともに、表示・公表制度の普及の徹底を図ること。また、消防用機械器具に係る型式承認の失効制度による失効期日が到来している消防用機械

器具等の取替えを推進すること。

④ 一般家庭において、防火安全を更に向上させるため消火器、ガス漏れ警報器、防災製品等の家庭用防災機器等の普及推進を図ること。

b 春季全国火災予防運動（昭和60年2月28日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の推進を前年秋季の運動の目標に加え実施した。

なお、春季の運動から出火防止のため国民が特に留意すべき事項として新たに「火の用心 7つのポイント」を次のとおり定め、広く国民に呼びかけることとした。

<火の用心 7つのポイント>

- 1 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強いときは、たき火をしない。
- 4 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

(イ) 全国山火事予防運動（昭和60年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は、予防運動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の実施期間に合わせて実施されている。

昭和60年の全国山火事予防運動では、「小さな火“まさか”がおこす山の火事」を統一標語として、広報活動、消防訓練、研究会の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(ウ) 車両火災予防運動（昭和60年2月28日～3月6日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、昭和60年の車両火災予防運動では、車両、車庫等について査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、車両火災防止の徹

底を図った。また、車両に対する消火器の普及を図った。

(エ) 文化財防火デー（昭和60年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

昭和60年の文化財防火デーは、第31回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報、避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火対策に努めている。

イ 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心掛けることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立してゆく必要がある。

第7-1表 テレビ、ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況
(昭和59年度)

放送内容等	放送局	放送月日
テレビ5分番組(ご存じですか? 防災ミニ百科)	日本テレビほか30局	毎週木曜日 (4月から一年間)
テレビ5分番組(そのときあなたは? ぐらしの中の防災)	フジテレビほか31局	毎週土曜日(一部地域は(土)以外の曜日) (4月から半年間)
防災特別30分番組	テレビ東京ほか32局 日本テレビほか30局 TBSテレビほか30局	昭和59年9月1日 ≧ 59 ≧ 12 ≧ 1 ≧ ≧ 60 ≧ 3 ≧ 2 ≧
ラジオ(秋の火災予防運動) スポット	文化放送ほか31局	昭和59年11月26日から 12月2日まで毎晩

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ及びラジオ放送を利用して、地震・風水害・火災対策を中心とした防災知識の普及啓発を行っており、昭和59年度に行った普及啓発事業の内容は、第7—1表のとおりである。

(2) 自主防災体制

ア 地域の自主防災体制

(ア) 自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

昭和60年4月1日現在では、全国3,276市区町村のうち、1,553市区町村で4万6,184の自主防災組織が設置されており、組織率（全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合）は33.7%となっている。組織率の高いところは、山梨県96.9%、静岡県96.4%、神奈川県79.7%、東京都73.7%、宮城県68.2%、岐阜県63.4%、愛知県62.8%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方組織率が10%未満のところも17道府県あり、地域によって差が著しい。（附属資料18参照）

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、防火巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、給食・給水、負傷者等の救出・救護、情報の収集・伝達、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出・救護等のための防災資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するため、延べ1,100市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ964市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は昭和59年度

で合計19億139万円に達している。消防庁としても、コミュニティ防災センターに対する補助のほか、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行ってきたところであり、今後とも関係団体と連携し、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進することとしている。

(イ) コミュニティ防災センターの整備

自主防災組織の育成を図るためには、平常時は防災訓練や防災知識の普及を行う場として使用し、災害時においては自主防災活動の拠点となるコミュニティ防災センター及び平常時は高度の防災教育・訓練を行うとともに、広域的に防災用資機材等を備蓄し、災害時には物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備を促進する必要がある。消防庁においては、これらの整備について補助を行っており、昭和59年度には、コミュニティ防災センターについて43箇所、広域防災センターについて1箇所補助している。この結果、昭和59年度までに補助事業により整備されたコミュニティ防災センターの数は241、広域防災センターの数は7となっている。

(ウ) 婦人防火クラブ・少年消防クラブ

民間の防火組織には、家庭の主婦等を対象とした婦人防火クラブと小・中学生を対象とした少年消防クラブがあり、それぞれの地域における防火思想の普及等に貢献している。消防庁としても、自主防災体制整備の一環として、両クラブの未設置地域の解消、クラブ員数の増加に努めるよう地方公共団体を指導しており、昭和60年4月1日現在（少年消防クラブについては5月1日現在）の組織数は、婦人防火クラブが1万2,056団体、190万7,539人、少年消防クラブが5,742団体、64万7,163人となっている。

婦人防火クラブは、日ごろ家庭で火気使用器具を取り扱う機会の多い婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整えるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災思想の普及等の活動を行っている。

また、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防に関する知識を身につけさせ、学校や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められており、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等

の活動を行っている。なお、全国少年消防クラブ運営指導協議会（会長消防庁長官）では、毎年優良なクラブと指導者の表彰を行っており、昭和60年3月には、11クラブに対して表彰旗、62クラブ及び指導者26名に対して記念品を授与して表彰を行った。

さらに、広く幼年期からの防火教育の徹底を図るため、消防機関等の指導の下に、幼年消防クラブの組織化が進められており、婦人防火クラブ、少年消防クラブとともに、地域の防火防災意識の高揚に大きく寄与することが期待されている。

イ 施設の自主防災体制

（ア） 自主防火体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の充実、消防用設備等の整備だけでは十分でなく、国民が自らを守るため自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の施設に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は法令上、編成、装備等の内容について規定されておらず、施設の実態に即したものが少ないことから、自衛消防組織の活動が十分な効果をあげているとはいえず、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できないこともあり得る状況となっている。

このことから、現行の法令を補完する意味で東京都をはじめとする幾つかの地方公共団体では、火災予防条例で施設の用途、規模に応じた自衛消防隊の設置を義務付けるとともに、その人員、装備についても一定の義務を課し、施設の防災体制の強化を図っている。

今後、施設やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

（イ） 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所においては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構

成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。ただし、石油コンビナート等災害防止法による自衛防災組織が設置された事業所については、消防法による自衛消防組織の設置の義務はないこととされている。

（ウ） 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

8 予 防 行 政

(1) 防火管理制度

消防法第8条は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならぬこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならぬことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

昭和60年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第8-1表のとおりであり、防火管理者選任率75.8%(前年同期75.6%)、消防計画作成率59.3%(前年同期57.9%)となっており、前年に比較し若干の改善はみられるものの、依然として低い状況にある。業種別にみると、表示制度の実施もあって旅館等の改善が進んでいる一方、公会堂、キャバレー、飲食店、特定複合用途防火対象物が低率となっている。しかし、この種の用途に供される防火対象物は、階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するため、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、消防法第8条の2では、高層建築物(高さが31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の複合用途防火対象物で、その管理権原者が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防

第8-1表 全国の防火管理実施状況

(昭60.3.31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数		消防計画を作成して いる防火 対象物数	
			選任率 (%)	選任率 (%)	作成率 (%)	作成率 (%)
(一) {イ ロ	劇場等	2,424	2,084	86.0	1,770	73.0
	公会堂等	39,990	24,879	62.2	17,635	44.1
(二) {イ ロ	キャバレー等	2,385	1,302	54.6	914	38.3
	遊技場等	10,436	7,634	73.2	5,583	53.5
(三) {イ ロ	料理店等	7,175	5,542	77.2	3,841	53.5
	飲食店等	45,047	30,975	68.8	21,544	47.8
(四) {イ ロ	百貨店等	51,552	36,426	70.7	28,395	55.1
	旅館等	48,994	42,997	87.8	36,851	75.2
(五) {イ ロ	共同住宅等	80,133	56,523	70.5	40,215	50.2
	病院等	21,660	19,188	88.6	17,018	78.6
(六) {イ ロ	社会福祉施設等	31,416	29,459	93.8	27,359	87.1
	幼稚園等	14,871	13,801	92.8	12,560	84.5
(七)	学校	43,748	41,149	94.1	38,436	87.9
(八)	図書館等	2,028	1,615	79.6	1,354	66.8
(九) {イ ロ	特殊浴場	1,458	1,193	81.8	1,023	70.2
	一般浴場	6,918	6,315	91.3	5,313	76.8
(十)	停車場	943	774	82.1	624	66.2
(十一) {イ ロ	神社・寺院等	16,588	11,808	71.2	7,908	47.7
	工場等	43,977	37,977	86.4	29,797	67.8
(十二) {イ ロ	テレビスタジオ等	131	118	90.1	101	77.1
	駐車場等	1,063	918	86.4	747	70.3
(十三) {イ ロ	航空機格納庫等	44	28	63.6	24	54.5
	倉庫	3,812	3,029	79.5	2,373	62.3
(十四) {イ ロ	事務所等	66,551	54,419	81.8	42,492	63.8
	特定複合用途 防火対象物	136,166	86,546 (99,616)	63.6 (73.2)	60,689 (72,274)	44.6 (53.1)
(十五) {イ ロ	一般複合用途 防火対象物	20,051	13,798 (15,587)	68.8 (77.7)	9,886 (11,389)	49.3 (56.8)
	(十六) 地下街	73	66	84.6	58	74.4
(十七)	文化財	805	658	81.7	524	65.1
	計	700,444	531,221	75.8	415,034	59.3

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ。)
2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

火対象物全体の安全の確保を図ることとしている。

昭和60年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第8-2表のとおりであり、地下街、準地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

第8-2表 全国の共同防火管理実施状況

(昭60.3.31現在)

項目	区分	高層建築物	複合用途防火対象物		指定地下街	準地下街	計
			特定(3階以上)	一般(5階以上)			
防火対象物数		4,112	48,410	7,608	53	7	60,190
協議事項届出数		2,384	20,474	2,947	51	6	25,862
届出率(%)		58.0	42.3	38.7	96.2	85.7	43.0

(2) 消防用設備規制

ア 防火対象物の実態

昭和60年3月31日現在における全国の防火対象物の数(消防法施行令別表第1(一)項から(其の三)項に掲げるもので、延べ面積150m²以上のもの並びに(イ)項及び(ウ)項に掲げるもの。第8-3表において同じ。)は241万4,941件である。また、11大都市の防火対象物数は67万9,813件で、全国の防火対象物数の28.2%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(73.8%)、一般複合用途防火対象物(62.3%)、準地下街(57.1%)、テレビスタジオ等(48.2%)、特定複合用途防火対象物(43.5%)等である(第8-3表参照)。

第8-3表 防火対象物数(150m²以上)

(昭60.3.31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)		
	劇場等	公会堂等	ギョーザ等	遊技場等	料亭等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社・寺・院等	工場等	テレビスタジオ等
全	2,914	40,560	2,943	11,140	9,263	49,464	73,292	85,338	477,569	48,572			
11大都市	402	2,444	663	2,066	1,710	9,645	10,799	7,793	190,046	7,576			
割合(%)	13.8	6.0	22.5	18.6	18.5	19.5	14.7	9.1	39.8	15.6			
防火対象物の区分	(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)		
	社会福祉施設	幼稚園等	学校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	文化財	地下街	準地下街	
全	37,755	19,854	115,230	2,737	1,724	10,698	3,149	38,530	444,943	274			
11大都市	3,761	3,169	15,961	353	705	4,394	952	6,212	70,574	132			
割合(%)	10.0	16.0	13.9	12.9	40.9	41.1	30.2	16.1	15.9	48.2			
防火対象物の区分	(十三)		(十四)		(十五)		(十六)		(十七)		(十八)		
	駐車場等	航空格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	了ケド	計		
全	20,861	333	210,500	240,891	281,680	178,887	61	7	4,341	1,431	2,414,941		
11大都市	5,088	44	35,399	64,667	122,523	111,402	45	4	742	542	679,813		
割合(%)	24.4	13.2	16.8	26.8	43.5	62.3	73.8	57.1	17.1	37.9	28.2		

イ 消防用設備等の規制の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び連結送水管等の消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第8-4表に示すとおりであり、昭和60年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率が92.0%(前年91.5%)、スプリンクラー設備の設置率が97.9%

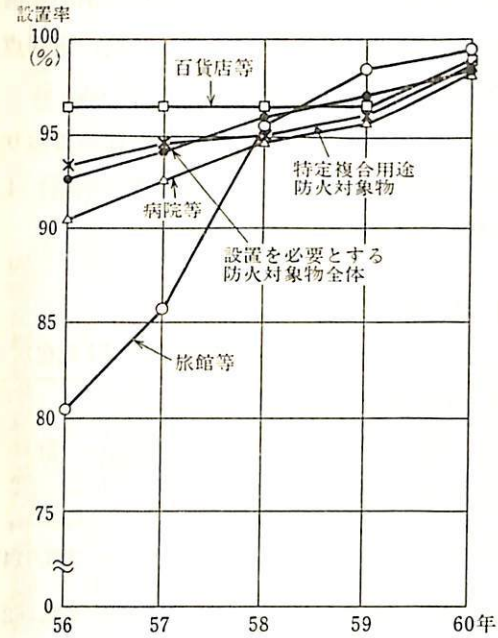
第8-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(昭60.3.31現在)

消防用設備 事項	屋内消火栓設備				スプリンクラー設備			
	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)	設置 必要数	設置数	違反数	設置率 (%)
特定防火対象物								
劇場等	1,472	1,322	150	89.8	240	227	13	94.6
公会堂等	3,996	3,656	340	91.5	288	284	4	98.6
キヤバレー等	105	91	14	86.7	18	16	2	88.9
遊技場等	844	790	54	93.6	300	287	13	95.7
料理店等	735	558	177	75.9	4	4	—	100.0
飲食店	975	780	195	80.0	38	38	—	100.0
百貨店等	9,242	7,812	1,430	84.5	2,313	2,268	45	98.1
旅館等	12,672	11,757	915	92.8	638	632	6	99.1
病院等	8,565	8,290	275	96.8	1,239	1,210	29	97.7
社会福祉施設	2,725	2,584	141	94.8	34	34	—	100.0
幼稚園等	1,844	1,682	162	91.2	19	19	—	100.0
特殊浴場	54	51	3	94.4	1	—	1	0.0
特定複合用途防火対象物	12,278	11,672	606	95.1	2,766	2,709	57	97.9
地下街	59	58	1	98.3	50	50	—	100.0
準地下街	—	—	—	—	5	4	1	80.0
計	55,566	51,103	4,463	92.0	7,953	7,782	171	97.9

(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

第8-5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

の防火対策の改善状況は、第8-5図にも示すとおり顕著である。

なお、静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災を契機として、昭和56年1月に行われた消防法施行令の改正の結果、地下街等に設置を義務付けられたガス漏れ火災警報設備の設置状況は第8-6表のとおりである。

第8-6表 地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況

(昭60.3.31現在)

防火対象物の区分	設置状況区分	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
地下街		51	51	—	100.0
準地下街		6	6	—	100.0
大規模特定防火対象物の地階		3,747	3,633	114	97.0
計		3,803	3,690	114	97.0

(前年96.8%)になっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第8-5図のとおりである。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による防火対象物

ウ 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格（消防設備士）制度、点検を行う者に対する資格（消防設備点検資格者）制度、定期点検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

昭和60年3月31日現在、消防設備士の数は延べ51万2,076人となっており（第8-7表参照）、また、消防設備点検資格者の数は第1種（機械系統）4万7,022人、第2種（電気系統）4万5,829人になっている。

第8-7表 消防設備士の数

(昭60.3.31現在)

種別	類別							計
	第1類 (屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	第2類 (泡消火設備)	第3類 (二酸化炭素消火設備等)	第4類 (自動火災報知設備等)	第5類 (金属製避難はしご等)	第6類 (消火器)	第7類 (漏電火災警報器)	
甲種 (工事)	66,860 (人)	19,073	15,786	160,036	11,959	—	—	273,714
乙種 (整備)	13,587 (人)	4,447	4,010	21,569	6,307	75,821	112,621	238,362

エ 防災規制

(ア) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは火災予防上特に有効であることから、消防法第8条の3の規定により、高層建築物、地下街、準地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物（防災防火対象物）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（防災対象物品）には、所定の防災性能を有するもの（防災物品）を使用することが義務付けられている。

このうち、じゅうたん等に対する規制は、昭和54年7月1日から施行されたが、当該施行日に防災防火対象物において使用されていたじゅうたん等に

第8-8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

防火対象物の区分	使用状況区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの（適合率%）	じゅうたん等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの（適合率%）	展示用及び合板等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの（適合率%）	右のうちに防災物品を全部使用しているもの（適合率%）
(一) 劇場	劇場	2,906	2,130	1,665(78.2)	917	643(70.1)	191	141(73.8)	141(73.8)
(二) 公会堂	堂	40,075	26,609	19,549(73.5)	11,079	7,154(64.6)	1,424	925(65.0)	925(65.0)
(三) 遊技場	レ	2,856	1,823	1,186(65.1)	1,533	826(53.9)	46	36(78.3)	36(78.3)
(四) 遊技場	場	10,899	5,040	3,736(74.1)	2,684	1,636(61.0)	187	129(69.0)	129(69.0)
(五) 料理店	店	9,393	6,223	4,241(68.2)	4,129	2,190(53.0)	161	101(62.7)	101(62.7)
(六) 飲食店	店	50,409	30,322	20,940(69.1)	17,726	10,035(56.6)	741	404(54.5)	404(54.5)
(七) 百貨店	店	74,532	33,203	22,432(67.6)	18,734	10,410(55.6)	2,868	1,814(63.2)	1,814(63.2)
(八) 旅館	館	84,857	69,630	54,577(78.4)	48,921	32,326(66.1)	2,408	1,464(60.8)	1,464(60.8)
(九) 病院	院	48,345	39,149	31,534(80.5)	15,604	10,034(64.3)	796	531(66.7)	531(66.7)
(十) 福祉施設	社 福 施	37,479	30,664	24,794(80.9)	14,087	8,547(60.7)	889	583(65.6)	583(65.6)
(十一) 幼稚園	幼 稚 園	19,597	15,689	12,260(78.1)	6,543	4,028(61.6)	476	302(63.4)	302(63.4)
(十二) 特殊浴場	特 殊 浴 場	1,703	1,434	1,167(81.4)	1,410	912(64.7)	5	4(80.0)	4(80.0)
(十三) テレビスタジオ	テ レ ビ ス タ ジ オ	339	199	130(65.3)	123	68(55.3)	123	61(49.6)	61(49.6)
(十四) 特定複合用途防火対象物	特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物	211,726	113,443	72,658(64.0)	70,298	37,248(53.0)	2,951	1,745(59.1)	1,745(59.1)
(十五) 一般複合用途防火対象物	一 般 複 合 用 途 防 火 対 象 物	4,633	1,183	726(61.4)	501	286(57.1)	69	44(63.8)	44(63.8)
(十六) 地下街	地 下 街	61	57	44(77.2)	44	33(75.0)	13	11(84.6)	11(84.6)
(十七) 準地下街	準 地 下 街	7	6	3(50.0)	5	2(40.0)	2	—(0.0)	—(0.0)
(十八) 高層建築物	高 層 建 築 物	7,581	5,081	2,685(52.8)	3,572	1,777(49.7)	187	134(71.7)	134(71.7)
計	計	607,398	381,885	274,327(71.8)	217,910	128,155(58.8)	13,537	8,429(62.3)	8,429(62.3)

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

ついでに経過措置が昭和59年6月30日をもって終了し、これら既存のじゅうたん等に対しても防災規制の徹底が図られた。

昭和60年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第8—8表に示すとおりである。

(イ) 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が所定の防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、消防法第8条の3の規定により、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととされている。

また、この防災表示の制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができないこととされている。

昭和60年7月31日までの防災表示者の認定数は2万2,542業者（このうち裁断・施工・縫製業者が94.5%を占めている。）で、前年同期と比較すると993業者（4.6%）の増加となっている。

(ウ) 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

昭和59年度の防災製品認定数は第8—9表のとおりである。

第8—9表 防災製品の認定件数

(昭和59年度)

ふ と ん 類				テント・シート・幕類	非常持出袋	防災頭巾	合 計
側地敷布・カバー類	わた・プラスチック発泡体等	ふとん・ベッドパッド・マットレス・枕	毛布・ベッドスプレッド・タオルケット				
45	16	169	18	42	4	9	303

(3) 防火基準適合表示制度

ア 「適マーク」交付状況

(ア) 旅館・ホテル等

表示対象とされた収容人員30人以上、3階建以上の旅館・ホテル等の数は全国で1万7,998件であり、そのうち、立入調査を終了したものは1万7,916件（99.5%）である。立入調査を終えた対象物1万7,916件のうち、「適マーク」を交付されたのは1万4,397件（交付率80.4%）である（第8—10表参照）。

第8—10表 表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)

区 分	表示制度の対象となった旅館・ホテル等の数 (A)	左のうち、立入調査を完了した旅館・ホテル等の数 (B)[B/A]	「適マーク」が交付された旅館・ホテル等の数 (C)[C/B]
昭57.3.31 現在	16,411	15,854 [96.6%]	7,001 [44.2%]
昭57.9.30 現在	16,754	16,700 [99.7%]	11,016 [66.0%]
昭58.3.31 現在	16,873	16,873 [100.0%]	12,435 [73.7%]
昭58.9.30 現在	17,078	17,072 [99.9%]	13,165 [77.1%]
昭59.3.31 現在	17,410	17,379 [99.8%]	13,646 [78.5%]
昭60.3.31 現在	17,998	17,916 [99.5%]	14,397 [80.4%]

(イ) 劇場、百貨店等

表示制度の実施により旅館・ホテル等の防火安全対策が飛躍的に向上したことから、昭和58年度より全国一斉に実施する表示対象物を劇場、百貨店等にも拡大し、これらの対象物についても防火安全対策の一層の推進を図ることとした。劇場、百貨店等の表示対象物数は全国で2万950件であり、そのうち、立入調査を終了したものは1万8,492件（88.3%）である。立入調査

を終えた対象物1万8,492件のうち、「適マーク」を交付されたのは8,159件(交付率44.1%)である(第8-11表参照)。

第8-11表 表示制度の実施状況(劇場, 百貨店等)

区 分	表示対象物数 (A)	左のうち、 立入調査を 完了した表 示対象物数 (B)[B/A]	「適マーク」 が交付され た表示対象 物数 (C)[C/B]	
(一)項イ (劇場, 映画館等)	昭58.12.31 現在	2,573	2,038 [79.2%]	583 [28.6%]
	昭59.9.30 現在	2,658	2,374 [89.3%]	836 [35.2%]
	昭60.3.31 現在	2,705	2,495 [92.2%]	1,043 [41.8%]
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	昭58.12.31 現在	3,989	3,036 [77.1%]	831 [27.4%]
	昭59.9.30 現在	4,241	3,771 [88.9%]	1,498 [39.7%]
	昭60.3.31 現在	4,337	4,057 [93.5%]	1,907 [47.0%]
(四)項 (百貨店等)	昭58.12.31 現在	13,049	9,613 [73.7%]	3,192 [33.2%]
	昭59.9.30 現在	13,595	11,337 [83.4%]	4,596 [40.5%]
	昭60.3.31 現在	13,908	11,940 [85.8%]	5,209 [43.6%]
計	昭58.12.31 現在	19,561	14,687 [75.1%]	4,606 [31.4%]
	昭59.9.30 現在	20,494	17,482 [85.3%]	6,930 [39.6%]
	昭60.3.31 現在	20,950	18,492 [88.3%]	8,159 [44.1%]

イ 表示基準に係る不備事項の状況(劇場, 百貨店等)

表示基準に基づく24の点検項目のうち、不適合の割合が高い項目は、「避難訓練の未実施」(該当する対象物全体の34.6%)、「防災対象物品の未使用」(23.6%)、「防火区画の不備」(23.0%)などとなっている(第8-12表参照)。

第8-12表 判定項目別不備率(劇場, 百貨店等)

(昭60.3.31 現在)

判 定 項 目	不 備 率			
	合 計	(一)項 イ (劇場, 映画館等)	(一)項 ロ (公会堂又は集会場)	(四)項 (百貨店等)
1 防火管理等				
① 防火管理者	8.4	8.5	7.7	8.6
② 消防計画	16.3	18.8	15.3	16.0
③ 避難訓練	34.6	37.4	32.8	34.7
④ 共同防火管理協議事項	14.6	16.4	17.0	13.0
⑤ 防火避難施設等	18.7	11.7	9.6	23.3
⑥ 裸火使用	4.8	4.3	2.2	5.7
⑦ 防災対象物品	23.6	25.0	23.7	23.2
⑧ 点検報告	19.3	24.7	14.7	19.7
2 消防用設備等				
① 消火器	5.6	7.7	4.0	5.8
② 屋内(外)消火栓	17.1	18.7	10.9	18.8
③ スプリンクラー	11.9	11.6	7.4	12.7
④ 自動火災報知設備	15.6	19.2	11.4	16.2
⑤ 漏電火災警報器	11.7	20.9	2.3	10.1
⑥ 非常ベル, サイレン	6.8	12.2	3.5	6.7
⑦ 放送設備	8.3	13.1	8.5	7.0
⑧ 避難器具	12.1	12.9	8.2	13.9
⑨ 誘導灯	17.6	22.4	13.8	17.9
3 危険物施設等	8.7	8.0	9.5	8.5
4 少量危険物, 準危険物, 特殊可燃物	8.9	12.9	7.6	8.4
5 火気使用設備・器具	4.6	6.7	4.3	4.2
6 電気設備	3.8	4.3	2.7	4.1
7 建築構造等				
① 建築構造	15.0	17.3	7.2	17.3
② 防火区画	23.0	24.0	20.4	23.9
③ 階 段	8.7	10.6	5.9	9.4

(4) 消防同意及び予防査察等

ア 消防同意の実態

昭和59年度の全国における消防同意事務処理状況は、第8-13表のとおり

第 8—13表 消防同意事務処理状況

(昭和59年度)

申請 要旨	同 意			不 同 意				計	
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備	避難		その他
新 築	423,507	315,883	107,624	393	25	253	39	78	423,900
増 築	115,698	85,841	29,857	134	10	89	2	34	115,832
改 築	8,279	6,793	1,486	3	—	1	—	2	8,282
移 転	699	571	128	—	—	—	—	—	699
修 繕	76	42	34	1	—	1	—	—	77
模 様 替	221	102	119	—	—	—	—	—	221
用途変更	1,543	637	906	3	—	2	—	1	1,546
そ の 他	11,032	10,016	1,016	5	—	1	—	4	11,037
計	561,055	419,885	141,170	539	35	347	41	119	561,594

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

である。消防同意は、火災予防上極めて重要なもので、その性格上、建築物について個別的、かつ、具体的な判断が要求されることから、建築物の防火に関する法令の規定について、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう行政組織の充実と連携の強化を図っている。

なお、昭和58年5月、消防法及び建築基準法が改正され、防火地域及び準防火地域以外の区域における戸建専用住宅等については、消防同意を建築主事から消防機関への通知に切り替えることにより、より人命危険の高い対象物に対する重点的な執行を図ることとされ、これに伴い、昭和59年2月に消防法施行令の改正が行われて、昭和59年4月1日から施行された。

イ 予防査察及び違反状況の改善

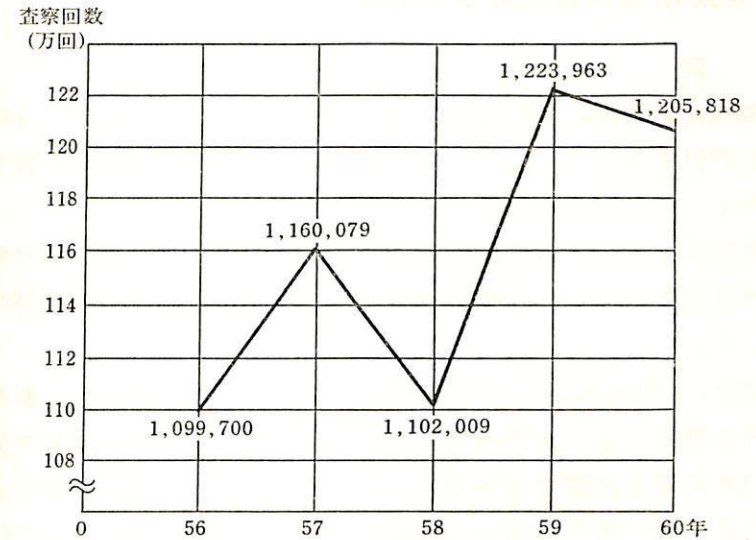
消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和59年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第8—14表のとおりであり、過去5年間の推移は第8—15図のとおりである。

第 8—14表 火災予防査察実施状況

(昭和59年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,845	23,661	1,875	7,886	5,458	35,813	63,504	80,834	
防火対象物の区分	(五)	(六)		(七)	(八)	(九)			
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	225,954	33,745	27,866	13,733	58,276	1,553	1,649	5,207	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジアム等	駐車場等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等	
査察回数	1,653	16,773	202,549	480	8,866	250	81,801	102,598	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アークード	山 林		舟 車
査察回数	137,190	55,532	353	17	3,429	398	16	3,054	1,205,818

第 8—15図 過去5年間の火災予防査察実施回数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第4項、第8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、必要な消防用設備等の設置等の措置を講ずべきことを命ずることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生した際人命に危険があると認める場合は、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。昭和59年度にこれらの規定に基づき発せられた命令の件数及び命令による違反是正件数は、それぞれ第8—16表、第8—17表及び第8—18表のとおりである。実務上命令は、指導勧告書や警告書の交付等によっては違反が是正されない場合に発せられているが、警告、命令等が時機を失することなく行われるよう、いわゆる違反処理の推進を図る必要がある。そのため消防庁では、違反処理指導官を設置し、消防法違反の是正推進に関するブロック会議の開催や、悪質な違反防火対象物の一掃についての指導等を行っている。

(5) 消防用機械器具等の検定等

ア 検 定

消防用機械器具等は、消防法第21条の2の規定により、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定は特殊法人である日本消防検定協会で行っており、検定の対象となる消防用機械器具等は、消防法施行令第37条の規定により、消火器等の16種類とされている。

この検定は、「型式承認」(形状等が自治省令で定める技術上の基準に適合している旨の承認)と「個別検定」(個々の器具等が、型式承認を受けたものと同一である旨を確認する検定)とからなっており、検定を受けようとする者は、型式承認を得た後個々の製品について個別検定を受けなければならない。昭和59年度の検定申請数量は第8—19表のとおりである。

第8—16表 防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況 (昭和59年度)

防火対象物の区分	命令の内容	(一)	(二)	(三)	(四)	(五)	(六)	(七)	(八)	(九)	(十)	(十一)	(十二)	(十三)	(十四)	(十五)	(十六)	計														
		劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店等	百貨店等	旅館等	共同住宅等	病院等	社会福祉施設	幼稚園等	学校等	図書館等	特殊浴場	一般浴場		停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐車場等	航空機格納庫	倉庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	地下街	文庫	高層建築物
防火管理者選任命令			1					1																	4							6
(是正件数)			1																						2							3
防火管理業務適正実施命令						1																			4							6
(是正件数)								1																	1							3
共同防火管理協議事項作成命令																									1							1
(是正件数)																									1							1
命令の計			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9	9	13	13	13	13	13	13
(是正件数の計)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	7	7	7	7	7	7

(注) 是正件数欄の数は、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までに発せられた命令に基づき、昭和60年3月31日までに是正された件数である。

(昭和59年度)

第8-18表 防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況

防火対象物の区分 命令の内容等	(火災)																	計
	(一)劇場等	(二)公会堂等	キャバレー等	(三)遊技場等	(四)料理店等	(五)飲食店	(六)百貨店等	(七)旅館等	(八)共同住宅等	(九)病院等	(十)社会福祉施設	(十一)幼稚園等	(十二)学校	(十三)図書館等	(十四)特殊浴場	(十五)一般浴場	(十六)一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	
改修	4	1				1	3	4	1				1				7	22
(是正件数)	1	1				1	3	3	1								2	12
移転																		
(是正件数)																		
除去						1	1	1										3
(是正件数)						1	1	1										3
小計(A)	4	1				2	4	5	1				1				7	25
(小計)	1	1				2	4	4	1				1				2	15
使用禁止 禁制小計(B)			1			6											1	8
工事の停止(C)			1			6											1	8
その他(D)												1					1	2
(A)+(B)+(C)+(D)	4	1	1			8	4	5	1			1					8	35

(注) 是正件数欄の数は、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までに発せられた命令に基づき、昭和60年3月31日までに是正された件数(昭和60年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

第8-19表 検 定 申 請 数 量

(昭和59年度)

種 別	区 分	型式試験		個別検定
		型式試験	型式変更試験	
① 消 火 器	大 型 小 型	7	—	16,540
		68	23	3,475,874
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型 小 型	—	—	30,345
		20	—	1,667,452
③ 泡 消 火 薬 剤		4	—	110,406
④ 動 力 消 防 ポンプ	消防ポンプ自動車	4	150	1,617
	手引消防ポンプ	—	—	1
	重可搬消防ポンプ	—	—	—
	軽可搬消防ポンプ	8	4	6,588
⑤ 消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引 濡 れ	35	43	399,070
		2	1	588
⑥ 消 防 用 吸 管		—	—	8,160
⑦ 結 合 金 具		10	—	414,352
⑧ 火 知 感 知 器 災 報 備 発 信 機		73	35	5,067,937
		—	5	276,452
⑨ 中 継 器		11	3	52,566
⑩ 受 信 機		68	21	84,482
⑪ 漏 電 火 災 警 報 器		10	8	139,910
⑫ 閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ハ ッ ト		13	4	1,140,518
⑬ 流 水 検 知 装 置		19	19	5,968
⑭ 一 斉 開 放 弁		13	3	10,237
⑮ 金 属 製 避 難 は し こ		3	5	112,992
⑯ 緩 降 機		2	—	10,562
計		370	324	13,032,617

なお、消防機器等の規格、基準及び認証制度を技術水準の向上に対応したものとするとともにその適正な運用を図るため、昭和58年7月消防庁に消防機器等規格検討委員会を設置し、その推進を図っている。

イ 鑑定及び受託試験

日本消防検定協会は消防用機械器具等の検定の業務を行うほか、検定の対象とされていない消防の用に供する機械器具等について、依頼により鑑定及び受託試験を行っている。

昭和59年度のこれら品目別の鑑定申請件数及び受託試験申請件数は第8—20表のとおりである。

第8—20表 鑑定及び受託試験の申請件数

(その1) (昭和59年度)

特殊消防ポンプ自動車の鑑定									その他の鑑定	受託試験	計
水	化	はしご	屈折はしご	大型化学	大車大型高所放水	はしご水槽付	大放水化学高所	放水塔付			
253	73	33	13	10	5	2	3	1	15	29	437

(その2)

種別	区分	型式鑑定試験		個別鑑定
		型式鑑定試験	型式変更鑑定試験	
簡火災 易警報 型器	差動式	—	—	3,430
	イオン化式	—	—	—
	光電式	1	1	10,044
予備電源		1	—	124,341
音響装置		2	—	44,540
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁		2	—	47,786
消火器加圧用ガス容器		3	—	4,392,650
蓄圧式消火器用指示圧力計		2	—	247,500
エアゾール式簡易消火具		6	—	462,891
計		17	1	5,333,182

9 危険物行政

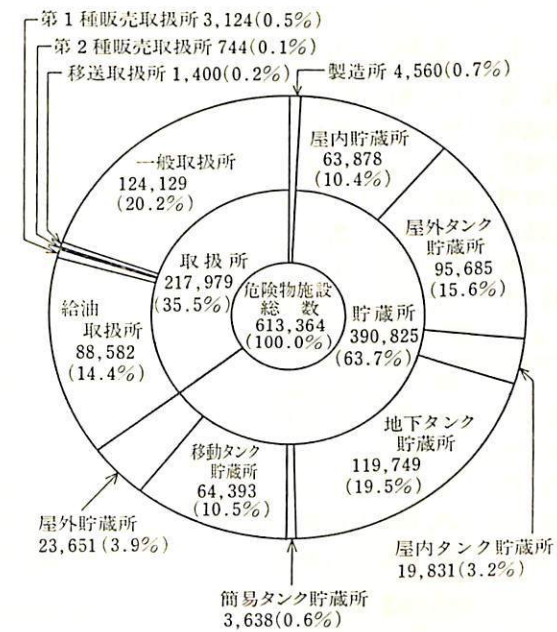
(1) 危険物規制

消防法は、同法別表に掲げる発火性又は引火性を有する物品（危険物）について保安上の規制を定めている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を一定の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないが、また、当該施設の使用に当たっては完成検査（特定の危険物施設については、その前に完成検査前検査）を受けなければならないとされている。

第9—1図 危険物施設数の状況

(昭60.3.31現在)



ア 危険物施設（製造所，貯蔵所，取扱所）

（ア）危険物施設の数

昭和60年3月31日現在における危険物施設の総数は、61万3,364施設で前年同期（60万7,040施設）に比べて6,324施設（1.0%）増加している。施設別にみると一般取扱所が12万4,129施設（全体の20.2%）と最も多く、次いで地下タンク貯蔵所の11万9,749施設（19.5%）、屋外タンク貯蔵所9万5,685施設（15.6%）等となっている（第9-1図参照）。なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設は59万7,340施設と全体の97.4%を占めている。

危険物施設数の最近における推移は第9-2表にみられるとおり、第二種販売取扱所、移動タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所が高い伸びを示している。

第9-2表 危険物施設数の推移

施設	年	56	57	58	59	60	増減率(%)	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(C/A-1)×100	(D/B-1)×100
製造所		4,346	4,393	4,435	4,477	4,560	4.9	1.9
貯蔵所	屋内貯蔵所	61,554	62,789	63,440	63,598	63,878	3.8	0.4
	屋外タンク貯蔵所	97,509	97,007	96,341	96,057	95,685	△1.9	△0.4
	屋内タンク貯蔵所	19,923	20,013	19,955	19,878	19,831	△0.5	△0.2
	地下タンク貯蔵所	109,755	113,398	115,724	117,715	119,749	9.1	1.7
	簡易タンク貯蔵所	4,076	3,953	3,871	3,742	3,638	△10.7	△2.8
	移動タンク貯蔵所	54,986	57,126	58,662	61,019	64,393	17.1	5.5
	屋外貯蔵所	25,662	25,466	24,921	24,397	23,651	△7.8	△3.1
小計	373,465	379,752	382,914	386,406	390,825	4.6	1.1	
取扱所	給油取扱所	86,056	86,962	87,678	88,143	88,582	2.9	0.5
	第一種販売取扱所	3,416	3,351	3,284	3,221	3,124	△8.5	△3.0
	第二種販売取扱所	647	667	705	729	744	15.0	2.1
	移送取扱所	1,366	1,382	1,380	1,391	1,400	2.5	0.6
	一般取扱所	117,756	120,068	121,509	122,673	124,129	5.4	1.2
	小計	209,241	212,430	214,556	216,157	217,979	4.2	0.8
	計	587,052	596,575	601,905	607,040	613,364	4.5	1.0

（注）各年とも3月31日現在の数値である。

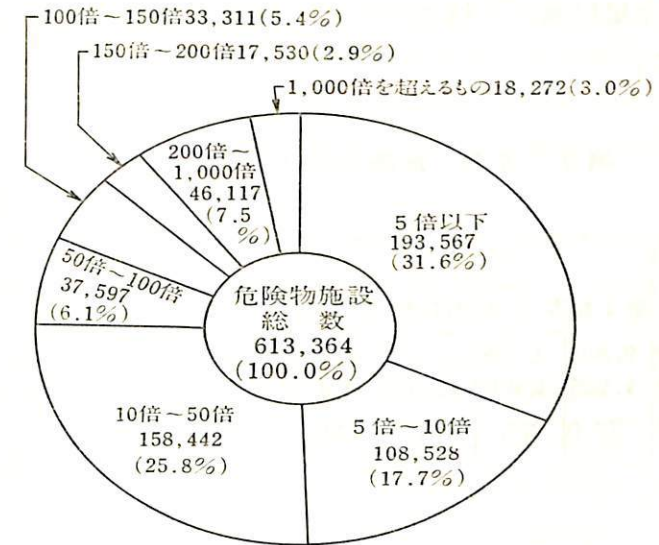
るが、簡易タンク貯蔵所、第一種販売取扱所、屋外貯蔵所、屋外タンク貯蔵所及び屋内タンク貯蔵所は減少傾向にある。

（イ）危険物施設の規模別構成

昭和60年3月31日現在における危険物施設総数の規模別（貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの）の構成は、第9-3図のとおりであり、規模別の構成比は、前年同期とほとんど変わっていない。

第9-3図 危険物施設の規模別構成比

（昭60.3.31現在）



（注）倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数値である。

イ 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、これらの試験の合格者は、

危険物取扱いの資格を得ることができる。

昭和59年度において危険物取扱者試験は全国で169回（前年度146回）実施されている。受験者数は35万9,238人（32万6,578人）、合格者は16万768人（14万2,522人）で平均の合格率は44.8%（43.6%）となっている（第9—4表参照）。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では乙種第4類が17万8,435人（全体の49.7%）と最も多く、次いで丙種の15万7,534人（43.9%）となっており、この両方で全体の93.6%を占めている。合格者数でも乙種第4類が6万4,414人（40.1%）、丙種が8万2,126人（51.1%）となっており、この両方で全体の91.2%を占めている。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、昭和60年3月31日現在、297万7,766人となっている。

第9—4表 危険物取扱者試験実施状況

（昭和59年度）

区分	種別 甲種	乙種							丙種	計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
受験者数	8,673	2,535	2,098	2,429	178,435	1,335	6,199	193,031	157,534	359,238
合格者数	3,743	1,927	1,630	1,812	64,414	1,137	3,979	74,899	82,126	160,768
合格率 (%)	43.2	76.0	77.7	74.6	36.1	85.2	64.2	38.8	52.1	44.8

ウ 危険物取扱者保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として5年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和59年度において、保安講習は、全国で延べ502回（前年度510回）実施され10万6,825人（10万5,959人）が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は、第9—5表のとおりである。

第9—5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種							丙種	種類別 総計
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	小計		
55	108,311	5,421	2,435	2,387	2,469	93,777	1,203	7,271	109,542	8,577	123,540
56	90,872	4,806	2,185	1,950	2,141	81,569	1,038	6,102	94,985	9,206	108,997
57	90,792	4,724	2,169	2,025	2,218	76,157	1,020	5,761	89,350	9,840	103,914
58	105,959	5,727	2,259	2,022	2,280	89,481	1,092	6,046	103,180	11,142	120,049
59	106,825	5,976	2,620	2,528	2,481	89,123	1,393	7,641	105,786	10,168	121,930

エ 自衛消防組織等を設ける事業所

石油精製事業所等の一定規模以上の危険物施設の所有者等には、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられている。

昭和60年3月31日現在における事業所総数26万5,938のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数は、1万2,825であり、その状況は第9—6表のとおりである。

第9—6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

区分 年	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所	
昭和56		261	1,559	10,531	48
57		237	1,607	11,496	54
58		236	1,623	12,130	62
59		244	1,669	12,481	71
60		257	1,718	12,825	58

（注）各年とも3月31日現在の数値である。

オ 仮貯蔵、仮取扱いの承認

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、危険物施設として許可を受けた場所で行わなければならないが、臨時に指定数量以上の危険物

を貯蔵し、又は取り扱う場合は、所轄の消防長又は消防署長の承認を受ければ、10日以内の期間に限り、危険物施設以外の場所での仮の貯蔵又は仮の取扱いが認められている。

昭和59年度においてこの承認を受けた件数は、仮貯蔵が7,238件（前年度7,667件）、仮取扱いが8,148件（1万257件）となっている。

カ 仮使用の承認

危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、これに合格した後でなければ当該施設の使用が認められていないが、当該変更工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、当該承認を受けた部分を仮に使用することができる。

昭和59年度においてこの承認を受けた件数は、4万8,594件（前年度4万6,019件）となっている。

キ 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務付けられている。昭和59年度に実施された保安検査は337件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは327件、特定移送取扱所に関するものは10件となっている（第9—7表参照）。

第9—7表 保安検査の実施状況

区分	年度	55	56	57	58	59
特定屋外タンク貯蔵所に関するもの		340	434	418	437	327
特定移送取扱所に関するもの		10	9	10	9	10
計		350	443	428	446	337

ク 立入検査及び措置命令等の実態

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び

危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

昭和59年度においては、38万500（前年度37万1,896）の危険物施設について、延べ48万3,506回（48万3,783回）の立入検査が行われている（第9—8表参照）。

第9—8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区分	年度	55	56	57	58	59
検査施設数		350,877	357,677	361,941	371,896	380,500
検査延回数		481,743	474,828	477,555	483,783	483,506

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵又は取扱い、若しくは当該施設の位置、構造又は設備が消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造、設備の基準に関する措置命令等の命令をすることができる。

昭和59年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、1,688件（前年度2,070件）となっている（第9—9表参照）。

第9—9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

命令の区分	危険物の貯蔵若しくは取扱いに関する措置命令（法第11条の5）	施設の位置、構造、設備に関する措置命令（法第12条第2項）	製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	計
55	1,781	2,066	51	78	377	4,353
56	1,213	1,505	49	54	298	3,119
57	1,126	899	39	97	312	2,473
58	964	780	25	68	233	2,070
59	727	644	34	46	237	1,688

(2) 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の規定に基づき、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可にあたって意見を述べること等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている新東京国際空港航空燃料パイプラインについては、昭和53年9月に基本計画が告示され、同年10月には工事計画が、昭和57年12月には保安規程が認可されている。二系統のパイプラインのうち一系統は昭和58年8月から、残る一系統は昭和59年8月から供用が開始されている。この間、消防庁は、運輸省とともに、これらの認可を行い、昭和58年3月、同59年6月に完成検査を実施している。また、パイプライン供用後は保安検査を実施するとともに、立入検査等を行うことにより、石油パイプラインの保安の確保に努めている。

なお、石油パイプライン事業法の適用対象は、現在、新東京国際空港航空燃料パイプラインのみであり、それ以外のパイプラインは別途消防法において移送取扱所として規制されている。

10 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の状況

ア 石油コンビナート等特別防災区域の現況

一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定している。

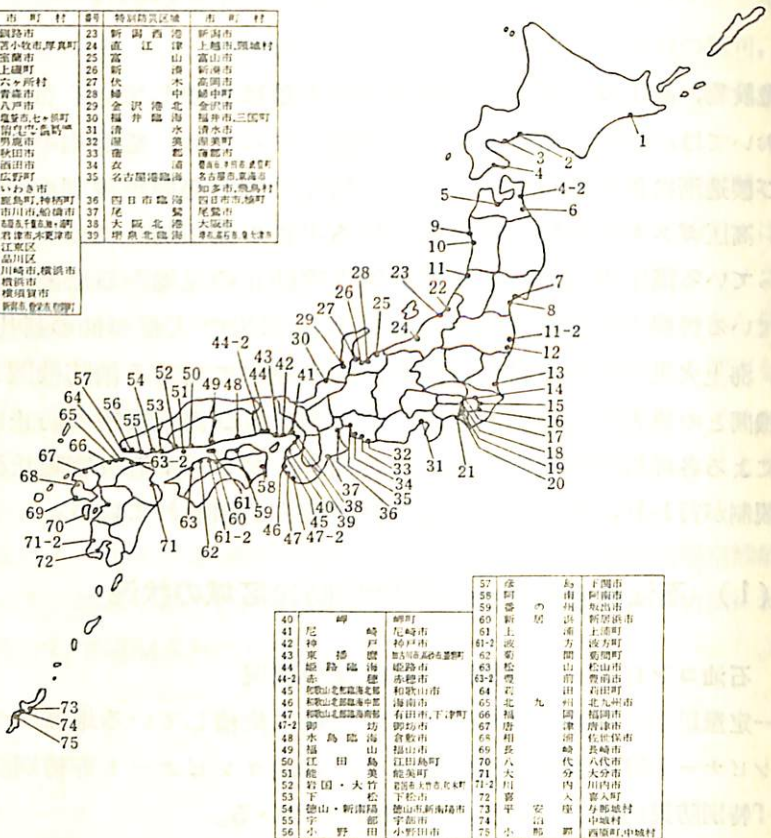
特別防災区域の現況は、第10—1図のとおりであり、当初、昭和51年7月に33都道府県にわたって75地区が指定されたが、その後7地区が追加指定され、現在は、33都道府県にわたって82地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受けるとする事業所は、昭和60年4月1日現在、第一種事業所が531事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は252）、第二種事業所が410事業所ある。なお、石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料21のとおりである。

第10-1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(昭60.8.1現在)

番号	特別防災区域	市町村	番号	特別防災区域	市町村
1	鋼	鋼路市	23	新潟西	新潟市
2	宮小	若小牧市,厚真町	24	直江津	上越市,頸城村
3	宮	宝塚市	25	富山	富山市
4	上	上磯町	26	新潟海	新潟市
4-1	つ小川	六所村	27	伏木	高岡市
5	青	青森市	28	中	越中町
6	八	八戸市	29	全	金沢市
7	塩	塩釜市,七ヶ浜町	30	福井臨	福井市,三好町
8	仙	仙台市	31	清	清水市
9	男	男鹿市	32	津	津市
10	秋	秋田市	33	津	津市
11	酒	酒田市	34	衣	尾島市
11-1	松	松本市	35	名古屋臨	名古屋市長島市
12	いわ	いわき市	36	四日市臨	四日市市,瑞穂町
13	鹿島臨	鹿島市,神栖町	37	尾	尾島市
14	京畿臨海北	市川市,船橋市	38	大	大阪市
15	京畿臨海中	船橋市,千葉市,習志野市	39	伊	伊東市,沼津市
16	京畿臨海南	君津市,木更津市			
17	豊	豊田市			
18	高川・大	高川市,大井町			
19	京浜臨海	川崎市,横浜市			
20	横	横浜市			
21	久	久留米市			
22	新	新潟市			



40	神	神奈川	57	深	深谷市
41	尾	尾島市	58	阿	阿久野市
42	神	神奈川	59	香	香取市
43	東	東海	60	新	新原市
44	鹿	鹿島市	61	上	上野市
44-1	志	志保町	62	高	高松市
44-2	松	松本市	63	松	松本市
45	和歌山	和歌山市	64	石	石川市
46	和歌山	和歌山市	65	北	北九州市
47	和歌山	和歌山市	66	福	福岡市
47-1	和歌山	和歌山市	67	津	津市
48	水	水戸市	68	津	津市
49	福	福山市	69	長	長崎市
50	江	江津市	70	八	八代市
51	熊	熊本市	71	大	大分市
52	熊	熊本市	72	山	山形市
53	下	下松市	73	平	平塚市
54	徳山	徳山市	74	宇	宇治市
55	宇	宇治市	75	小	小野市
56	小	小野市			

イ 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用分担の下にその設置を推進することとしている。昭和58年3月、宮城県の塩釜地区において塩釜港緩衝緑地が完成

した。

(2) 防災体制

ア 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

イ 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。なお、特定事業所における異常現象の発生について消防機関等への迅速かつ的確な通報を徹底するため、昭和59年7月、異常現象の範囲を通達により明確にしたところである。

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は、早急に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が、特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正してこれを強化した。

昭和60年4月1日現在、特別防災区域の所在市町村には、大型化学消防車97台、大型高所放水車84台、泡原液搬送車96台、その他の消防車2,809台、泡消火薬剤3,363kl、消防艇47艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域の所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備20基、泡原液搬送車12台、泡放水砲36基、高発泡器12基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域の所在市町村に対し、大型化学消防

車等の整備について補助を行っている。この補助を受けて昭和59年度までに76団体で、大型化学消防車70台、大型高所放水車74台、泡原液搬送車65台が整備されている。

ウ 自衛防災組織等

(ア) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者に対し、自衛防災組織の設置及び防災管理者の選任を義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

昭和60年4月1日現在、941の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか105の共同防災組織、62の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時7,749人の防災要員、201台の大型化学消防車、152台の大型高所放水車、166台の泡原液搬送車、41隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模等に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（特定防災施設等）を設置しなければならないこととされている。昭和60年4月1日現在、流出油等防止堤が203事業所に、消火用屋外給水施設が661事業所に、非常通報設備が941の全事業所に設けられている。

(イ) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ確かな対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様別に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討し、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育のあり方を調査研究し、その結果を「自衛防災組織等のための防災活動の手引」として、昭和58年には屋外タンク編を、また、昭和59年にはプラント編をとりまとめ、消防機関を通じ

て自衛防災組織等の充実について指導しているところである。

一方、特定事業者の重要な責務の一つである自衛防災組織等の防災業務が、警備会社等の第三者機関に委託される事例が増加している。このような委託防災組織について、その実態を調査し問題点を把握して委託防災組織等の充実強化をはかるため、委託する場合の要件等について調査研究している。

(3) 事業所のレイアウト規制

ア レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは十分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所については、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は、昭和59年度に新たに対象となった2事業所を含め、252事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体の量に占める割合は、石油にあつては64%、高圧ガスにあつては98%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

イ 第一種事業所の新設等の届出の現況

昭和59年度における事業所の新設及び変更の届出件数は37件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和59年度の確認件数は39件である（第10—2表参照）。

第10—2表 第一種事業所の新設等の届出の現況

区分	新設・変更届出件数					審 査 件 数					確 認 件 数				
	55	56	57	58	59	55	56	57	58	59	55	56	57	58	59
新 設	5	3	1	1	4	5	3	2	1	3	2	2	3	1	6
変 更	105	52	23	36	33	114	60	25	34	35	81	93	61	39	33
計	110	55	24	37	37	119	63	27	35	38	83	95	64	40	39

なお、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮を図るとともに、届出を必要としない軽微な変更の範囲を明確にする等により事務の簡素合理化を図っている。

11 林野火災対策

(1) 林野火災特別地域対策事業

ア 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。

この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同して事業計画を樹立し、①防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防、②火災予防の見地からの林野管理、③消防施設等の整備、④火災防ぎょ訓練等を総合的に行うものであり、昭和59年度までに、30都道府県の676市町村にわたる153地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数ある。

イ 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に消防無線、防火水槽、可搬式消火機材及び林野火災用工作機器の整備に補助を行っている。昭和59年度から新たに自然水利利用施設、受令機、可搬式送水装置及び空中消火等補給基地を補助対象としている。

昭和59年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況は、第11—1表のとおりである。

第11—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区 分	消 防 無 線	受令機	防火水槽	自然水 利利用 施設	林野火災用可搬式 消火機材			林野火 災用工 作機器	空中消 火等補 給基地
					可搬式 散水装 置	可搬式 送水装 置	軽可搬 式消防 ポンプ		
数 量	696台	4組	1,538基	2箇所	284組	10組	45組	51台	2ヶ所

(2) 広域消防体制の整備

ア 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると、一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及び都道府県を中心としたヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

林野火災の空中消火方法は、消防研究所が昭和39年以来大震火災対策の一環として実施してきた空中消火方法の研究成果をもとに、昭和44年から林野庁林業試験場及び自衛隊の協力を得て開発したものであり、昭和50年から実用化されている。

空中消火方法は、従来の林野火災の消火が多数の消防職団員による長時間の困難かつ危険な作業によって行われたのに比べて、極めて効果的な消防戦術である。

昭和59年4月1日現在、39都道府県において空中消火用の消火薬剤散布置置、混合資機材、消火薬剤等が整備されている。

なお、消防庁では、昭和59年度からヘリコプター離着陸用広場、貯水槽、資機材保管等施設及び空中消火等資機材からなる空中消火等補給基地の整備について国庫補助を行っており、同年度においては、岩手県宮古市及び岐阜県下呂町において整備された。

イ 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請による自衛隊のヘリコプターの協力を得て行われている。

昭和50年以降の空中消火の実施状況は第11-2表のとおりである。

昭和50年以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると北海道12件、岩手県7件、広島県6件の順である。

第11-2表 空中消火の実施状況

年	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
実施件数	1	10	9	22	11	36	15	42	32	48

(3) 出火防止対策等

ア 出火防止対策等の徹底

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特に、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が大半を占めている。また、20ha以上の林野火災をみると、車両からのたばこの投捨て、山菜取り、農作業等のために失火者が出火場所にきた例が多い。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

- ① 入山者及び林野周辺住民の防火意識の醸成を図ること。
- ② 火災警報発令中における火の使用制限の徹底等を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- ③ 「火入れ」に当たっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。
- ④ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、林野火災の多発期に当たる春先の2月末日から3月6日までを全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練などを通じて山火事防止を呼びかけている。

さらに、消防庁では、昭和58年4月27日に東北地方を中心として多発した大規模林野火災の教訓を踏まえ、林野火災対策の推進、出火防止対策、警防対策、空中消火体制等及び消防施設等の整備に関する留意事項をとりまとめ、林野火災の多発期を前に昭和58年11月、総合的な通達を都道府県及び市町村に発し、林野火災対策をより一層推進するよう指導しているところである。

イ 林野火災に係る調査研究

林野火災は、いったん発生すると、気象、地形、林況等の自然的条件により特異な延焼形態をたどる場合が多い。

このため、消防庁では、昭和57年度から3年度にわたって林野火災の発生及び拡大の動態を気象、地況、林況等の自然条件との関連から分析し、出火危険及び延焼拡大を予測する手法の作成並びに林野火災の拡大範囲や拡大形態を予測する林野火災延焼シミュレーションモデルの開発を行うとともに、林野庁と共同して、昭和58年4月の東北地方を中心とした大規模林野火災について、昭和58、59年度の2年度にわたって、火災状況の調査及び気象状況消防活動からみた特性を調査分析し、異常乾燥・強風下における林野火災対策のあり方について検討を行った。

また、林野火災が発生した場合に火災状況の正確な把握、防ぎよ戦術の決定等のために林野火災防ぎよ図が不可欠であることから、消防機関がこれを作成する際の手引となる林野火災防ぎよ図作成マニュアルをまとめた。

さらに、林野火災の発生しやすい時期に異常乾燥や強風をもたらす気圧配置等を分析することにより、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムの開発を検討している。

12 特殊災害対策

(1) ガス災害対策

ガスによる災害を予防するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともに、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けており、また、消防法により、圧縮アセチレンガス等を貯蔵し、又は取り扱う者はその旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、日本開発銀行による融資制度などにより設置の促進に努めてきたところである。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。昭和58年11月には、静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故で多くの死傷者を生じたことにかんがみ、秋の火災予防運動等を通じてガス漏れ事故防止対策を図るよう周知徹底し事故の再発防止に努めているところである。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

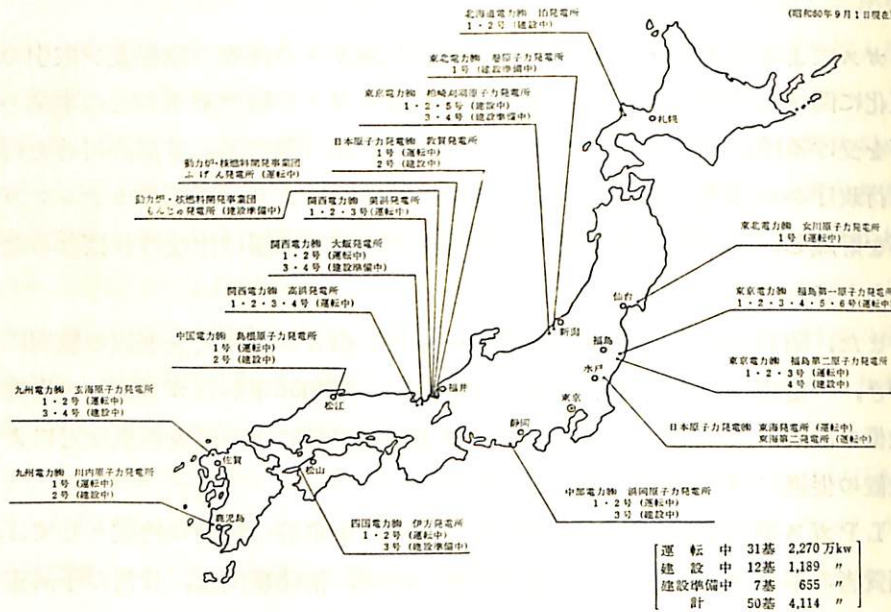
(2) 原子力災害対策

ア 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所（第12—1図参照）等の原子力施設については、原

子炉等規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

第12-1図 原子力発電所立地図



(注) 科学技術庁、資源エネルギー庁の資料による。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故の経験にかんがみ、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において、緊急時環境モニタリングの計画の立案、実施及び評価方法について「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の府県と市町村は、「地域防災計画(原子力防災対策関係)作成マニュアル(昭和55年9月消防庁・科学技術庁通知)」及び「原子力災害対策避難誘導等のための手引(昭和56年1月消防庁通知)」等に基づき地域防災計画において、原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策のより一層の整備充実を進めている。

イ 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素(RI)の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

昭和59年2月4日、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」をまとめ、各都道府県に通知した。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

(3) 高層建築物及び地下街等の火災対策

ア 高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その使用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般的に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火

対象物に比べて、共同防火管理体制（消防法第8条の2）、防災規制（同法第8条の3）、消防用設備等の規制（同法第17条）が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報及び安全避難が確実に出来るよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

なお、最近では、防災に関する情報や防災機器の操作を防災センターで一括制御する総合防災システムの開発が進んできているので、消防庁としても、そのあり方や評価方法について検討している。

また、消防機関においては、高層建築物の火災に対応できる装備の科学化を図るとともに訓練を更に強化する一方、非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

イ 地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、消防活動が極めて困難である上、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想されるため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、昭和48年以後、建設省、消防庁、警察庁、運輸省等により構成される地下街中央連絡協議会において、地下街の新設又は増設は厳に抑制し、原則として認めないこととし、ただし公益上真に建設がやむを得ないものについては、あらかじめ十分な措置を講ぜしめること等、厳しい規制を行ってきた。

また、消防法令上、地下街については、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため必要な規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故を契機に、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた、いわゆる「準地下街」の危険性と、地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになったため、地下街中央連絡協議会に資源エネルギー庁が加わり、ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに、関係5省庁に

より、準地下街の新設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また、消防庁では、消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし、さらに、一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。昭和60年3月31日現在の準地下街の防災改修の進捗状況は第12-2表に示すとおりである。

第12-2表 準地下街の防災改修の進捗状況

(昭60.3.31現在)

項目	消防用設備等の名称		スプリ ンクラ ー設備	水噴霧 等消火 設備	自動火 災報知 設備	ガス漏 れ火災 警報設 備	非常警報設備		誘導灯
	消火器						非常ベル ・自動式 サイレン	放送設 備	
設置義務を有する準地下街	設置済みのもの	7	2	2	4	4	2	3	6
	一部不適格のもの	—	3	1	2	2	1	3	1
	違反	—	1	—	1	—	—	1	—
設置義務のない準地下街	—	—	1	4	—	1	4	—	—

消防機関の活動については、地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資機材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが、前述の火災にかんがみ地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業所との連携強化及び地下街等でのガス漏れ事故に関する消防戦術についてそれぞれ通達を出し、ガス保安対策を強化している。

(4) 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が増大してきており、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においても、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部

の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁との間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の防止に万全を期している。

なお、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。

(5) 大規模交通災害対策

ア トンネル内火災対策

消防庁は、昭和54年7月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の車両火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示した。

この後、昭和56年4月建設省により「道路トンネル非常用施設の設置基準」が定められたこと等に伴い、管内に当該基準に該当するトンネルを有する消防機関は、車両火災予防運動等の機会に、警察機関及び道路管理者と共同でトンネル内における非常用施設の点検及び火災等の発生を予想した各種訓練を実施して、トンネルの安全確保に努めている。

イ 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、消防薬剤、消火救難車両等の整備を推進しているが、一部の空港を除き整備基準を満足するに至っていない状況にある。

消防庁では、昭和54年に、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に配布し今後の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資している。

消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、昭和60年4月1日現在、空港所在市町村の59消防機関が協定を締結している。

なお、消防庁では、昭和54年度から空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行っており、昭和59年4月1日現在3市2消防本部において、5台が整備されている。

(6) 毒劇物災害対策

毒劇物による災害の形態には、それ自体の毒性による中毒のみならず、火災、爆発又はそれらの複合したものなどがある。

現在、これらの毒劇物に対しては、毒物及び劇物取締法、高圧ガス取締法、道路法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法等により、それぞれの側面から規制がなされている。

昭和59年中に消防機関が出動した毒劇物事故件数は98件（前年85件）、死傷者数は70人同（123人）であり、前年に比べて事故件数は増加したが死傷者数は減少した。事故の形態としては、漏えいが49件と最も多く、半数を占めている。

事故発生の際に消火、救急救助及び事故の拡大防止の処置等に従事する消防機関としては、毒性物質の取扱い状況及び事故、災害の実態の把握を含めて、今後とも毒物、劇物の災害対策を講じていく必要がある。

13 消防の教育訓練等

(1) 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、昭和23年に消防講習所として創設され、昭和34年に大学校に昇格したものであり、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことを任務としている。

ア 教育訓練

(ア) 教育訓練課程

教育訓練を行うために、現在設置されている教育訓練課程は4部9学科である(第13-1表参照)。

第13-1表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
第1部	本 科	幹部職員として必要な高度の知識及び技術を総合的に修得させる	6 月
第2部	警 防 科	警防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術を総合的に修得させるとともに、警防実務に従事する監督者としての資質の向上を図る	2 月
	予 防 科	予防実務に関する専門的かつ高度の知識及び技術を総合的に修得させるとともに、予防実務に従事する監督者としての資質の向上を図る	3 月
第3部	上級幹部科	消防幹部としての見識及び技術を総合的に修得させる	1 月
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させる	0.5 月
第4部	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を修得させるとともに救急業務に従事する監督者としての資質の向上を図る	2 月
	危険物保安科	危険物規制事務に関する専門的かつ高度の知識及び技術を修得させ、危険物規制事務従事者としての資質の向上を図る	3 月
	教 員 科	消防学校教育に関する専門的かつ高度の知識及び技術を修得させる	1 月
	救 助 科	救助業務に関する専門的かつ高度の知識及び技術を修得させ、救助隊長及び救助技術指導者としての指導力を高めさせる	2 月

(イ) 教育訓練の実施状況

消防大学校(消防講習所を含む。)の卒業生は昭和59年度末現在1万5,171人であり、昭和60年度の計画人数は777人である(第13-2表参照)。

第13-2表 教育訓練の実施状況

部	学 科	卒 業 生			59 年 度		60年度計画	
		昭23.6~ 昭34.3 (消防講 習所)	昭34.4~ 昭60.3 (消防大 学校)	合 計	実施 回数	人数	実施 回数	人数
第1部	本 科	796人	1,518人	2,314人	1	54	1	57
第2部	警 防 科	—	2,553	2,553	3	178	3	180
	予 防 科	386	2,405	2,791	2	118	2	120
第3部	上級幹部科	668	1,729	2,397	2	88	2	103
	消防団長科	453	857	1,310	1	38	1	41
第4部	救 急 科	—	1,299	1,299	2	100	2	108
	危険物保安科	—	292	292	1	36	1	35
	教 員 科	—	207	207	1	31	1	40
	救 助 科	—	351	351	2	89	2	93
専 修 科 等		817	840	1,657	—	—	—	—
合 計		3,120	12,051	15,171	15	732	15	777

イ 消防学校等に対する技術的援助

(ア) 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、消防行政、予防技術、警防技術及び救助技術等の実務面の指導について消防大学校教官又は講師の派遣あるいはあっせんを行っている。

(イ) 教員用指導資料の作成と視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに33種類を作成しているが、なお消防事象の変化に即応した内容の再検討、改定作業を進めている。また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学校の視聴覚教材を必要に応じ消防学校等に貸し出して

いる。

(ウ) 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者の共通の研究の場として、教育訓練研究会を毎年開催している。この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

(エ) 実務講習

複雑多様化した火災に対処するため、火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査の指導的立場にある者に対して火災調査講習会を実施したほか、昭和60年度においては、新たに、地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度な知識を修得させ、防災体制の強化に資することを目的として、都道府県及び指定都市の防災担当者に対し防災講習会を実施した。

(2) 消防学校における教育訓練

ア 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されている。

イ 教育訓練の基準

消防学校の教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

(ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は6か月以上とされている。

(イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。

(ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。

(エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇任予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。

(オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員は自分の職業を持っているため、消防学校における教育が十分行い難いと認められる場合には、教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

なお、最近における災害の複雑多様化及び消防業務の質的高度化に対処し、消防職員の知識の修得及び技能の一層の向上を図るため、消防庁では消防学校の教育訓練の基準を一部改正し、昭和60年度から実施しているところであるが、これに引き続き消防学校教育訓練研究会において、消防団員の教育訓練のあり方について所要の見直しを行っているところである。

ウ 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第13—3表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第13—4表のとおりであり、昭和59年度は前年度より1校減少し、53校が実施している。そのうち、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施したのは、51校（うち指定都市の消防学校は7校）で前年度と同数、また、5か月の教育訓練を実施した学校は1校で、1校減少しており、6ヶ月教育が定着しつつある。

新規採用者の初任教育受講状況は、第13—5表のとおりであり、昭和59年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、2,980人で前年度に比べ

第13—3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人，%)

区 分		昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度
初 専 警 予 機 救 幹 特	任 教 育	3,877(17.0)	3,498(14.4)
	科 教 育	11,679(51.1)	12,183(50.2)
	防 科	3,137(13.7)	3,811(15.7)
	防 科	3,295(14.4)	3,452(14.2)
	関 科	833(3.6)	735(3.0)
	急 科	4,414(19.3)	4,185(17.2)
	部 教 育	3,204(14.0)	3,323(13.7)
別 教 育	4,083(17.9)	5,261(21.7)	
計		22,843(100.0)	24,265(100.0)

第13—4表 初任教育期間別消防学校数

初任教育の期間		昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度
6	か 月	51	51
5	か 月	2	1
4	か 月	1	1
計		54	53

(注) 初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

第13—5表 新規採用者の初任教育受講状況

(単位：人，%)

区 分		昭 和 58 年 度	昭 和 59 年 度
初 任 教 育 を 受 け た 者	6 月	2,788(76.3)	2,530(75.7)
	5 月	352(9.6)	327(9.7)
	4 月	127(3.5)	123(3.7)
	3 月	—	—
	2 月	—	—
	1 月	—	—
小 計		3,267(89.4)	2,980(89.1)
初任教育を受けなかった者		387(10.6)	364(10.9)
計		3,654(100.0)	3,344(100.0)

287人減少したが、これは新規採用者が減少したためであり、受講率は89.1%と前年度並である(前年度89.4%)。また、消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を受講した者は、2,530人で前年度に対し258人減少したが、新規採用者に占める割合は75.7%と前年度並である(前年度76.3%)。

エ 教職員の状況

昭和59年度の消防学校教職員数の状況は第13—6表のとおりである。専任教員508人のうち派遣教員が123人に及んでいる。これは、直接消防活動を行っていない道府県が消防学校を設置しているため、多くの道府県が専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

第13—6表 消防学校教職員数

(昭60.4.1現在)

教 員		事 務 職 員			そ の 他			計			
専 任	兼 任	小計	専任	兼任	小計	専任	兼任		小計		
実員	派遣		実員	派遣							
385	123	52	—	560	118	6	124	127	6	133	817

(注) 臨時、嘱託、非常勤職員を除く。

(3) 全国消防救助技術大会の実施

多様化する都市災害及び自然災害等に対処し、人命救助技術の一層の充実を図るため、全国の消防職員が日ごろ錬成した技術を相互交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年実施されている。第14回大会は昭和60年8月23日に広島市で開催され、「消防救助操法の基準」に従い、種目内容、安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

14 国際化への対応

(1) 基準・認証制度

昭和55年5月、第91回通常国会において、ガット東京ラウンドのスタンダードコード（貿易の技術的障害に関する協定）が批准され、我が国においても、国際規格、外国の認証制度を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力していくこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因の一つが我が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、基準・認証制度の市場開放措置が検討された。この結果、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することなどが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策——最近の決定と今後の政策方向——」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを、原則3年以内を対象期間として策定すること、その骨格を7月中に示すことなどが示された。その結果アクション・プログラムの骨格中に、消防法関係についても、①防災規制の対象品目を2割程度削減すること、②消防用機械器具等の検定制度的対象品目の1割程度について自己認証への移行を検討すること、③消防用機械器具等の検定に係る細部の試験項目を4分の1程度削減すること、④消防機器についてISO（国際標準化機構）の規格策定作業

に積極的に参加し同規格を採用することが盛り込まれ、また、外国検査データの円滑な受入れ、規格・基準の作成過程における透明性の確保、認証手続きの簡素化・迅速化等を推進し、基準・認証制度の国際化への対応を一層強化することが示された。

(2) 国際協力等

ア アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団の協力の下に発展途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした集団研修（消防行政セミナー）を実施している。この研修は、昭和45年度以降毎年実施されており、昭和60年度においても例年どおり約2か月にわたって実施された。これまでの受講状況は第14—1表のとおりである。

イ 諸外国からの研修員受入

消防庁は、韓国政府の依頼に基づき、消防大学の昭和60年度本科へ韓国幹部消防官2名を入校させた。さらに、国際協力事業団の協力の下、昭和60年1月より約2カ月間、中国消防官2名に火災原因調査研修を京都市消防局にて実施したほか、シンガポール及びヨルダンの消防幹部の視察研修も実施した。

ウ 諸外国への専門家派遣

消防庁は、昭和59年11月に、国際協力事業団の協力の下にシンガポールへ火災予防及び教育訓練の専門家5名を派遣し、火災予防及び教育訓練制度に係る法令その他の改善について指導・提言したほか、中国には消防機器検定専門家2名を派遣し、検定制度の指導を行った。

また、昨年度ブラジルへ救助技術専門家5名を派遣したが、引き続き昭和60年8月には消防技術専門家5名を派遣し、ブラジル消防訓練センターにおいて消火技術等の指導を行った。

以上のように、近年2国間の消防協力案が増件加しており、各国における消防の発展に大きな成果をあげている。

エ 国際交流

昭和57年12月に世界義勇消防連盟 (Federation of World Volunteer Firefighters Association) が、義勇消防の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的として設立され、昭和60年9月にはイタリアのミラノにおいて、ヨーロッパ・アフリカ地域委員会が開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs' Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立され、昭和59年11月に、フィリピンのマニラにおいて、第13回総会が開催された。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

第14-1表 アジア諸国等消防職員研修受講状況

(単位：人)

国名	年度											計
	45~50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	
1 アフガニスタン	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	2
2 バングラデシュ	—	—	—	1	1	1	1	1	—	1	1	7
3 ビルマ	—	—	1	—	—	—	—	1	1	—	—	3
4 インド	4	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	8
5 インドネシア	9	1	1	1	1	1	—	1	2	1	1	19
6 カンボジア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
7 クメール	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
8 ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
9 マレーシア	7	1	1	1	1	—	1	1	—	1	1	15
10 ネパール	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	3
11 パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
12 フィリピン	6	1	1	1	2	1	1	1	1	—	—	15
13 シンガポール	5	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	17
14 スリランカ	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2
15 タイ	5	1	—	—	—	1	1	1	—	1	1	11
16 ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
17 韓国	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
18 台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
19 エジプト	2	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
20 イラン	2	1	1	1	—	—	—	—	—	1	—	6
21 ヨルダン	—	—	—	—	1	—	—	1	—	1	—	3
22 サウジアラビア	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
23 スーダン	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	2
24 トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
25 パプアニューギニア	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
26 ブラジル	1	1	—	—	1	3	3	2	2	2	2	17
27 チリ	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1	2
28 香港	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	3
29 シリア	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
30 リベリア	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2
31 コロンビア	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
32 ジャマイカ	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	1
33 ソロモン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
34 アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
35 パラグアイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
計	60	10	10	10	10	8	11	12	12	12	11	166

15 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

(1) 活動状況

昭和59年中における全国の消防職団員の活動状況は、第15-1表のとおりである。

そのうち火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は59万4,154回で、前年を5万1,450回下回り、また出動延人員では864万9,992人である。1日当たりの出動回数は1,628回、53秒に1回の割合で出動したことになる。

第15-1表 消防職員及び

区 分	火 災		救 助 活 動		風水害等の災害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	63,497	1,243,028	19,865	186,170	3,002	14,223
消 防 団 員	50,180	2,120,796	658	17,229	2,440	78,521
計	113,677	3,363,824	20,523	203,399	5,442	92,744
火災等構成比 (%)	19.1	38.9	3.5	2.4	0.9	1.1
構 成 比 (%)	2.2	12.7	0.4	0.8	0.1	0.3

区 分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	154,997	1,188,916	160,377	646,860	505,284	1,686,937
消 防 団 員	97,418	4,060,200	26,184	590,929	21,584	294,227
計	252,415	5,249,116	186,561	1,237,789	526,868	1,981,164
構 成 比 (%)	5.0	19.8	3.7	4.7	10.3	7.5

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が25.8%で一番多く、次いで火災出動が19.1%となっている。

(2) 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

昭和59年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は16人、同じく負傷した者は3,585人である。前年に比べて殉職者は7人減少しているが、負傷者は29人増加している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが36.5%と最も多く、次

消 防 団 員 の 活 動 状 況

(昭和59年中) (単位: 回, 人)

特 別 警 戒		遭 難		そ の 他		火 災 等 小 計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
86,802	431,513	1,259	11,005	194,377	928,546	368,802	2,814,485
66,398	1,783,759	1,257	45,590	104,419	1,789,612	225,352	5,835,507
153,200	2,215,272	2,516	56,595	298,796	2,718,158	594,154	8,649,992
25.8	25.6	0.4	0.7	50.3	31.4	100.0	100.0
3.0	8.3	0.0	0.2	5.9	10.2	11.7	32.6

火災原因調査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
64,338	240,992	1,208,419	2,382,875	2,255,113	6,630,798	4,717,330	15,591,863
277	1,795	4,067	151,003	4,636	10,761	379,518	10,944,422
64,615	242,787	1,212,486	2,533,878	2,259,749	6,641,559	5,096,848	26,536,285
1.3	0.9	23.8	9.5	44.3	25.0	100.0	100.0

第15—2表 消防職員及び消防

区 分	計		火 災		風水害等の 災 害		救 急	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
消防職員	9	2,177	3	614	0	1	0	103
消防団員	7	1,408	2	696	1	19	0	0
計	16	3,585	5	1,310	1	20	0	103
構成比(%)	100.0	100.0	31.3	36.5	6.3	0.6	0	2.9

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

いで演習訓練によるものが28.8%、救急によるものが2.9%となっている(第15—2表参照)。

(3) 安全衛生体制の整備

消防庁では、消防活動時の公務災害を防止し、安全対策を講ずるため、昭和56年12月、消防活動安全対策研究会を設置し、訓練時及び警防活動時等の安全管理について検討を重ねてきた。消防庁は、同研究会で得た結論を踏まえ、消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の一例をそれぞれ示し、その整備を進めるとともに、訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ作成し、公務災害防止の徹底を図っている。

また、消防職員の健康管理の徹底等を期するため、衛生管理体制の一例を示し、その整備の推進を図っている。

(4) 処 遇

ア 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や勤務の危険性を配慮したものでなければならぬが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村(消防事務組合を含む。)の条例によって定められている。

(ア) 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されてい

団員の公務による死傷者数

(昭和59年中)(単位:人)

演習訓練		特別警戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者	死 者	負傷者
2	571	0	5	0	1	4	882
2	462	0	26	0	6	2	199
4	1,033	0	31	0	7	6	1,081
25.0	28.8	0	0.9	0	0.2	37.5	30.2

る給料表は、消防(公安)職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。消防職員の平均給料月額、昭和59年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢34.2歳で19万6,919円であり、一般行政職員の場合は平均年齢37.5歳で21万854円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が6万2,361円であり、一般行政職員は4万5,881円となっている。これは、消防職員には、出動手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

(イ) 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、更に交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせて勤務する制度であり、東京消防庁をはじめ一部の団体で採用されているほか、出勤頻度等業務の実態を勘案し、通信指令部門・救急部門等一部の部門において採用している団体もある。

週休2日制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則通り画一的に適用することは困難

であるが、消防本部においても、一般行政職員への週休2日制の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法（16週18休、8週9休等）で順次実施している。

なお、地方公務員法の一部改正に伴い昭和60年3月31日から消防職員についても60歳定年制が導入された。

（ウ） 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員をとりまく勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や勤務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

（エ） 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和59年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について2,298件であり、職員1,000人当たりの受理件数は17.9件となっている。ちなみに、警察職員は26.7件であり、最も多いのは清掃事業職員（60.2件）である。

イ 消防団員の処遇

（ア） 報酬・出動手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づきこれらの消防団員に対し、役務の対価としての報酬及び出動した場合の費用弁償としての出動手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出動

手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

昭和60年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出動手当等について、第15—3表のとおり改善措置が講じられた。

第15—3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項 目	年 度	59	60
報 酬			
団 員 (年 額)		15,000	15,500
団 長 (年 額)		51,000	53,000
出 動 手 当 (1回当たり)		4,300	4,400
県内出張旅費 (1回当たり)		5,530	5,680
公務災害補償負担金			
人口 1 人 当 たり		3	3
団 員 1 人 当 たり		1,700	1,800
退職報償金負担金			
団 員 1 人 当 たり		10,380	10,380

（イ） 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第15—4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補

第15—4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	年	55	56	57	58	59
死 者		13	24	14	17	7
負 傷 者		1,697	1,698	1,638	1,358	1,408
計		1,710	1,722	1,652	1,375	1,415

償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予想される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第15—5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

第15—5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階 級	勤 務 年 数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
58	団 長, 副 団 長	8,440	9,120	9,800
	分団長, 副分団長	7,070	7,750	8,440
	部長, 班長, 団員	5,700	6,390	7,070
59	団 長, 副 団 長	8,640	9,320	10,000
	分団長, 副分団長	7,270	7,950	8,640
	部長, 班長, 団員	5,900	6,590	7,270
60	団 長, 副 団 長	8,900	9,600	10,300
	分団長, 副分団長	7,500	8,200	8,900
	部長, 班長, 団員	6,100	6,800	7,500

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第15—6表のとおりである（消防団員等公務災

第15—6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

年度	55	56	57	58	59
死 者	2	2	10	3	2
負 傷 者	207	202	247	200	175
計	209	204	257	203	177

(注) 昭和60年7月末日までに、消防基金の支払対象となった者の数である。

害補償等共済基金（以下「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）。消防協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められるほか、団員に対するものと同様である。

(ウ) 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、休養又は療養、リハビリテーション、義肢、義眼、補聴器等の補装具の支給、その他必要と認める施設として休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、介護料、特別支給金、特別援護金、特別給付金の支給及びアフターケアの実施となっている。

(エ) 退職報償金

非常勤消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤続年数5年以上10年未満の団員で5万円、勤続年数30年以上の団長で60万円となっている（第15—7表参照）。

第15—7表 退職報償金支給額

(昭和60年度)(単位：円)

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	90,000	180,000	255,000	350,000	475,000	600,000
副 団 長	75,000	160,000	220,000	300,000	420,000	550,000
分団長及び副 分団長	65,000	145,000	195,000	265,000	365,000	500,000
部長及び班長	60,000	130,000	180,000	240,000	330,000	450,000
団 員	50,000	120,000	170,000	220,000	300,000	420,000

(オ) 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消

防団員の退職報償金の支払いについても基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る基金の支払額について、従前、市町村の支給額の二分の一の額であったものが全額となった。

第15—8表 公務災害補償費の支払状況

(昭和59年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,908	256,414
休業補償	1,065	155,409
傷病補償	8	14,000
障害補償	156	189,073
遺族補償	429	511,937
葬祭補償	11	4,253
計	3,577	1,131,086

第15—9表 福祉施設の実施状況

(昭和59年度)

福祉施設の種類	支給人員(人)	支給額(千円)
外科後処置	5	12
休養	—	—
療養	4	454
補装具	1	10
休業援護金	978	49,614
奨学援護金	144	18,801
就労保育援護金	7	593
介護料	16	9,345
アフターケア	5	6,586
障害特別支給金	22	10,180
遺族特別支給金	6	18,000
障害特別援護金	2	4,190
遺族特別援護金	6	18,000
傷病特別給付金	6	2,627
障害特別給付金	139	39,573
遺族特別給付金	328	93,116
計	1,669	271,101

昭和60年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,912市町村(全市町村の89.5%)、退職報償金支払業務については3,227市町村(全市町村の99.4%)となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払事務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

昭和59年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第15—8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第15—9表のとおりである。

昭和59年度の退職報償金の支払額は、7万3,860人(遺族を含む。)に対し118億9,683万円となっている。

なお、市町村の基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

(5) 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

ア 叙位

叙位は、国家又は社会公共に対して功労のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

イ 叙勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く対象とすることとされ、生存者に対する叙勲については、毎年、春(4月29日)と秋(11月3日)に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

ウ 褒章

消防に関係のあるものは次の4種類である。

紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。

黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は公同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。

紺綬褒章 公益のために私財を寄付した者に授与される。

エ 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰

国民安全の日（7月1日）に行われる安全功労者表彰と防災の日（9月1日）に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

（ア）安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

（イ）防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

オ 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と積年にわたる功労に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

（ア）随時表彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる消防吏員又は消防団員に授与される。
- b 顕功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な消防吏員又は消防団員に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な消防吏員又は消防団員に授与される。
- d 顕彰状 職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員に授与される。
- e 表彰状 災害現場において功労顕著な者で上記三章（a～c）を授与されるに至らない者、功労顕著な消防機関及び消防作業に協力し功労顕著な部外の個人又は団体に授与される。

る。

- f 賞状 災害において消防作業に従事し、功労顕著な消防隊に授与される。

（イ）定例表彰

- a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績特に優秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。
- b 永年勤続功労章 25年以上勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。
- d 竿頭綬 表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授与される。
- e 表彰状 国民安全の日及び防災の日に際し、閣議決定に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人又は団体に授与される。

（ウ）賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

a 賞じゅつ金

災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章、顕功章又は功績章が授与されたときに支給される。

第15—10表 消防関係者の表彰者数等 (単位：名)

表彰等の種類	55	56	57	58	59
叙位	61	73	92	85	89
特別叙勲等	73	88	88	88	92
生存者叙勲	752	724	721	770	735
銀杯	—	—	—	—	—
木杯	1	1	2	—	—
紅綬褒章	—	—	—	—	—
黄綬	(56.4.29) 10	(57.4.29) 2	(58.4.29) 1	(59.4.29) 3	(60.4.29) 2
藍綬	(56.4.29) 50	(57.4.29) 44	(58.4.29) 50	(59.4.29) 42	(60.4.29) 57
紺綬	176	80	14	16	12
総理大臣表彰					
安全功労	4	5	5	5	5
防災功労	10	11	9	9	6
消防庁長官表彰					
安全功労	14	21	15	16	20
防災功労	10	19	7	20	3
消防庁長官表彰(随時)					
特別功労章	6	2	3	2	1
顕功章	2	4	5	4	2
功績章	—	8	11	5	3
顕彰状	—	5	3	4	1
表彰状	4	7	9	5	5
賞状	—	3	—	1	—
消防庁長官表彰(定例)					
功労章	109	122	140	144	145
永年勤続功労章	1,497	1,603	1,618	1,897	1,899
表彰旗	42	42	43	42	45
竿頭綬	82	79	76	78	81
賞じゅつ金	8人 8,500万円	12人 6,480万円	11人 6,410万円	11人 6,100万円	6人 2,950万円
報賞金	7人 1,150万円	4人 240万円	5人 190万円	5人 280万円	1人 50万円
退職消防団員報償					
1号報償	10,784	11,591	10,003	8,008	8,868
2号報償	22,224	22,386	19,736	17,036	18,538

(注) 「安全功労・防災功労」, 「表彰状」は個人及び団体を含み, 「表彰旗」, 「竿頭綬」は団体(機関), 「賞状」は隊である。

b 殉職者特別賞じゅつ金

災害に際し, 特に生命の危険が予想される現場へ出動し, 生命の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け, そのため死亡した消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章が授与されたときに支給される。

c 報賞金

随時表彰に際し, 賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

カ 退職消防団員報償

非常勤消防団員の勤務の特殊性にかんがみ, その労に報いるため退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には, 1号報償と2号報償とがあり, 25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が, 15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯(小)と賞状がそれぞれ授与される。

なお, 消防関係者の表彰者数等は第15—10表のとおりである。

16 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における消防の科学技術に関する国立研究機関として、昭和23年に創設されて以来社会及び消防行政の要請に応じた研究を行って来た。

昭和59年度の研究体制は、職員数 56人（うち研究職員 37人）、予算は、科学技術庁からの移替えによる原子力試験研究費 835 万円、科学技術振興調整費 1,324万円を含む 5 億3,440万円となっている。

昭和59年度に実施した主な研究は次のとおりである。

（1）大震火災対策に関する研究

ア 水幕設備等による市街地火災の防ぎょに関する研究

大震時における市街地火災の拡大の防ぎょと避難路確保のため、水幕設備と樹木とを併用して放射熱の遮断及び延焼の防止効果の度合いを量的に示し、この方法が厳しい熱的条件下で有効であることを明らかにした。

イ 地震時における危険物施設の挙動に関する研究

石油タンクの耐震設計法及び既設タンクの耐震補強方法の開発に資するため、地震動に伴う実タンク本体及び貯液の応答並びに底板に働く集中力と基礎の変形との関係について調べた。

ウ 大震火災における消防力による延焼の抑制阻止に関する研究

科学技術振興調整費による「首都圏における直下型地震の予知及び総合防災システムに関する研究」の一環として、大震火災時における延焼の抑制阻止のほか、避難の安全確保をも考慮に入れた消防力運用の最適化システムの開発を行った。

（2）石油コンビナート災害防止に関する研究

ア タンク材料の腐食条件下における強度と破壊に関する研究

石油タンク底板付近の水分による腐食のためにタンク強度は低下する。昭

和59年度は、腐食環境中で石油タンクの側板と底板との溶接部に繰返し応力を加えて、その強度の低下を調べた。

イ アコースティック・エミッション計測によるタンク診断法の研究

石油タンクからのアコースティック・エミッション（超音波発生特性）を把握することにより、石油タンクの強度の低下を非破壊的に診断する手法を開発しようとするもので、新設タンクの水張り試験時におけるアコースティック・エミッションの時間的変化や場所的集中性等の特性を把握した。

ウ 漏出ガス及び液化ガスの流出性状と消火法に関する研究

液化ガス等が容器や配管等から漏れた場合の流出性状やガスの拡散性状を明らかにするとともに、最適な消火法を確立しようとするもので、液化ガスの流出実験を行ったほか、液化ガス火災に対する二酸化炭素、消火粉末の消火に必要な放出率を明らかにした。

エ 管内爆発に関する研究

配管内に付着した高引火点物質の液膜による爆発現象を解明してこの種の災害の防止に役立てようとするもので、軽油等種々の物質に関する薄膜爆轟現象の特性を明らかにし、低圧限界条件、酸素限界条件、管径効果などが決定された。これらの結果は、薄膜爆轟に対する予防及び防護対策技術に大きく寄与した。

オ 防油堤火災の燃焼性状に関する研究

各種防油堤火災時における防災上必要な基礎データを得るためのもので、一辺が2.7mの正方形防油堤内に直径0.8mの模型タンク 4 基を置き、各種の条件の下に燃やして火災の形状、火炎温度、放射熱、燃焼速度等、有益な知見を得た。

カ 泡消火剤用有効タンパク成分に関する研究

タンパク系泡消火剤の長寿命、高性能化を図るため、各種限外濾過膜及び逆浸透膜を用いて、ケラチン加水分解物に含まれる起泡成分の分離、濃縮を行った。

(3) その他の火災対策に関する研究

ア 消防活動における自動化に関する研究

高温、濃煙、爆発危険等の条件下での消防隊員の安全を確保するため、先端技術を活用した無人放水消火システムを開発しようとするもので、的確に火炎部を認識し、放水を行う自動消火システムを試作して動作時間の短縮のためのプログラムの改善を行った。

イ 住宅火災感知システムに関する研究

住宅火災における焼死者を減少させるため最適な火災感知システムを開発しようとするもので前年度に引き続き、いくつかの都市で一般住宅に火災警報器を設置して使用に伴う問題点を調べるとともに、実験用住宅で各種の非火災報防止対策、火災の早期感知等の実証的研究を行った。

ウ 放射性物質輸送容器の耐火性に関する研究

放射性物質輸送容器の火災時における耐火性及び安全性の評価を行おうとするもので、実際の輸送形態を考慮して輸送容器と架台、更にトレーラートラックを含めたモデルによる火災試験を行い、容器への熱的影響について検討を行った。

エ 盛火期における混在家具の燃焼過程に関する研究

科学技術振興調整費による「米国・カナダとの協力による火災時の燃焼ガスの毒性評価と建材等の安全性向上に関する研究」の一環として行ったもので、内装材、家具その他の可燃物を標準的に収納した居室モデル内で、種々の空気供給条件での火災実験を行い、各種有毒ガスの発生特性を調べた。

オ 初期発生煙による人間の心理的影響等に関する研究

エと同じ三国の協力による研究の一環として行ったもので、火災初期に発生する煙による心理的動揺、判断の乱れ等を実験的に評価した。

カ その他の研究

以上のほか経常的研究として、消防機関の行う業務の統計的分析、また火災のシミュレーションによる延焼拡大状況の予測を行う手段の開発、火災に伴う有害ガスの発生特性と煙の流動性状についての実験研究、消防隊員が安

全に消防活動を行う上で必要な防火服について熱伝達と生理特性に関連する性能評価の研究等を行った。

また、昭和59年8月には、区画整理により取り壊しとなる旧成田税務署の建物を利用して耐火建物における火災の出火延焼に関する野外実験を実施した。

(4) その他

昭和59年11月、第32回全国消防技術者会議を開催し、同会議においては660名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な意見交換及び討議が行われた。また、他省庁の研究機関及び地方公共団体等における各種委員会、研究会に積極的に参加し、情報交換を活発に行うことにより、研究開発の効果的な推進を図っている。

17 消 防 財 政

(1) 市町村の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第17-1表のとおりである。昭和58年度の消防費歳出決算額は8,949億円（前年度8,672億円）で、前年度に比べ277億円（3.2%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額26兆8,522億円（前年度26兆4,222億円）に占める消防費決算額の割合は3.3%（前年度3.3%）となる。

イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和58年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は2万3,591円（前年度2万3,171円）であり、住民1人当たりでは7,500円（前年度7,312円）となっている（第17-1表参照）。

第17-1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消 防 費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当 り消 防 費 (円)	住 民 1 人 当 たり消 防 費 (円)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$ (%)
56	25,424,133	838,190	22,741	7,117	3.3
57	26,422,211	867,212	23,171	7,312	3.3
58	26,852,158	894,899	23,591	7,500	3.3

(注) 1 世帯数及び人口は当該年度の3月31日現在による。
2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等は除く。

ウ 経費の性質別内訳

昭和58年度消防費歳出決算額8,949億円の性質別内訳は、人件費6,406億円（全体の71.6%、前年度70.4%）、物件費785億円（同8.8%、前年度8.9%）、普通建設事業費1,310億円（同14.6%、前年度15.5%）、その他448億円

（同5.0%、前年度5.2%）となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が300億円（4.9%）、物件費が9億円（1.2%）それぞれ増加し、普通建設事業費は31億円（2.3%）減少している（第17-2表参照）。

第17-2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円、%）

区 分	昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A)×100
人 件 費	5,868	70.0	6,106	70.4	6,406	71.6	300	4.9
物 件 費	745	8.9	776	8.9	785	8.8	9	1.2
普通建設事業費	1,358	16.2	1,341	15.5	1,310	14.6	△ 31	△ 2.3
補助事業費	561	—	522	—	503	—	△ 19	△ 3.6
単独事業費	792	—	816	—	803	—	△ 13	△ 1.6
受託事業費	5	—	3	—	4	—	1	33.3
そ の 他	411	4.9	449	5.2	448	5.0	△ 1	△ 0.2
計	8,382	100.0	8,672	100.0	8,949	100.0	277	3.2

(2) 市町村消防費の財源

ア 財源構成

昭和58年度の消防費決算額の財源内訳は第17-3表のとおりである。一般

第17-3表 市町村消防費決算額の財源内訳

（単位：億円、%）

区 分	昭 和 56年度	昭 和 57年度 (a)	昭和58年度		対前年度比較	
			金 額 (b)	構成比	増減額 (b)-(a) (c)	増減率 (c)/(a)×100
決 算 額(A)	8,382	8,672	8,949	100.0	277	3.2
一 般 財 源(B)	7,396	7,706	8,009	89.5	303	3.9
特定財源						
国庫補助金	198	183	176	2.0	△ 7	△ 3.8
地方債	568	567	526	5.9	△ 41	△ 7.5
使用料,手数料	22	26	26	0.3	0	0
そ の 他	198	190	212	2.3	22	11.6
計 (C)	986	966	940	10.5	△ 26	△ 2.8
(B)/(A)×100	88.2	88.9	89.5	—	—	—
(C)/(A)×100	11.8	11.1	10.5	—	—	—

財源（地方税，地方交付税，地方譲与税）が8,009億円（全体の89.5%，前年度88.9%），次いで，地方債526億円（同5.9%，前年度6.5%），国庫補助金176億円（同2.0%，前年度2.1%）となっている。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については，市町村における消防費の実情を勘案して算定されており，第17—4表のとおり逐年増加している。昭和59年度の単位費用は5,670円（対前年度伸び率2.7%），基準財政需要額は9,361億円（対前年度伸び率3.0%）であったが，昭和60年度は，救助工作車の購入に係る経費及び救急隊員に対する再教育のための講習会の関係経費を新たに算入したほか，消防団員の処遇改善等により単位費用は，6,010円（対前年度伸び率6.0%）に引き上げられ，基準財政需要額は，9,946億円（対前年度伸び率6.2%）に増加している。

第17—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
56	5,110	108.5	833,894	110.2
57	5,360	104.9	876,329	105.1
58	5,520	103.0	909,116	103.7
59	5,670	102.7	936,143	103.0
60	6,010	106.0	994,593	106.2

（注）57年度は，再算定後の単位費用又は基準財政需要額である。

ウ 国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては，国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は，消防施設強化促進法による補助及び予算補助により，市町村の消防施設の整備について，補助基準額の3分の1（人口急増地域に対しては2分の1又は7分の3，地震防災対策強化地域の市町村及び石油コンビナート所在市町村に対しては2分の1，過疎地域，離島地域，地域改善対策地域，新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の

2，ただし，昭和60年度においては国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和60年法律第37号）により，過疎地域及び離島地域の市町村並びに新東京国際空港周辺地域の市に対しては10分の6）以内の補助を行っている。

なお，地震防災対策強化地域に対する補助率の特例は，昭和60年3月31日までであったが，地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置期限が昭和64年度まで5年延長された。

昭和59年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は，第17—5表のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると，基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車，はしご付消防ポンプ自動車，救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

昭和60年度の市町村に対する国庫補助金予算額は，国の厳しい財政状況を反映し，前年度より4.1%減の155億5,024万円（前年度162億2,176万円）となったが，限られた補助金を重点的，効率的に配分することとし，特に消防団活動の充実強化を図るため，小型動力ポンプ積載車，小型動力ポンプ付積載車及び消防団緊急伝達システムについて前年度より数量増を行ったほか，情報通信体制の充実強化のため，市町村消防防災無線通信施設について前年度より数量増を行った。また，今後ますます大規模化し，複雑多様化することが予想される災害に対処するために，科学消防施設について充実強化を図った。

なお，都道府県に対する補助対象施設としては，消防防災無線通信施設（昭和60年度予算額4億6,600万円）がある。

エ 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするので，補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は，第17—6表のとおりである。

オ その他

市町村の消防費の財源としては，前記イ～エのほか，特に消防費に係るす

第17-5表 国庫補助金による

区 分	昭和57年度		昭和		
	数 量	補 助 金	数 量		
消防施設整備費補助金	消防ポンプ自動車	943	3,003,327	827	
	手引動力ポンプ	—	—	—	
	小型動力ポンプ	1,268	570,443	1,112	
	火災報知機	発信機	—	—	—
		受信機	—	—	—
	消防専用無線電話装置	765	164,334	526	
	防火水槽	5,847	6,961,083	5,519	
	積載水車	995	955,864	932	
	水槽水車	30	217,801	25	
	可搬式散水装置	47	34,090	31	
	ガス災害対策用資機材	44	43,904	26	
	訓練塔	—	—	16	
	小 計	—	11,950,846	—	
科学消防施設整備費補助金	化学消防ポンプ自動車	26	177,211	39	
	はしご付消防ポンプ自動車	45	1,027,120	51	
	救急自動車	8	11,424	8	
	消防艇	1	18,845	2	
	ヘリコプター	1	64,616	—	
	ヘリコプター附帯施設	—	—	—	
	救助工作車	37	183,468	27	
	屈折放水塔	2	23,940	—	
	高発泡車	—	—	1	
	林野火災工作車	1	3,283	—	
	ブッシュカッター	—	—	—	
	大型化学消防ポンプ自動車	4	59,538	1	
	大型高所放水車	5	105,941	3	
	泡原液搬送車	6	23,232	2	
	原子力災害広報車	1	2,113	—	
	空港災害用化学消防ポンプ自動車	1	26,540	—	
	消防団緊急伝達システム	—	—	—	
自然水利用施設	—	—	—		
空中消火等補給基地	—	—	—		
小 計	—	1,727,271	—		
救急指令装置	24	100,520	27		
救急業務用地図等検索装置	—	—	7		
救急医療情報収集装置	—	—	—		
消防吏員待機宿舎	35	62,294	—		
合 計	—	13,840,931	—		

(注) 1 大震火災対策施設等整備費補助金に係る分は含まれていない。
 2 可搬式散水装置については、昭和59年度から可搬式送水装置及び軽可搬

年度別消防施設等整備状況

(単位：千円)

58年度	昭和59年度		昭和28年度～昭和59年度	
	補 助 金	数 量	補 助 金	数 量
2,724,709	790	2,713,637	24,728	37,190,311
—	—	—	507	79,787
504,860	897	405,103	42,994	8,414,297
—	—	—	2,088	42,916
—	—	—	39	8,520
110,590	381	79,917	20,523	3,237,130
6,999,913	4,946	6,354,756	84,710	58,465,737
886,643	810	765,306	11,210	8,814,570
166,359	18	139,513	215	1,317,049
21,463	50	36,654	293	210,281
26,000	19	19,000	140	139,868
86,728	9	44,451	25	131,179
11,527,265	—	10,558,337	—	118,051,645
272,190	36	274,990	875	3,341,903
1,073,102	44	826,426	1,041	12,733,276
11,712	16	20,496	499	419,655
72,254	—	—	35	841,499
—	2	131,432	16	707,934
—	—	—	1	50,000
132,308	24	136,264	372	1,376,615
—	—	—	18	138,880
4,734	5	23,670	42	117,940
—	1	6,678	51	181,768
—	—	—	1	2,980
16,401	3	38,535	70	922,946
71,824	2	35,912	74	1,533,295
10,128	2	8,440	65	257,078
—	—	—	11	24,375
—	—	—	4	80,222
—	2	12,545	2	12,545
—	2	1,938	2	1,938
—	2	31,000	2	31,000
1,664,653	—	1,548,326	—	22,775,849
13,191,918	—	12,106,663	—	140,827,494
97,688	35	122,841	449	1,254,959
20,548	11	32,668	18	53,216
—	—	—	3	20,979
—	—	—	1,820	995,777
13,310,154	—	12,262,172	—	143,152,425

ポンプを含む。

第17-6表 市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移
(一般単独事業、指定都市及び市町村分)

(単位：百万円，%)

区 分	年 度			対前年度比率	
	56	57 (A)	58 (B)	増 加 額 (B)-(A) (C)	増 加 率 (C)/(A)×100
政 府 資 金	5,621	7,381	5,592	△ 1,789	△ 24.2
共 済 組 合 資 金	9,757	9,695	10,345	650	6.7
損 保 債	9,638	8,251	6,689	△ 1,562	△ 18.9
生 保 債	1,987	—	—	—	—
市 有 物 件 債	5,636	4,446	4,948	502	11.3
全国自治協会資金	3,037	3,475	3,283	△ 192	△ 5.5
共 済 農 協 連 債	1,800	2,718	2,987	269	9.9
そ の 他	4,617	5,226	5,440	214	4.1
計	42,093	41,192	39,284	△ 1,908	△ 4.6

る財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

(3) 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第17-7表のとおりである。昭和58年度における歳出決算額は330億2,300万円であり、昭和58年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.12%である。その内容は、危険物・高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材施設の建設・管理運営費等である。

第17-7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移
(単位：百万円，%)

年 度	普通会計総額 (A)	消防防災費 (B)	(B)/(A)×100	消防関係 補 助 金	消防関係 貸 付 金
56	26,371,803	40,016	0.15	6,647	1,602
57	27,424,286	35,457	0.13	6,233	1,509
58	28,149,289	33,023	0.12	5,703	2,294

第17-8表 昭和60年度消防庁関係予算主要事項別一覧表
(単位：千円，%)

事 項	昭和60年度 予 算 額 (A)	昭和59年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対 前 年 度 比 (A)/(B)×100
□主要事項□				
1 大震火災対策施設等整備に必要な経費	3,695,017	3,843,489	△ 148,472	96.1
(1) 大震火災対策施設等整備費補助金	3,605,237	3,761,805	△ 156,568	95.8
ア 大震火災対策施設等整備費	1,453,237	1,499,805	△ 46,568	96.9
一 般 分	850,591	859,775	△ 9,184	98.9
地震防災対策強化地域分	602,646	640,030	△ 37,384	94.2
イ 消防防災無線通信施設整備費	1,902,000	1,682,000	220,000	113.1
都 道 府 県 分	466,000	412,000	54,000	113.1
市 町 村 分	1,436,000	1,270,000	166,000	113.1
ウ 防災センター資機材等整備費	250,000	580,000	△ 330,000	43.1
コ ミ ュ ニ テ ィ 分	150,000	480,000	△ 330,000	31.3
広 域 分	100,000	100,000	0	100.0
(2) 通信衛星地上機器整備費等	89,780	81,684	8,096	109.9
2 消防施設等整備費補助に必要な経費	12,411,003	12,871,955	△ 460,952	96.4
(1) 消防施設等整備費補助金	12,081,123	12,512,679	△ 431,556	96.6
(2) 特殊災害用消防施設等整備費補助金	329,880	359,276	△ 29,396	91.8
ア 石油コンビナート分	71,533	86,801	△ 15,268	82.4
イ 林 野 分	258,347	272,475	△ 14,128	94.8
(小 計)	16,106,020	16,715,444	△ 609,424	96.4
□その他の経費□	1,792,089	1,856,404	△ 64,315	96.5
合 計	17,898,109	18,571,848	△ 673,739	96.4

市町村の消防費に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金がある。

昭和58年度における補助金の総額は57億300万円で前年度に比べ5億3,000万円(8.5%)の減少となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ポンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率又は定額により補助しているか、あるいは、国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は22億9,400万円で前年度より7億8,500万円(52.0%)増加している。

(4) 国の消防費

消防庁の昭和60年度予算額は、第17—8表に示すとおり、前年度より3.6%減の178億9,811万円となっている。

総額のうち160億1,624万円(89.5%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

附 属 資 料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。
—又は空欄：皆無(該当なし) 0 : 単位未満
△ : 負数 ... : 不明
- 3 「11大都市」とは、札幌市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料 1 昭和59年度の法令の制定

昭和59年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
消防施設強化促進法の一部を改正する法律（昭和59年法律第18号）	59. 4. 6	人口急増市町村における消防施設の整備に対する国庫補助率を2分の1以内とする特例措置の適用期限を5年延長し、昭和63年度までとするとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を7分の3以内とすることとした。

昭和59年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（昭和59年政令第71号）	59. 4. 10	新たに赤穂地区を追加指定するとともに、他の地区についても所要の改正を行った。
消防施設強化促進法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第78号）	59. 4. 11	人口急増市町村の指定要件を、3年間の人口増加数が3,000人以上で、かつ、人口増加率が6%以上に改めるとともに、人口急増市町村のうち、財政力指数が1.00を超える市町村及び指定都市については消防施設に係る国庫補助率を7分の3以内とすることとした。
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（昭和59年政令第85号）	59. 4. 11	非常勤消防団員等に係る損害補償について、補償基礎額の引上げを行い補償の基準の改善を図るとともに、配偶者等に係る扶養加算額を改定した。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第86号）	59. 4. 11	消防団員等公務災害補償の充実に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村等の損害補償に係る掛金のうち、非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る分として、団員1人当たり1,600円を1,700円とすることとした。
石油パイプライン事業法施行令の一部を改正する政令（昭和59年政令第105号）	59. 4. 20	石油パイプライン事業の事業用施設に係る完成検査等の手数料額の引上げを行った。

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
消防法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第148号)	59. 5. 25	消防設備士試験等の手数料についてその額の引上げを行った。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第122号)	59. 6. 1	第一種事業所の新設等の確認に係る手数料の額を引き上げるとともに、特定防災施設等の検査に係る手数料の額の引上げを行った。
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(昭和59年政令第180号)	59. 8. 1	特定屋外タンク貯蔵所に係る保安検査と完成検査前検査との規定の調整を行うとともに、屋外タンク貯蔵所等について自治省令で水張・水圧試験に係る基準の特例を定めることができることとし、また、屋外タンク貯蔵所の設備に係る基準を強化したほか、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の手数料額の引上げを行った。
行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の一部の施行期日を定める政令(昭和59年政令第275号)	59. 9. 21	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律(昭和58年法律第83号)第58条及び附則第21条の規定の施行期日を昭和59年12月1日とした。
消防法施行令の一部を改正する政令(昭和59年政令第335号)	59. 11. 30	防火対象物の一定の階に適應する避難器具の種類を追加を行う等の改正を行った。
危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和59年政令第276号)	59. 12. 1 (一部) (60. 4. 1)	危険物取扱者試験及び消防設備士試験に係る指定試験機関制度の創設に伴う所要の規定の整備を行うとともに、新たな自動火災報知設備の開発に対応して、その試験及び個別検定の手数料額を定めたほか、外国事業者が外国検査機関の検査結果を用いて消防用機械器具等の試験又は個別検定を受ける際の手数料等の規定の整備を行った。

附属資料2 昭和59年中の主な火災等

月 日	事 項
1 1	茨城県小川町の住宅から出火、3人死亡、1人負傷、原因はガスコンロの消し忘れ。
6	山口県宇部市の住宅から出火、3人死亡、原因は衣類が石油ストーブに落下。
18	福岡県高田町の三池炭鉱三池坑坑内火災、83人死亡、16人負傷。
19	愛知県名古屋市の住宅から出火、3人死亡原因は可燃物が石油ストーブへ落下。
28	東京都練馬区の住宅から出火、3人死亡、1人負傷。
2 2	大阪府東大阪市の工場併用住宅から出火、3人死亡。
7	群馬県中之条町の生糸工場から出火、焼損面積3,530㎡原因はトーチランプの本来の目的以外の使用。
	福岡県福岡市の住宅から出火、3人死亡。
12	東京都練馬区の作業場から出火、損害額4億2,089万円、原因は放火。
15	愛知県名古屋市の住宅から出火、3人死亡、3人負傷。
16	兵庫県尼崎市でオートバイから出火し、付近住宅に延焼、23世帯り災、3人死亡、原因はライターの火がガソリンに引火。
18	鳥取県岩美町の小学校から出火、焼損面積3,037㎡。
19	愛知県一宮市の住宅から出火、3人死亡、1人負傷、原因は放火。
	岡山県矢掛町の住宅から出火、11人負傷、原因はかまど。
	広島県尾道市の精神病院から出火、6人死亡、1人負傷。
20	茨城県筑波町の段ボール製造工場倉庫から出火、焼損面積1万6,840㎡、損害額17億7,006万円。
21	大阪府豊中市の共同住宅から出火、4人死亡、2人負傷、原因は石油ストーブの異常燃焼。
3 3	宮城県岩沼市の共同住宅から出火、4人死亡。
	京都府宮津市の工場併用住宅から出火、3人死亡、原因は放火の疑い。
8	大阪府大阪市の共同住宅から出火、3人死亡、3人負傷。

月 日	事 項
	兵庫県神戸市の下着製造作業場から出火、損害額 6 億 5,978 万円、原因はたばこの消し忘れ。
3 11	広島県宮島町で林野火災、焼損面積 252ha 原因はたき火の飛火。
14	岩手県盛岡市の住宅から出火、死者 3 人、原因は電気ストーブの消し忘れ。
24	東京都青梅市の住宅から出火、死者 4 人、原因は火あそび。
29	神奈川県鎌倉市の住宅から出火、死者 3 人、負傷者 5 人、原因は取灰の不始末。
	福岡県北九州市で林野火災、焼損面積 718ha。
4 1	岐阜県養老町の集材材工場から出火、焼損面積 6,879m ² 。
11	群馬県長野原町で車両火災、3 人死亡、原因は放火。
19	鳥取県鳥取市の住宅から出火、3 人死亡。
29	福島県会津若松市で車両火災、4 人死亡、原因は放火。
5 3	大阪府池田市の神殿から出火、4 人死亡、2 人負傷。
5	北海道夕張市の寄宿舎の台所から出火、7 人死亡、2 人負傷。
	北海道室蘭市の住宅から出火、4 人死亡、原因は放火。
11	香川県白鳥町の綿織物工場から出火、焼損面積 5,151m ² 、原因は軸受の発熱。
19	兵庫県神戸市の店舗併用住宅から出火、3 人死亡。
23	静岡県富士市の養護施設から出火、18 人負傷。
24	奈良県天理市のプラスチック容器工場から出火、損害額 3 億 9,324 万円、原因はたばこの火の再燃。
31	徳島県鳴島町のパチンコホールから出火、焼損面積 3,095m ² 、原因は熔接器のスパーク。
6 3	兵庫県温泉町のスナックから出火、3 人死亡、3 人負傷、原因はガスコンロ。
4	大阪府大阪市の店舗併用住宅から出火、10 人負傷、原因は放火。
5	神奈川県厚木市の倉庫から出火、焼損面積 4,829m ² 、原因は溶接の火花。
6	北海道津別町の住宅の風呂場兼物置から出火、7 人死亡、1 人負傷、原因は風呂かまどの過熱。

月 日	事 項
7 13	愛知県名古屋市の制御装置工場から出火、損害額 4 億 211 万円。
16	和歌山県白浜町の共同住宅から出火、3 人死亡、3 人負傷。
24	兵庫県加古川市で車両火災、5 人死亡、原因は衝突事故。
7 28	鹿児島県鹿児島市の保育園から出火、11 人負傷、原因は花火。
8 9	兵庫県明石市で車両火災、3 人死亡、5 人負傷。
11	兵庫県姫路市で車両火災、4 人死亡、原因は衝突事故。
14	三重県飯高町で車両衝突により住宅に延焼、4 人死亡。
16	北海道札幌市の住宅から出火、3 人死亡、原因は放火の疑い。
21	茨城県玉造町の婦人服製品庫から出火、損害額 4 億 2,796 万円。
9 13	新潟県朝日村の養鶏場から出火、焼損面積 3,111m ² 、原因はスイッチの短絡。
10 1	沖縄県粟国村で林野火災、焼損面積 156ha、原因はたばこの投げ捨て。
23	愛知県犬山市の接続器工場から出火、焼損面積 3,380m ² 、損害額 17 億 5,176 万円。
27	福岡県久留米市の住宅から出火、4 人死亡、原因は放火の疑い。
11 14	香川県坂出市の住宅から出火、3 人死亡、1 人負傷。
15	愛媛県松山市の店舗併用住宅から出火、8 人死亡、13 人負傷、30 人り災。
16	東京都の世田谷の電話局管内の洞道内から出火、管内の電話回線等に障害発生。
25	大阪府高槻市の住宅から出火、3 人死亡、原因は放火。
27	愛知県蒲郡市の店舗併用住宅から出火、3 人死亡、原因は火遊び。
28	東京都武蔵野市の住宅から出火、4 人死亡。
12 5	北海道札幌市の共同住宅から出火、3 人死亡。
14	愛知県一宮市の住宅から出火、3 人死亡、原因は放火。
25	京都府宇治市の共同住宅から出火、3 人死亡、原因は放火の疑い。
26	大阪府堺市の作業場から出火、焼損面積 4,473m ² 、損害額 4 億 6,340 万円。
27	福岡県宇美町の共同住宅から出火、3 人死亡、2 人負傷、162 人り災、原因は放火。
28	新潟県加茂市のレーヨンねん糸工場から出火、焼損面積 3,345m ² 。

(注) 原則として、死者 3 人以上、負傷者 10 人以上、建物焼損面積 3,000m² 以上、林野焼損面積 150ha 以上又は損害額 3 億円以上のものを掲げた。

附属資料3 都 道 府 県 別

区 分 都道府県	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
北海道	2 581	1 966	106	188	18	—	303
青森	868	735	58	36	5	—	34
岩手	589	464	57	35	2	—	31
宮城	1 030	693	45	83	2	—	207
秋田	595	437	72	19	—	—	67
山形	614	448	58	37	2	—	69
福島	943	641	126	48	2	—	126
茨城	1 892	1 021	154	97	2	—	618
栃木	1 273	711	144	85	—	—	333
群馬	1 027	725	63	71	—	—	168
埼玉	2 551	1 618	101	225	—	—	607
千葉	2 807	1 409	176	193	4	1	1 024
東京都	7 062	4 219	39	678	2	—	2 124
神奈川県	2 923	1 763	34	299	9	—	818
新潟	1 044	778	59	82	1	—	124
富山	281	224	10	22	2	—	23
石川	485	310	43	35	—	—	97
福井	340	257	23	29	—	—	31
山梨	431	269	54	33	—	—	75
長野	893	635	91	49	—	—	118
岐阜	1 312	697	112	73	—	—	430
静岡県	2 166	1 087	143	171	3	—	762
愛知県	4 277	1 975	183	292	4	—	1 823
三重	1 254	495	172	62	1	—	524
滋賀	574	296	40	70	—	—	168
京都	581	413	39	66	—	—	63
大阪	5 025	3 356	163	524	3	—	979
兵庫県	3 427	1 747	428	251	8	—	993
奈良	277	196	21	37	—	—	23
和歌山	277	178	48	6	2	—	43

火 災 損 害 状 況

(昭和59年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物(m ²)	林 野(a)
2 282	699	350	1 233	132 833	17 196
1 003	432	149	422	82 104	5 590
730	361	64	305	47 902	1 902
939	298	89	552	42 833	1 399
618	265	64	289	44 494	4 140
564	210	41	313	35 051	1 577
831	345	82	404	44 839	3 222
1 424	600	110	714	72 856	3 357
1 008	405	86	517	45 959	5 690
1 023	415	83	525	57 695	1 721
2 164	559	200	1 405	64 808	1 109
1 864	561	149	1 154	59 401	1 659
5 776	522	384	4 870	77 499	307
2 386	475	184	1 727	57 195	522
1 063	337	118	608	67 782	1 110
296	95	25	176	19 278	250
454	129	44	281	20 919	952
352	122	29	201	18 129	291
366	133	30	203	19 140	2 025
835	286	83	466	45 078	7 753
892	214	88	590	45 034	4 400
1 753	386	423	944	45 663	6 971
2 603	529	260	1 814	77 055	3 936
692	216	65	411	30 100	6 152
362	112	40	210	16 948	1 035
592	170	73	349	25 883	2 335
4 369	464	360	3 545	102 053	6 149
2 255	408	177	1 670	65 252	19 416
249	103	45	101	19 523	1 045
282	115	38	129	16 183	2 283

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
鳥取	331	217	35	17	1	—	61
島根	548	259	119	24	5	—	141
岡山	1 175	690	196	63	5	—	221
広島	1 837	945	269	95	9	—	519
山口	1 004	505	171	58	4	—	266
徳島	486	306	77	24	3	—	76
香川	739	404	97	30	3	—	205
愛媛	777	526	117	37	6	—	91
高知	551	306	95	36	—	—	114
福岡	2 329	1 462	161	179	6	—	521
佐賀	363	235	35	26	3	—	64
長崎	749	417	118	37	19	—	158
熊本	764	557	70	39	6	—	92
大分	607	420	94	28	1	—	64
宮崎	636	404	78	37	2	—	115
鹿児島	997	612	139	63	—	—	183
沖縄	497	226	53	69	2	1	146
全国計	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2	15 842
札幌	505	322	3	44	—	—	136
東京	5 243	3 238	—	502	2	—	1 501
横浜	1 172	684	—	118	4	—	366
川崎	340	249	—	37	2	—	52
名古屋	1 231	613	28	108	1	—	481
京都	210	162	5	34	—	—	9
大阪	1 651	1 156	—	207	2	—	286
神戸	908	480	77	96	1	—	254
広島	501	287	25	37	2	—	150
北九州	383	276	21	32	1	—	53
福岡	400	316	7	53	3	—	21
11大都市計	12 544	7 783	166	1 268	18	—	3 309

(注) 1 11大都市計は、全国計の内数である。
 2 「11大都市」における東京とは、東京都の特別区である。

火災損害状況(つづき)

(昭和59年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
284	86	31	167	14 042	1 033
376	150	29	197	18 864	4 775
1 005	307	93	605	43 768	9 029
1 350	300	126	924	46 762	48 130
709	224	57	428	29 859	5 835
426	135	37	254	17 973	11 247
569	164	63	342	25 388	10 635
727	235	76	416	30 400	14 670
429	172	51	206	18 172	2 846
2 011	510	204	1 297	93 934	99 723
297	110	29	158	18 567	711
576	183	58	335	24 870	7 017
793	294	60	439	42 361	3 930
569	211	49	309	25 462	4 085
587	224	51	312	27 501	11 833
961	418	48	495	45 317	3 603
253	78	30	145	8 680	18 143
51 949	13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739
346	45	40	261	8 713	204
4 450	316	306	3 828	54 714	—
903	167	61	675	18 209	—
362	53	32	277	7 007	—
860	93	86	681	14 552	262
259	57	37	165	8 995	1 517
1 607	116	157	1 334	29 225	—
640	76	41	523	12 321	362
405	44	34	327	6 759	353
367	81	44	242	13 121	65 875
487	93	43	351	14 317	207
10 686	1 141	881	8 664	187 933	68 780

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り災世帯数				り災 人員数
	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	132	316	1 612	417	286	909	4 959
青森	48	113	679	320	79	280	2 574
岩手	37	76	383	168	35	180	1 447
宮城	34	149	588	171	50	367	2 133
秋田	33	62	374	151	39	184	1 361
山形	35	94	364	136	30	198	1 390
福島	29	109	482	173	46	263	1 927
茨城	62	167	757	291	59	407	2 657
栃木	41	114	564	206	45	313	1 995
群馬	43	120	573	195	43	335	2 104
埼玉	94	307	1 503	394	119	990	5 041
千葉	66	278	1 332	371	98	863	4 309
東京都	130	1 124	5 309	907	436	3 966	14 056
神奈川県	79	410	2 096	453	168	1 475	6 230
新潟	23	149	765	250	84	431	2 774
富山	20	58	216	82	21	113	786
石川	21	52	307	93	31	183	1 040
福井	15	48	218	57	20	141	779
山梨	26	52	228	71	20	137	776
長野	21	124	480	145	54	281	1 806
岐阜	25	159	549	114	49	386	2 026
静岡県	54	266	823	210	86	527	2 859
愛知県	105	347	1 801	333	168	1 300	5 868
三重	44	112	444	117	37	290	1 493
滋賀	13	53	222	62	24	136	890
京都	56	96	482	138	58	286	1 197
大阪	131	658	4 064	948	324	2 792	11 741
兵庫県	98	354	2 035	525	139	1 371	6 099
奈良	16	53	217	102	37	78	693
和歌山	8	42	192	89	23	80	565

火災損害状況(つづき)

(昭和59年中)

計	損害額(千円)							
	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他
	建物	収容物	小計					
7 952 209	3 710 936	3 808 125	7 519 061	68 851	88 092	171 091	—	105 114
4 318 467	2 244 333	2 008 698	4 253 031	29 116	10 291	22 545	—	3 484
2 038 763	1 360 275	634 505	1 994 780	16 745	17 687	5 961	—	3 590
2 474 635	1 545 543	872 083	2 417 626	4 997	42 413	1 821	—	7 778
2 225 387	1 302 918	884 602	2 187 520	22 043	9 786	—	—	6 038
1 775 037	1 071 554	658 564	1 730 118	4 749	16 088	17 381	—	6 701
2 113 294	1 094 077	980 520	2 074 597	14 797	13 936	750	—	9 214
6 530 982	3 011 046	3 435 638	6 446 684	14 310	37 931	10 300	—	21 757
2 946 603	1 438 162	1 373 587	2 811 749	30 745	78 062	—	—	26 047
2 919 569	1 661 526	1 210 230	2 871 756	8 631	28 168	—	—	11 014
6 858 393	3 564 350	3 143 473	6 707 823	3 673	89 462	—	—	57 435
5 274 801	3 196 704	1 865 510	5 062 214	13 662	63 076	8 322	—	127 527
16 955 153	5 689 799	10 739 939	16 429 738	832	248 444	13 417	—	262 722
5 135 175	2 967 138	1 960 667	4 927 805	13 932	119 025	34 054	—	40 359
3 898 869	2 269 215	1 584 024	3 853 239	5 545	23 857	290	—	15 938
742 537	485 987	250 400	736 387	1 082	3 558	991	—	519
1 372 301	743 368	614 006	1 357 374	4 021	8 085	—	—	2 821
1 040 044	542 425	473 841	1 016 266	12 802	10 331	—	—	645
1 401 677	746 133	632 759	1 378 892	3 483	7 967	—	—	11 335
2 395 336	1 314 488	989 580	2 304 068	57 770	19 195	—	—	14 303
2 325 826	1 094 139	1 181 565	2 275 704	26 304	11 094	—	—	12 724
4 018 717	1 916 821	1 914 227	3 831 048	51 540	99 362	7 182	—	29 585
7 979 468	3 322 478	4 464 909	7 787 387	37 531	84 997	1 550	—	68 003
2 288 432	1 198 007	993 000	2 191 007	37 150	26 545	843	—	32 887
1 187 165	545 182	580 383	1 125 565	4 908	54 500	—	—	2 192
1 751 725	1 093 718	596 515	1 690 233	8 322	31 187	—	—	21 983
9 197 080	4 283 645	4 692 785	8 976 430	25 948	92 486	3 217	—	98 999
5 726 240	2 579 419	2 966 263	5 545 682	54 940	72 582	10 882	—	42 154
1 490 288	686 950	782 911	1 469 861	5 995	11 821	—	—	2 611
1 132 492	648 604	462 397	1 111 001	8 217	7 514	2 947	—	2 813

附屬資料3 都 道 府 県 別

区 分	死 傷 者 数		り 災 世 帯 数				り 災 人 員 数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
鳥 取	12	34	145	39	14	92	516
鳥 根	13	57	220	66	19	135	785
岡 山	31	137	657	184	51	422	2 233
広 島	41	219	945	208	82	655	2 864
山 口	40	101	489	129	42	318	1 550
徳 島	10	86	234	71	23	140	744
香 川	22	90	324	90	33	201	1 151
愛 媛	48	128	518	206	40	272	1 677
高 知	20	48	266	119	34	113	774
福 岡	153	298	1 558	486	143	929	4 889
佐 賀	11	76	181	68	17	96	724
長 崎	18	107	434	142	35	257	1 393
熊 本	33	113	557	216	36	305	1 869
大 分	24	69	367	123	36	208	1 252
宮 崎	18	79	395	138	27	230	1 298
鹿 児 島	36	142	649	266	31	352	1 909
沖 縄	20	12	166	55	12	99	619
全 国 計	2 089	7 858	37 764	10 295	3 383	24 086	119 822
札 幌	20	56	305	34	64	207	775
東 京	83	858	4 217	728	348	3 141	10 888
横 浜	21	146	853	193	62	598	2 540
川 崎	18	76	404	93	42	269	1 086
名 古 屋	38	114	697	80	74	543	2 033
京 都	19	46	263	67	38	158	456
大 阪	54	257	1 677	377	154	1 146	4 488
神 戸	24	92	718	215	44	459	1 715
広 島	6	66	333	58	13	262	900
北 九 州	18	64	310	117	22	171	945
福 岡	13	57	441	133	50	258	1 163
11大都市計	314	1 832	10 218	2 095	911	7 212	26 989

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和59年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
	建 物	収 容 物	小 計					
564 317	352 111	204 528	556 639	2 274	2 035	2 112	—	1 257
999 342	592 251	380 643	972 894	7 002	7 769	8 117	—	3 560
2 392 221	1 318 522	1 008 965	2 327 487	14 522	21 901	1 331	—	26 980
2 959 218	1 465 517	1 357 285	2 822 802	95 790	28 109	1 485	—	11 032
1 723 645	813 050	761 694	1 574 744	22 754	42 582	3 131	—	80 434
1 043 253	453 679	482 304	935 983	80 652	4 979	5 103	—	16 536
1 645 318	816 847	777 552	1 594 399	14 433	3 228	1 030	—	32 228
1 949 773	978 998	862 621	1 841 619	90 126	11 101	641	—	6 286
1 142 723	601 533	512 954	1 114 487	16 526	7 079	—	—	4 631
4 690 150	2 540 012	2 038 932	4 578 944	34 060	45 992	9 475	—	21 679
1 211 335	699 306	460 469	1 159 775	3 636	8 375	2 351	—	37 198
1 559 253	853 388	648 080	1 501 468	16 585	7 900	22 457	—	10 843
1 935 514	1 054 210	827 433	1 881 643	20 728	13 650	6 205	—	13 288
1 033 271	598 612	387 604	986 216	26 378	3 956	177	—	16 544
1 511 815	877 220	475 116	1 352 336	128 628	8 594	8 058	—	14 199
1 848 145	1 076 219	730 572	1 806 791	19 989	13 009	500	—	7 856
534 359	285 921	224 572	510 493	738	10 639	8 508	—	3 981
146 210 317	72 706 336	68 897 030	141 603 366	1 187 462	1 668 440	394 225	—	1 356 824
658 724	270 756	378 918	649 674	34	6 897	—	—	2 119
13 634 069	4 353 727	8 820 407	13 174 134	—	216 871	13 417	—	229 647
1 662 068	985 847	600 809	1 586 656	—	31 065	32 513	—	11 834
907 198	526 426	357 961	884 387	—	9 017	1 500	—	12 294
1 893 480	757 444	1 087 776	1 845 220	112	38 964	20	—	9 164
653 622	402 025	227 531	629 556	4 479	13 955	—	—	5 632
2 197 923	942 640	1 212 569	2 155 209	—	28 277	17	—	14 425
1 756 286	577 171	1 146 804	1 723 975	3 008	11 784	57	—	17 462
531 727	266 011	258 913	524 924	304	3 713	1	—	2 785
499 582	302 624	162 838	465 462	22 030	8 981	720	—	2 389
1 368 959	591 070	757 521	1 348 591	774	11 755	4 807	—	3 032
25 763 643	9 975 741	15 012 047	24 987 738	30 741	381 279	53 052	—	310 783

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
1 月	6 074	3 988	315	345	17	—	1 409
2 月	5 804	3 958	282	360	16	—	1 188
3 月	8 343	4 243	838	422	13	—	2 827
4 月	7 460	3 656	1 117	416	17	—	2 254
5 月	5 272	3 133	568	384	14	—	1 173
6 月	3 357	2 297	114	387	9	1	549
7 月	3 491	2 437	63	396	16	1	578
8 月	5 056	2 789	403	442	14	—	1 408
9 月	3 869	2 434	174	363	9	—	889
10 月	4 362	2 648	275	391	5	—	1 043
11 月	4 751	2 961	308	419	7	—	1 056
12 月	5 950	3 710	329	433	10	—	1 468
計	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2	15 842

附属資料 4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建
					小 計		
1 月	4 191	1 197	385	2 609	13 489	14 201 060	13 887 110
2 月	4 305	1 343	349	2 613	13 515	18 115 203	17 668 907
3 月	4 569	1 285	378	2 906	14 343	17 519 800	16 892 624
4 月	3 567	993	338	2 236	11 343	13 807 670	13 258 902
5 月	2 948	801	248	1 899	9 261	11 756 946	11 234 932
6 月	2 102	496	182	1 424	6 787	6 523 152	6 314 874
7 月	2 228	478	175	1 575	7 224	8 310 602	8 070 788
8 月	2 604	672	263	1 669	8 429	10 879 688	10 504 022
9 月	2 224	544	207	1 473	7 030	8 643 004	8 369 773
10 月	2 351	620	243	1 488	7 306	10 754 461	10 508 288
11 月	2 895	862	260	1 773	9 057	10 886 327	10 365 655
12 月	3 780	1 004	355	2 421	12 038	14 812 404	14 527 491
計	37 764	10 295	3 383	24 086	119 822	146 210 317	141 603 366

損 害 状 況

(昭和59年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積		死 傷 者 数	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林 野(a)	死 者	負 傷 者
5 419	1 508	517	3 394	203 256	13 101	369	874
5 389	1 518	491	3 380	242 025	13 852	257	849
5 865	1 647	555	3 663	232 505	140 851	270	925
5 336	1 464	752	3 120	199 840	69 151	173	773
4 299	1 217	360	2 722	175 174	40 516	161	655
3 004	733	248	2 023	101 910	8 023	109	508
3 144	615	284	2 245	102 878	2 078	73	502
3 735	997	334	2 404	142 679	19 879	100	558
3 233	768	306	2 159	118 639	6 652	91	469
3 424	886	341	2 197	134 490	43 263	112	454
3 997	1 053	352	2 592	173 246	6 719	156	564
5 104	1 361	485	3 258	204 767	8 654	218	727
51 949	13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858

損 害 状 況 (つづき)

(昭和59年中)

害 額 (千円)							
建 物	収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他	
						小 計	計
7 856 133	6 030 977	58 540	119 303	45 226	—	90 881	
8 672 760	8 996 147	128 331	205 828	21 903	—	90 234	
8 520 595	8 372 029	241 766	177 142	6 381	—	201 887	
6 914 396	6 344 506	234 518	155 652	98 918	—	59 680	
5 447 844	5 787 088	211 340	103 681	50 390	—	156 603	
3 360 703	2 954 171	24 375	123 135	5 500	—	55 268	
4 039 154	4 031 634	20 649	108 089	50 748	—	60 328	
4 744 443	5 759 579	123 026	140 460	30 287	—	81 893	
4 473 548	3 896 225	22 550	139 122	50 261	—	61 298	
5 266 940	5 241 348	44 010	117 156	10 282	—	74 725	
5 627 408	4 738 247	21 501	139 336	6 330	—	353 505	
7 782 412	6 745 079	56 856	139 536	17 999	—	70 522	
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 668 440	394 225	—	1 356 824	

附属資料5 出火原因別

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯数	災害額 (千円)
たき火		7 713	8 505 632	1 742	437	2 489 575
たばこ		7 601	7 964 005	5 002	4 533	14 593 672
こんろ		5 946	150 064	6 907	6 489	10 001 665
火あそび		4 894	796 773	2 771	1 771	4 417 104
放火の疑い		4 506	100 445	3 325	2 450	8 577 810
ストーブ		3 182	179 087	2 274	1 248	5 710 418
風呂かまど		2 940	176 833	4 025	3 864	12 710 061
風呂かまど		2 566	74 272	3 078	2 765	3 994 480
マッチ・ライター		1 449	508 256	981	900	1 827 472
煙突・煙道		1 086	748 127	1 236	863	2 804 069
電灯・電話等の配線		848	32 619	844	539	2 416 831
灯		594	43 023	795	745	2 633 755
取灰		588	147 237	705	377	1 123 217
交通機関内配線		481	110	16	4	114 809

附属資料6 主な出火

出火原因	昭和54年			昭和55年			昭和56年		
	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合
たき火	2	7 649	12.0	3	5 805	9.7	4	5 407	
放火(疑いを含む)	4	5 944	9.3	4	5 747	9.6	2	6 529	
たばこ	1	8 347	13.1	1	7 338	12.3	1	7 510	
こんろ	5	4 797	7.5	5	4 909	8.2	5	5 190	
火あそび	3	6 258	9.8	2	6 012	10.0	3	6 148	
ストーブ	7	2 515	3.9	7	2 675	4.5	7	2 780	
風呂かまど	6	3 752	5.9	6	3 783	6.3	6	3 261	
マッチ・ライター	8	1 840	2.9	8	1 720	2.9	8	1 666	
煙突・煙道	9	1 094	1.7	9	1 073	1.8	9	1 097	
電灯電話等の配線	10	811	1.3	10	800	1.3	10	751	
灯	12	558	0.9	11	544	0.9	12	565	
取灰	13	512	0.8	14	498	0.8	11	600	
交通機関内配線	17	397	0.6	17	393	0.7	15	432	
電気装置器具	11	564	0.9	13	502	0.8	13	536	
配線	16	440	0.7	16	398	0.7	17	402	
		63 794			59 885			60 788	

火災損害状況

(昭和59年中)

出火原因	区分	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯数	災害額 (千円)
電気装置器具		479	18 701	386	90	1 231 769
配線		462	15 940	435	265	1 157 813
こたつ		445	37 096	654	581	1 963 871
内燃機関		432	18 241	51	14	150 947
電灯・ネオン		340	16 036	347	201	1 156 471
炉		320	15 206	342	64	1 063 136
かまど		299	18 366	372	152	618 880
電気アイロン・電気こて		118	7 858	167	142	739 794
いろり		58	23 856	65	30	96 988
火ばち		38	1 767	53	30	64 646
その他の電気		1 626	212 700	1 594	928	5 738 383
その他・不明		14 778	19 493 059	13 782	8 282	58 812 681
計		63 789	39 305 309	51 949	37 764	146 210 317

原因の推移

年	昭和57年			昭和58年			昭和59年			
	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合	順位	件数	構成割合
	%			%			%			%
	8.9	4	6 013	9.9	4	5 488	9.2	1	7 713	12.1
	10.7	2	7 381	12.2	1	7 779	13.0	2	7 688	12.1
	12.4	1	7 556	12.5	2	7 344	12.3	3	7 601	11.9
	8.5	5	5 166	8.5	5	5 344	8.9	4	5 946	9.3
	10.1	3	6 103	10.1	3	5 718	9.6	5	4 894	7.7
	4.6	7	2 341	3.9	7	2 506	4.2	6	2 940	4.6
	5.4	6	2 673	4.4	6	2 519	4.2	7	2 566	4.0
	2.7	8	1 672	2.8	8	1 507	2.5	8	1 449	2.3
	1.8	9	1 012	1.7	9	1 004	1.7	9	1 086	1.7
	1.2	10	712	1.2	10	781	1.3	10	848	1.3
	0.9	11	627	1.0	11	654	1.1	11	594	0.9
	1.0	12	544	0.9	12	512	0.9	12	588	0.9
	0.7	13	465	0.8	14	445	0.7	13	481	0.8
	0.9	14	425	0.7	13	463	0.8	14	479	0.8
	0.7	17	359	0.6	16	386	0.6	15	462	0.7
			60 568			59 740			63 789	

附属資料7 用途別の主な火災事例

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和48年9月25日	大阪市高麗橋	西武大	6	14	7061300	放火
昭和48年11月29日	大阪市山崎	大熊	100	124	1747396	不明
昭和49年12月7日	大阪市戸田	急	1	5	192400	疑火
昭和49年7月17日	大阪市神崎	急	1	40	1086574	不明
昭和51年1月16日	大阪市芝津	急	1	1	247000	不明
昭和51年1月22日	大阪市香島	急	1	1	211720	不明
昭和54年6月22日	大阪市大津	急	1	4	213266	不明
昭和54年11月9日	大阪市都知	急	1	4	356954	不明
昭和55年12月23日	大阪市府	急	1	1	330228	不明
昭和55年3月4日	大阪市府	急	1	1	353929	不明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和35年1月6日	神奈川県横須賀市	日本	16	1	19122	石油ストーブの消し忘れ
昭和35年3月19日	福岡県久留米市	立科	11	5	1536	不明
昭和35年10月29日	福岡県守山	立科	5	9	2270	不明
昭和39年3月30日	兵庫県伊丹市	立科	9	3	7015	不明
昭和44年11月19日	兵庫県阿佐市	立科	6	5	10908	不明
昭和45年6月29日	徳島県海部郡	立科	17	1	2365	不明
昭和46年8月6日	北海道札幌市	立科	5	1	2793	不明
昭和46年2月8日	福岡県北九州市	立科	6	1	3782	不明
昭和48年3月8日	福岡県北九州市	立科	13	3	57593	取線香の火
昭和48年5月13日	福岡県北九州市	立科	7	5	7178	不明
昭和52年10月13日	福岡県北九州市	立科	6	1	1328	不明
昭和59年2月19日	福岡県北九州市	立科	6	1	1328	不明

(劇場・映画館)

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和29年9月15日	大阪府大阪市	S	5	28	65262	不明
昭和31年11月20日	大阪府大阪市	S	5	5	17181	不明
昭和31年12月22日	大阪府大阪市	S	1	16	44559	不明

昭和33年2月1日	東京都千代田区	東京	3	25	272038	火取
昭和34年1月27日	東京都千代田区	草	12	23	11730	不明
昭和34年3月18日	東京都千代田区	草	3	7	17950	不明
昭和44年12月14日	東京都千代田区	草	3	3	18160	不明
昭和49年2月16日	東京都千代田区	草	3	3	20786	不明
昭和51年10月29日	東京都千代田区	草	1	1	100340	不明
昭和54年4月13日	東京都千代田区	草	1	1	218430	不明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和44年2月5日	福石	光	30	41	1098261	石油ストーブ
昭和46年1月2日	兵衛	成	16	16	2321732	不明
昭和48年10月11日	大愛	成	5	15	216637	不明
昭和50年3月10日	大愛	成	6	5	14919	不明
昭和53年6月15日	大愛	成	4	64	99477	不明
昭和55年11月20日	大愛	成	7	24	60116	不明
昭和57年2月8日	大愛	成	45	22	533751	不明
昭和58年11月18日	大愛	成	32	34	1726126	不明
昭和58年2月21日	大愛	成	2	8	472780	不明
昭和58年2月21日	大愛	成	11	2	308563	不明

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
昭和47年5月13日	大阪府大東市	日	118	81	1649693	たばこの疑
昭和48年12月19日	大阪府大東市	日	5	1	256336	不明
昭和50年3月1日	大阪府大東市	日	6	17	57789	不明
昭和51年12月4日	大阪府大東市	日	3	2	7810	不明
昭和51年12月16日	大阪府大東市	日	8	1	10270	不明
昭和53年3月10日	大阪府大東市	日	15	8	38781	不明
昭和53年11月19日	大阪府大東市	日	11	2	10483	不明
昭和54年11月20日	大阪府大東市	日	4	3	17685	不明
昭和55年8月16日	大阪府大東市	日	14	22	48988	不明
昭和56年2月28日	大阪府大東市	日	3	2	554226	不明
昭和59年11月15日	大阪府大東市	日	8	13	140954	不明

附屬資料8 昭和21年以降

区分 年	出火件数							焼 計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 9 313	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4 13 606	50 615	...
59	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2 15 842	51 949	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う、昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	306	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 635	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407
13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858

の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料8 昭和21年以降

区分 年	り災世帯数			り災人数 員数	損	
	計	全焼	半焼		計	建 小計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44	39 533	15 506	4 502	145 372	70 171 860	64 988 676
45	41 782	15 697	4 820	151 103	83 387 083	77 142 149
46	42 636	15 158	4 588	148 152	78 569 529	73 759 751
47	40 176	13 291	4 266	137 966	84 106 133	80 955 770
48	43 464	14 458	4 507	147 650	113 795 975	105 831 401
49	40 153	12 305	4 371	135 595	112 305 713	104 960 973
50	39 030	11 976	3 921	128 561	110 148 495	106 427 660
51	40 716	13 034	4 002	134 604	160 953 944	152 946 191
52	39 693	11 614	4 023	129 990	129 393 052	122 063 870
53	39 789	11 770	3 933	131 927	130 538 604	123 666 835
54	37 801	10 617	3 701	123 051	136 827 438	131 130 601
55	37 948	10 595	3 640	123 467	150 707 250	144 991 002
56	38 385	10 885	3 523	124 120	150 302 972	145 473 914
57	37 717	9 507	3 376	120 562	149 072 798	141 786 203
58	36 794	10 052	3 378	117 678	150 579 160	141 093 424
59	37 764	10 295	3 383	119 822	146 210 317	141 603 366

(2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
(3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の火災損害状況(つづき)

害 額 (千円)						
建 物	取 容 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	そ の 他
...	...	202 730
...	...	280 845
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164	
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008	
...	...	152 172	227 993			...
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985	
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293	
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282	
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803	
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958	
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906	
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776	
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518	
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090	
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463	
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466	
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958	
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697	
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361	
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961	
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520	
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883	
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 637	223 633	1 346 568
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 668 440	394 225	0	1 356 824

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 件数 指数	出火率 (指数)	死者 数	負傷者 数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4 387	60.0	7.5	7.5

の火災損害比較

構成比(%)			火災損害額構成比(%)					
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...
7.1	98.3	0.7	...	1.0
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...
0.7	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...
0.7	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9
0.2	0.0	24.8	96.8	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9

附属資料10 昭和21年以降

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数
2	新潟県田島市	21年5月20日1時30分	—	31	455	2 412	515
3	飯田	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯田	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂市	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮崎	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別市	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能代	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱海	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	山形県取市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	北海道岩内町	27年4月17日15時ごろ	3	3 963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大館市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟県市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	新潟県市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	能代市	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福井県芦原町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大館市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚津市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八戸市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福江市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東京都大島町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三沢市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	大館市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加賀市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒田	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の大火記録

焼損面積	損害額	出火原因	気象状況				
			天気	風向	平均	最大	
					風速	風速	相対湿度
m ²	千円				m	m	%
44 781	56 990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
135 231	16 541	煙突の火の過熱	晴	SE	8.0	15.0	50
33 500	20 000	煙突の煙の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	たばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙突の過熱	曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙突の火の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	薄雲	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄雲	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	曇	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不燃物の燃焼	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	薄雲	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機械の燃焼	薄雲	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不燃物の燃焼	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	不燃物の燃焼	曇	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が	曇	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七りんこ	曇	NN	14.5	21.7	61
72 498	5 088 259	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
32ha	143 000	こたつ	曇	SE	8.7	12.2	87
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SSW	9.3	17.0	53
175 966	1 590 140	不燃物の燃焼	曇	SW	7.4	...	82
36 274	360 000	煙突	曇	SW	7.4	...	82
66 314	1 000 000	七りんこ	曇	NNW	10.0	15.0	47
600ha	980	七りんこ	曇	NNW	10.0	15.0	47
53 047	2 155 350	かまど	晴	WSW	30.0
40 366ha	3 784 596	かまど	晴	WSW	30.0
51 752	774 317	放たれた	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	たばこ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	たばこ	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不明	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	たばこ	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	たばこ	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	たばこ	曇	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不明	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)				建物	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊
				重傷	軽傷		
北海道	道	16	—	29	46	1	3
	青森	2	—	25	22	4	—
	岩手	5	—	14	8	—	11
	宮城	1	—	—	—	—	—
	秋田	2	—	39	27	—	1
山形	山形	16	—	35	21	—	—
	福島	3	—	4	—	1	2
	茨城	—	—	—	—	—	—
栃木	栃木	—	—	—	—	—	—
	群馬	3	—	4	5	3	7
	埼玉	—	—	—	—	—	—
	千葉	—	—	—	—	—	—
東京都	東京	—	—	8	161	3	6
	神奈川	—	—	1	1	—	1
新潟	新潟	49	—	175	394	14	6
	富山	24	—	41	60	4	1
	石川	1	—	15	27	8	2
	福井	4	—	36	63	6	4
山梨	山梨	—	—	—	—	—	—
	長野	40	—	36	23	16	76
	岐阜	—	—	—	9	—	—
	静岡	—	—	—	—	—	—
愛知	愛知	—	—	1	2	—	—
	三重	—	—	—	1	—	1
	滋賀	—	—	14	13	4	3
京都	京都	1	—	34	38	4	37
	大阪	—	—	—	—	—	—
	兵庫	7	—	22	16	7	7
	奈良	—	—	—	—	—	—
和歌山	和歌山	—	—	2	6	1	3
	鳥取	2	—	21	13	14	35
	島根	1	—	1	3	1	3
岡山	岡山	3	—	5	2	2	6
	広島	—	—	2	2	—	2
	山口	—	—	2	—	—	1
徳島	徳島	—	—	—	—	—	—
	香川	—	—	1	2	—	—
	愛媛	—	—	—	—	—	—
高松	高松	—	—	—	—	—	—
	福井	—	—	—	—	—	—
佐賀	佐賀	—	—	—	—	—	—
	長門	2	—	1	6	—	3
	熊野	16	—	3	6	6	1
	大分	—	—	—	—	1	1
宮崎	宮崎	1	—	—	9	—	2
	鹿児島	—	—	—	2	6	7
	沖縄	—	—	—	—	1	6
合計		199	—	571	988	107	241
地震災害を除いた計		170	—	568	968	93	168

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(昭和59年中)

一部破損	被害(棟)			り災世帯数	り災者数
	床上浸水	床下浸水	非住家		
102	46	258	122	59	157
9	26	237	50	30	86
204	1	46	272	12	57
—	15	125	7	15	40
38	79	415	248	80	290
14	18	193	77	17	63
28	15	189	43	17	68
—	—	8	—	—	—
—	—	14	—	—	—
115	10	257	82	20	99
—	—	—	—	—	—
1	722	3 377	546	715	2 299
44	11	180	42	54	88
2	102	172	2	105	368
296	783	3 545	138	834	2 614
32	20	713	154	23	103
24	27	546	65	37	124
199	1	25	261	10	23
—	—	—	—	—	—
529	27	528	31	119	421
49	—	15	26	—	—
—	4	21	6	—	—
7	15	681	3	15	49
14	64	990	124	72	195
877	51	508	305	54	214
2 856	19	621	604	60	165
—	184	3 917	—	197	406
315	1	79	288	16	29
1	32	960	—	32	97
—	30	1 235	—	34	129
1 142	3	119	383	49	184
43	9	266	59	13	44
236	13	492	62	21	57
6	6	316	—	8	21
3	2	58	1	2	6
—	—	3	3	—	—
—	—	—	—	—	—
4	4	87	6	4	9
3	31	131	—	32	109
—	48	527	—	50	86
6	—	—	17	—	—
294	7	6	147	11	32
17	44	651	93	51	182
2	—	—	5	2	6
327	17	332	88	19	68
135	53	430	40	65	194
11	185	454	53	191	643
7 985	2 725	23 727	4 453	3 145	9 825
6 977	2 725	23 727	4 394	3 058	9 523

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

区分	その						の 道路(箇所)
	田 (ha)			畑 (ha)			
	流失・埋没	冠	水	流失・埋没	冠	水	
北海道	—	—	—	—	—	—	—
青森	42	—	168	37	—	54	731
岩手	—	—	—	10	—	—	—
宮城	2	—	3	—	—	—	1
秋田	—	—	11	—	—	—	—
山形	—	—	—	—	—	—	—
福島	1	—	17	—	—	—	5
茨城	3	—	—	—	—	—	—
栃木	—	—	—	—	—	—	—
群馬	—	—	—	—	—	—	—
埼玉	5	—	98	—	—	—	27
千葉	—	—	—	—	—	—	—
東京都	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県	—	—	—	—	—	—	—
新潟	—	—	—	—	—	—	—
富山	129	—	—	—	—	—	—
石川	—	—	—	—	—	—	—
福井	—	—	135	—	—	—	—
山梨	—	—	—	—	—	—	—
長野	—	—	—	—	—	—	—
岐阜	2	—	20	—	—	—	3
静岡県	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	2	—	—	—	—	—	—
三重	910	—	538	3	—	—	10
滋賀	—	—	—	—	—	—	—
京都	3	—	112	1	—	—	8
大阪	—	—	133	—	—	—	4
兵庫県	2	—	24	—	—	—	—
奈良	1	—	196	—	—	—	12
和歌山	—	—	—	—	—	—	9
鳥取	1	—	127	—	—	—	245
島根	242	—	5 789	386	—	—	1 081
岡山	23	—	6	21	—	—	5
広島	11	—	—	—	—	—	—
山口	36	—	125	1	—	—	—
徳島	—	—	—	—	—	—	—
香川県	—	—	—	—	—	—	—
愛媛	1	—	—	—	—	—	—
高知県	—	—	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	—	—	—
佐賀	30	—	—	1	—	—	—
長門	2	—	4	—	—	—	—
熊本	4	—	—	—	—	—	—
大分	13	—	—	—	—	—	—
宮崎	69	—	165	—	—	—	—
鹿児島	72	—	—	7	—	—	—
沖縄	1	—	70	2	—	—	—
合計	1 607	—	7 741	469	—	56 449	27 073
地震災害を除いた計	1 606	—	7 741	469	—	56 449	26 744

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和59年中)

他				
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)
10	1 380	15	—	109
5	624	3	—	1
38	751	—	2	13
2	—	—	3	—
2	1 852	—	—	—
3	664	20	—	—
19	1 038	—	—	—
2	279	—	—	—
3	419	109	1	—
1	41	1	—	—
3	—	2	—	2
3	45	5	1	—
12	1 415	—	—	5
6	100	—	—	—
—	257	6	—	—
14	2	—	—	3
25	390	155	41	—
1	125	39	—	—
3	184	—	—	—
—	113	—	—	—
4	408	161	—	—
1	211	20	—	—
2	138	24	1	10
—	58	10	—	—
—	12	33	—	—
3	749	—	3	—
1	197	1	2	—
—	87	19	—	—
2	430	—	—	—
1	411	—	—	—
1	346	62	12	—
2	543	—	1	1
3	34	—	—	—
—	—	—	—	—
7	368	—	—	—
2	434	83	—	1
—	—	—	—	—
—	556	1	—	17
—	368	18	—	2
10	1 117	—	—	—
5	571	13	—	—
6	931	43	2	—
5	1 601	—	—	—
—	84	64	—	2
204	19 333	907	69	166
189	19 317	761	42	166

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況(つづき)

(昭和59年中)

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
		都道府県(回)	市区町村 (団)			
北海道	道	—	—	—	—	41 779
	青森	—	21	—	3 104	25 861
	岩手	—	6	—	2 590	20 774
	宮城	—	—	—	185	6 291
秋田	田	—	38	—	55	21 837
	山形	1	3	—	2 955	19 986
	福島	—	5	—	207	29 096
茨城県	城	—	—	—	6	8 468
	栃木	—	—	—	39	5 119
	群馬	—	10	—	2 485	9 450
	埼玉	—	—	—	—	—
千葉県	玉	—	—	—	—	—
	葉	—	4	—	1 369	11 990
	京	—	3	—	2 794	424
東京都	神	—	1	—	392	118
	川	—	—	—	—	—
新潟県	潟	1	74	42	19 642	35 431
	山	1	32	—	34	4 731
	川	1	15	—	376	9 950
	井	1	20	—	2 638	18 223
山梨県	梨	—	—	—	—	287
	野	2	31	10	9 421	31 060
	阜	—	1	—	—	5 034
	岡	—	—	—	—	1 740
静岡県	岡	—	—	—	—	—
	知	4	152	—	538	918
	重	8	332	—	1 638	5 808
滋賀県	賀	1	9	—	1 143	5 952
	都	—	—	—	8 078	5 556
	阪	—	—	—	201	64
	庫	—	8	—	74	4 681
奈良県	良	—	—	—	595	6 888
	山	—	—	—	—	3 284
	歌	—	—	—	—	—
鳥取県	取	—	—	—	2 404	18 955
	根	—	14	—	1 863	6 503
	山	—	25	—	5 396	3 434
	島	—	7	—	—	3 954
岡山県	山	—	—	—	164	4 457
	徳	1	4	—	—	3 049
	香	—	—	—	—	865
愛媛県	媛	7	106	—	513	5 139
	高	—	1	—	320	6 561
	知	—	—	—	—	—
福岡県	岡	—	—	—	656	4 813
	賀	—	1	—	10	6 394
	崎	—	12	—	3 338	9 200
	本	1	4	1	5 622	37 220
大分県	分	—	4	—	586	5 557
	崎	—	8	—	1 058	13 738
	島	1	19	—	1 749	22 129
鹿児島県	島	1	14	—	878	2 928
	縄	—	—	—	—	—
合計	計	31	1 034	53	85 116	495 696
	地震災害を除いた計	30	1 023	52	80 047	481 784

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模 (マグニチュード)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7.9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1.15	丹沢山塊地震	7.2	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5.23	北但馬地震	7.0	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和 2. 3. 7	北丹後地震	7.5	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5.11.26	北伊豆地震	7.0	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9.21	西埼玉地震	7.0	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8.3	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7.11	静岡地震	6.3	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	7.0	585	—	—	585	27
〃 18. 9.10	鳥取地震	7.4	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19.12. 7	東南海地震	8.0	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1.13	三河地震	7.1	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21.12.21	南海地震	8.1	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6.28	福井地震	7.3	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24.12.26	今市地震	6.4	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8.1	815	—	91	906	33
〃 35. 5.23	チリ地震津波	8.5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5.2	220	—	—	220	5
〃 37. 4.30	宮城県北部地震	6.5	369	—	—	369	3
〃 39. 6.16	新潟地震	7.5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2.21	えびの地震	5.7	368	—	—	368	3
〃 43. 5.16	1968年十勝沖地震	7.9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆大島沖地震	6.9	134	5	—	139	30
〃 53. 1.14	1978年伊豆大島近海地震	7.0	94	—	—	94	25
〃 53. 6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	1 383	—	—	1 383	28
〃 57. 3.21	昭和57年(1982年)浦河沖地震	7.1	13	—	—	13	—
〃 58. 5.26	昭和58年(1983年)日本海中部地震	7.7	1 584	—	—	1 584	104
〃 59. 9.14	昭和59年(1984年)長野県西部地震	6.8	14	—	—	14	29

(注) 1 家屋損失には非住家を含む。
2 死者には行方不明者を含む。

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)				
				死者	行方不明者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水	
1	23. 9.11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9.15~17	アイオン台風	関東, 甲信, 東北, 特に岩手	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6.18~22	アラオス台風	九州から北東部, 特に鹿児島, 愛媛	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8.13~18	ジュディス台風	九州, 四国	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8.31~9.1	キテイ台風	東日本, 特に関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	25. 1.10~14	風害	九州, 北陸, 関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9. 3~4	ジュン台風	四国, 近畿中部, 北日本, 特に近畿	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
8	26. 7. 7~17	水害	中部以西, 特に京都	162	144	358	630	727	13 532	89 766
9	10.13~15	ルース台風	東北以西, 特に山口	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
10	27. 6.22~24	ダイナ台風	関東以西, 特に静岡	65	70	28	73	89	4 020	35 692
11	7.10~12	水害	中国, 四国, 近畿, 東海	67	73	101	356	238	20 733	21 456
12	6.23~30	水害	九州, 中国, 四国, 特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
13	7.16~25	水害	東北以西, 特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
14	8.11~15	水害	東近畿, 特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
15	28. 9.22~26	台風	全国, 特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
16	29. 5. 8~12	風害	北日本, 近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
17	9.10~14	台風	関東以西, 特に南九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
18	9.24~27	台風	全国, 特に北海道, 四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
19	30. 2.19~20	霧害(紫雲丸事件)	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
21	31. 4.17~18	風害	東北, 関東, 北海道	471	53	—	2	10	1 087	1 320

22	32. 7.25~28	水害(諫早水害)	九州, 特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519
23	33. 1.26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	38	8	—	—	6	—
24	9.26~28	対野川台風	近畿以東, 特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	34. 8.12~14	台風	近畿, 中部, 関東, 特に山梨, 長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9.26~27	台風	全国(九州を除く), 特に愛知	4 697	401	38 921	80 888	113 052	157 858	205 753
27	35. 5.24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸, 三陸沿岸, 志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6.24~7.5	水害	山陰, 四国, 近畿, 中部, 関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9.15~16	台風	全国, 特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 663	123 103	261 017
30	10.25~28	第二室戸台風	関東以西, 特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西, 特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	雪害	北陸, 山陰, 山形, 滋賀, 岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7.17~20	水害	山陰, 北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9.10~18	台風	全国, 特に徳島, 兵庫, 福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9.23~25	台風	中部, 関東, 東北, 特に静岡, 山梨	238	79	324	2 422	8 431	8 834	42 792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西, 特に長崎, 広島, 兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8.26~29	水害	新潟, 東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8.17	水害	岐阜, 京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	(飛騨川バス転落)	全国, 特に北九州, 高根, 広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49.5.29~8.1	台風	静岡, 神奈川, 三重, 兵庫, 香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	水害	全国, 特に香川, 岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	雪害	東北, 近畿北部, 北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54.10.17~20	台風	全国, 特に東海, 関東, 東北	110	5	543	139	1 287	8 156	47 943
44	55.12~56. 3	雪害	東北, 北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨と台風	全国, 特に長崎, 熊本, 三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 473
46	58. 7.20~29	集中豪雨	山陰以東, 特に高根	112	5	193	1 098	2 040	7 484	11 264
47	58.12~59. 3	雪害	東北, 北陸, 特に新潟, 富山	131	—	1 366	61	128	70	852

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料15 都道府県別市

区分	消防本部					消防署	出張所
	計	市	町	村	組合		
北海道	72	20	8		44	114	408
青森	16	1	2		13	33	51
岩手	14	3	1		10	13	55
宮城	14	4	1		9	27	73
秋田	17	2	1		14	20	65
山形	15	8	2		5	15	49
福島	12	2			10	25	70
茨城	29	9	6	1	13	54	58
栃木	15	4	1		10	17	50
群馬	12	2			10	24	50
埼玉	49	27	7		15	55	111
千代田	33	20	4		9	58	115
東京都	6(3)	3	2(2)	1(1)		77	213
神奈川	28	19	7		2	51	184
新潟	36(1)	11	8(1)		17	44	72
富山	22	9	11		2	29	22
石川	11	3	3		5	17	39
福井	12	1	3		8	15	42
山梨	10	2	1		7	17	29
長野	20	8	2		10	40	35
岐阜	24	8	2		14	44	49
静岡県	31	14	3		14	39	94
愛知県	46	28	6		12	62	114
三重	15	8	1		6	19	50
滋賀	11	3			8	22	21
京都	16	9	4		3	30	53
大阪	32	22	6		4	70	164
兵庫県	32	18	1		13	57	89
奈良	14	8	1		5	21	15
和歌山	21	7	6		8	28	13
鳥取	3				3	13	13
島根	11	2	1		8	13	39
岡山	14	5			9	21	56
広島	22	6	4		12	38	66
山口	16	8	1		7	21	32
徳島	11	3			8	22	27
香川県	11	4	1		6	15	22
愛媛	16	4			12	17	34
高知県	15	6			9	19	20
福岡	27	9	2		16	44	92
佐賀	10	3			7	14	22
長門	10	3			7	15	22
熊本	14	1			13	20	55
大分	15	4	1		10	18	37
宮崎	9	6			3	12	23
鹿児島	21	5	1		15	28	47
沖縄	23	9	3	2	9	24	19
計	933(4)	361	114(1)	4(1)	454	1 496	3 132

(注) () 内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。

町村消防組織一覽

(昭和60.4.1現在)

消防職員	消防団	分 団	消防団常備部				消防団員
			計	市	町	村	
8 021	237	1 080				30 402	
1 992	68	789				22 759	
1 464	62	493				27 165	
2 148	77	510	1		1	25 341	
1 582	67	649	1		1	23 755	
1 344	44	365				31 305	
1 946	90	635				40 494	
3 167	92	1 167				28 805	
1 857	49	358				16 732	
1 987	70	489				13 911	
5 646	89	610				16 022	
6 004	72	899				33 021	
18 108	98	715				25 551	
7 773	58	528				19 014	
2 697	112	828				51 348	
1 134	41	298				9 770	
1 195	39	224	4		4	5 346	
980	32	245				5 549	
859	64	237				19 020	
1 647	121	887				46 491	
2 042	102	547				24 634	
3 410	75	651				26 420	
6 345	341	787				29 310	
1 703	69	482				14 754	
1 069	50	195				9 341	
2 779	73	390				21 699	
8 751	39	384	1		1	10 045	
4 508	104	1 687				55 566	
1 084	47	346				10 657	
1 103	50	329				12 906	
599	41	249				5 927	
797	59	399				15 493	
1 712	80	460				34 409	
2 935	93	709				27 047	
1 460	56	529				15 375	
804	46	472				11 924	
1 015	43	269				7 844	
1 274	70	524				23 108	
898	53	291				8 610	
3 881	108	727				27 975	
881	49	202				24 282	
1 520	79	884				24 670	
1 786	98	823				43 624	
1 368	58	469				19 096	
905	44	127				17 790	
1 630	96	733				17 503	
1 104	36	122				1 566	
128 914	3 641	25 798	7		7	1 033 376	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本 部	うち組 合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和28年	314	8	407	612	28 547	10 073	...	113	2 015 780
29	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761
57	923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404
58	927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050 271
59	932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042 463
60	933	454	1 496	3 132	128 914	3 641	25 798	7	1 033 376

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計		
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町 村
昭和40年度	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236
45	218	4	214	△ 2	1 △ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28 △ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884
51	73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194
57	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254
58	25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279
59	29	—	29	△ 2	—	△ 2	2 958	652	2 306
60(見込)	5	—	5	—	—	—	2 963	652	2 311

附属資料18 自主防災組織の

区分	市区町村数	自主防災組織を有する町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務とされている活動項目別自主防災		
						防災訓練	防災知識の啓発	防火巡視
北海道	212	49	763	178 256	9.0	187	180	124
青森	67	18	57	19 215	4.2	11	26	11
岩手	62	53	397	170 384	41.1	343	356	224
宮城	74	67	1 989	430 538	68.2	1 692	1 938	1 165
秋田	69	50	1 562	111 474	31.3	1 430	1 445	959
山形	44	42	604	69 478	20.9	470	468	351
福島	90	39	272	77 504	13.4	180	206	159
茨城県	92	32	472	63 081	8.3	327	244	237
栃木	49	21	183	36 874	7.0	143	111	106
群馬	70	40	389	144 073	26.3	200	178	200
埼玉	92	44	963	477 309	27.3	386	244	369
千葉	80	33	1 096	290 703	18.4	986	990	654
東京都	64	47	4 702	3 378 445	73.7	4 188	3 932	2 135
神奈川県	37	37	6 012	1 994 719	79.7	5 979	5 809	1 675
新潟県	112	33	299	23 966	4.3	88	119	21
富山	35	24	276	48 402	16.1	209	112	191
石川	41	37	994	85 742	25.7	471	302	106
福井	35	25	700	53 388	24.4	266	212	208
山梨県	64	64	2 401	235 891	96.9	2 389	2 072	953
長野	121	57	1 844	233 807	38.0	1 243	1 046	299
岐阜	100	69	2 563	353 489	63.4	1 593	1 233	640
静岡県	75	75	4 840	996 982	96.4	4 786	4 621	2 991
愛知県	88	55	3 258	1 228 911	62.8	3 079	2 485	455
三重県	69	41	562	96 904	18.9	366	209	308
滋賀県	50	48	1 342	141 271	44.5	941	807	946
京都府	44	19	467	165 234	18.4	206	189	82
大阪府	44	17	524	267 271	9.2	501	37	34
兵庫県	91	31	806	189 868	11.2	553	568	158
奈良県	47	19	323	74 656	19.4	72	118	105
和歌山県	50	13	165	18 255	5.4	53	51	7
鳥取県	39	38	1 014	60 945	33.9	439	214	191
島根県	59	21	385	34 025	14.4	60	252	91
岡山県	78	37	916	116 920	19.6	363	386	71
広島県	86	21	780	380 149	40.4	171	168	157
山口県	56	23	188	26 671	5.0	85	40	20
徳島県	50	17	120	9 949	3.9	37	30	19
香川県	43	25	241	25 562	8.1	29	17	30
愛媛県	70	15	141	67 412	13.3	60	60	50
高知県	53	18	296	23 715	8.0	81	78	72
福岡県	97	17	322	385 679	25.1	159	122	127
佐賀県	49	4	92	11 630	4.7	4	88	88
長崎県	79	23	443	63 986	12.7	268	324	6
熊本県	98	22	58	38 759	7.0	23	19	11
大分県	58	16	45	10 330	2.6	36	34	9
宮崎県	44	15	147	22 112	5.8	33	23	48
鹿児島県	96	37	121	27 118	4.2	53	45	45
沖縄県	53	5	50	8 629	2.5	6	6	5
全 国	3 276	1 553	46 184	12 974 681	33.7	35 245	32 219	16 913

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(昭60.4.1現在)

れている 災害時の 三角バケツ 消火器等 共同購入	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
		その他	災害危険箇所巡視	災害危険箇所以外の情報収集	簡易視察	初期消火	負傷者等の救出・救護	住民の避難誘導	給食給水	その他	
27	69	87	213	330	253	272	88	92			
9	15	6	8	14	20	18	22	4			
143	112	13	65	360	129	78	350	20			
1 002	528	972	1 028	1 540	1 177	1 049	1 857	259			
390	209	109	387	1 454	331	675	1 205	0			
134	1	140	408	481	329	411	448	5			
136	6	134	177	200	183	189	201	3			
145	93	202	275	411	296	326	215	19			
71	67	66	94	108	93	94	97	26			
122	136	46	3	71	8	49	59	8			
121	55	132	291	648	298	293	232	27			
550	427	570	974	979	975	983	953	383			
1 013	696	1 719	3 253	3 253	3 262	3 251	3 074	594			
3 446	2 517	1 887	5 381	5 608	5 577	5 577	5 520	998			
4	46	31	38	173	23	21	39	0			
32	36	19	22	216	86	107	49	89			
47	79	48	40	509	106	144	113	32			
0	136	187	156	214	195	156	0	136			
763	48	1 234	2 169	2 347	2 239	2 372	1 959	165			
503	186	791	965	965	908	962	830	167			
839	144	672	1 343	1 496	1 339	1 397	1 344	25			
1 963	537	3 306	4 717	4 786	4 786	4 774	4 714	846			
220	1 044	810	2 443	2 778	2 417	2 517	2 240	1 161			
186	43	250	242	363	253	265	243	10			
262	146	306	93	1 241	360	457	327	0			
93	17	21	72	172	74	77	100	0			
12	17	1	3	488	2	6	1	1			
239	92	292	563	626	505	588	252	66			
37	0	71	41	271	41	87	25	0			
7	0	7	3	51	41	7	41	1			
58	47	110	174	673	125	169	96	25			
71	65	70	75	196	107	182	175	68			
83	19	107	111	403	43	42	75	1			
149	3	140	147	161	147	152	149	146			
3	2	12	6	117	51	51	7	9			
7	20	16	16	117	14	10	8	7			
0	2	8	5	54	7	11	4	1			
41	2	3	3	60	48	46	46	68			
24	26	72	69	99	69	135	70	24			
108	44	121	121	142	123	121	122	4			
0	4	88	84	88	84	84	84	4			
224	28	3	253	282	226	253	226	0			
2	5	11	19	28	24	21	17	0			
9	9	14	14	19	17	16	16	9			
22	6	6	5	51	28	32	43	0			
9	4	15	25	34	24	24	31	4			
0	0	5	1	6	1	1	1	1			
13 326	7 788	14 930	26 595	34 683	27 444	28 556	27 768	5 500			

る。

附属資料19 危 険 物 施

施設 年	合 計	製造所	貯 蔵				
			小 計	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タンク 貯 蔵 所	屋 内 タンク 貯 蔵 所	地 下 タンク 貯 蔵 所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
37	117 479	2 564	77 016	25 762	27 872	2 900	7 542
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 634	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	596 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715
60	613 364	4 560	390 825	63 878	95 685	19 831	119 749

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設 数 の 推 移

(各年3月31日現在)

所			取 扱 所					
簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 383	6 221	2 336	37 899	25 213	1 700	—	—	10 986
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673
3 638	64 393	23 651	217 979	88 582	3 124	744	1 400	124 129

附属資料20 容量別，都道府県別屋外

都道府県	容 量		合 計	1000kl未満の屋外	1000kl以上の屋外
				タンク貯蔵所	タンク貯蔵所
1 北海道	4	395	4 395	3 649	746
2 青森		971	971	762	209
3 岩手		805	805	771	34
4 宮城	1	154	1 154	963	191
5 秋田		958	958	851	107
6 山形		817	817	777	40
7 福島	1	558	1 558	1 412	146
8 茨城	3	269	3 269	3 000	269
9 栃木	1	597	1 597	1 575	22
10 群馬	2	469	2 469	2 450	19
11 埼玉	2	378	2 378	2 334	44
12 千代田	5	691	5 691	4 644	1 047
13 東京都	1	600	1 600	1 494	106
14 神奈川県	5	977	5 977	4 618	1 359
15 新潟	2	822	2 822	2 559	263
16 富山	1	554	1 554	1 430	124
17 石川		969	969	903	66
18 福井		868	868	782	86
19 山梨		480	480	471	9
20 長野	2	145	2 145	2 121	24
21 岐阜	2	273	2 273	2 262	11
22 静岡県	3	895	3 895	3 672	223
23 愛知県	6	635	6 635	5 968	667
24 三重	3	703	3 703	3 272	431
25 滋賀	1	267	1 267	1 253	14
26 京都		607	607	576	31
27 大阪府	4	202	4 202	3 631	571
28 兵庫県	4	727	4 727	4 184	543
29 奈良		371	371	371	—
30 和歌山	1	622	1 622	1 255	367
31 鳥取		352	352	325	27
32 島根		709	709	695	14
33 岡山	2	974	2 974	2 424	550
34 広島	2	077	2 077	1 891	186
35 山口	3	126	3 126	2 426	700
36 徳島		666	666	636	30
37 香川県		843	843	707	136
38 愛媛	1	692	1 692	1 378	314
39 高知県		549	549	512	37
40 福岡	3	537	3 537	3 232	305
41 佐賀		626	626	612	14
42 長門	1	062	1 062	968	94
43 熊本	1	030	1 030	970	60
44 大分	1	328	1 328	1 125	203
45 宮崎		838	838	780	58
46 鹿児島	1	705	1 705	1 603	102
47 沖縄		792	792	576	216
計		95 685	95 685	84 870	10 815
構成比 (%)		100.0	100.0	88.7	11.3

タンク貯蔵所の施設数

(昭60.3.31現在)

左 の 内 訳				
1000kl ~5000kl	5000kl ~10000kl	10000kl ~50000kl	50000kl ~100000kl	100000kl以上
401	125	125	18	77
131	18	7	2	51
26	8	—	—	—
105	23	46	17	—
79	5	15	—	8
29	6	5	—	—
95	16	19	12	4
123	34	73	17	22
22	—	—	—	—
19	—	—	—	—
42	2	—	—	—
457	177	287	106	20
90	2	14	—	—
644	330	306	75	4
147	50	47	13	6
82	9	26	7	—
48	18	—	—	—
50	2	—	4	30
9	—	—	—	—
24	—	—	—	—
11	—	—	—	—
183	31	4	5	—
318	162	133	40	14
237	66	90	24	14
14	—	—	—	—
29	—	—	—	—
252	130	154	30	5
283	130	114	16	—
—	—	—	—	—
163	79	86	24	15
25	2	—	—	—
14	—	—	—	—
290	104	124	17	15
129	25	20	12	—
309	148	183	45	15
18	—	12	—	—
41	57	31	—	7
156	94	51	9	4
37	—	—	—	—
241	38	18	—	8
11	—	—	3	—
67	16	6	—	5
58	1	1	—	—
82	52	55	10	4
56	2	—	—	—
41	1	4	2	54
52	34	47	27	56
5 740	1 999	2 103	535	438
6.0	2.1	2.2	0.6	0.5

附属資料21 石油コンビナート等特別防災区域

区分	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高压ガスの処理量 (万Nm ³)
北海道	1 釧路	773	7(1)	2	32	143
	2 小室	19 824	11(5)	6	1 044	4 430
	3 上	7 231	3(2)	9	205	23 642
	4 磯	762	2(1)	1	64	29
青森	4-2 小川	2 508	2(—)	—	554	—
	5 青森	123	5(—)	—	17	—
	6 八戸	1 251	9(2)	7	52	338
宮城	7 塩釜	352	9(5)	3	27	709
	8 釜石	4 598	3(1)	5	274	3 726
秋田	9 男鹿	1 040	1(1)	1	65	52
	10 秋田	1 699	8(—)	7	59	187
山形	11 酒田	3 165	5(—)	3	27	11
福島	11-2 広野	1 099	1(—)	—	22	—
	12 わき	7 435	11(2)	9	181	830
茨城	13 鹿島臨海	23 835	13(11)	11	691	24 637
千葉	14 京葉臨海北部	2 587	10(—)	4	55	369
	15 京葉臨海中部	44 660	38(27)	32	2 087	153 573
	16 京葉臨海南部	12 512	3(2)	1	17	2 143
東京	17 豊洲	891	3(—)	1	29	—
	18 品川・大井	322	3(1)	—	15	—
神奈川	19 京浜臨海	34 278	54(30)	50	1 440	114 188
	20 根岸臨海	6 340	4(2)	6	493	28 936
	21 久里浜	708	1(—)	—	58	—
新潟	22 新潟東港	18 551	9(3)	4	234	11 536
	23 新潟西港	6 975	6(3)	7	162	9 300
	24 直江津	2 723	4(—)	2	12	57
富山	25 富山山湊	742	2(1)	3	118	321
	26 新伏木	447	1(—)	—	24	—
	27 伏木	171	6(—)	1	16	89
	28 婦木中	571	1(1)	—	1	4 435
石川	29 金沢港北	341	6(—)	4	28	481
福井	30 福井臨海	2 633	6(—)	1	45	—
静岡	31 清水	1 138	4(1)	11	66	1 109
愛知	32 渥美郡	1 079	1(—)	—	115	—
	33 蒲島	168	3(—)	2	18	199
	34 衣浦	8 914	4(1)	8	34	1 555
	35 名古屋臨海	25 712	33(10)	23	946	36 300
三重	36 四日市臨海	10 718	23(18)	17	725	73 819
	37 尾鷲	797	2(1)	1	75	36
大阪	38 大阪北港	4 470	11(1)	17	72	822
	39 堺北臨海	18 180	21(11)	28	672	104 814
	40 岬	557	2(2)	—	29	5

(注) 第一種事業所欄の()は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(昭60.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	液車 (台)	その他の 消防ポンプ 自動車 (台)	泡消火 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	オフ イン ス 張 (張)	ルス 船 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (艇)
1	1	—	2	90	5 780	2	—	—	—	—
6	1	5	6	160	10 560	2	—	2	—	—
4	2	2	9	170	5 040	2	—	1	—	—
2	2	2	2	106	2 240	3	—	—	—	—
2	2	2	3	227	2 400	1	—	1	—	1
1	1	1	—	49	3 240	5	—	—	—	—
1	1	1	—	117	7 350	1	—	—	—	—
—	—	—	2	96	5 640	15	—	—	—	—
2	2	2	2	102	5 480	4	—	1	—	2
1	1	1	1	32	1 720	1	—	—	—	—
1	1	1	2	102	7 330	2	—	—	—	—
1	1	1	2	49	3 840	1	—	—	—	—
1	1	1	—	38	2 200	1	—	1	—	—
2	2	2	7	267	6 470	1	—	1	—	—
5	4	3	18	224	11 080	3	—	1	—	1
2	2	2	1	142	6 510	5	—	—	—	—
23	10	15	43	643	34 895	10	—	1	—	1
1	1	1	2	34	2 520	1	—	—	—	—
2	1	1	—	47	4 400	3	—	—	—	—
1	1	1	1	34	2 700	2	—	—	—	—
20	10	14	40	724	46 410	14	—	1	—	3
5	5	5	8	142	11 430	4	—	1	—	1
1	1	1	—	11	1 620	1	—	—	—	—
2	2	2	1	111	8 530	1	—	1	—	—
5	2	2	1	134	4 720	3	—	—	—	1
—	—	—	7	53	3 000	1	—	—	—	—
2	1	1	2	60	2 720	1	—	1	—	—
1	1	1	—	19	1 620	2	—	—	—	—
—	—	—	2	85	3 780	1	—	—	—	—
—	—	—	2	7	—	—	—	—	—	—
1	1	1	—	76	4 140	1	—	—	—	—
1	1	1	1	59	4 860	2	—	1	—	—
2	1	1	1	124	5 240	2	—	—	—	—
1	1	1	—	11	2 160	1	—	1	—	—
1	1	1	—	52	2 160	4	—	—	—	—
1	1	1	6	36	4 620	5	—	—	—	1
10	8	8	21	502	29 955	22	—	2	—	—
4	4	4	19	901	19 780	7	—	2	—	1
1	1	1	4	126	6 960	3	—	—	—	1
2	1	1	10	174	8 000	1	—	—	—	—
12	8	8	24	372	25 740	10	—	1	—	—
1	1	1	—	32	2 280	1	—	—	—	—

附属資料21 石油コンビナート等特別防災区

区分	特別防災区域	面積 (千㎡)	第一種 事業所	第二種 事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)
兵 庫	41 尼 崎	4 309	6(3)	13	46	533
	42 神 戸	2 900	12(3)	6	123	2 685
	43 東 播 磨	11 358	6(4)	10	47	6 015
	44 姫 路 臨 海	18 600	10(9)	10	375	15 814
和歌山	45 和歌山北部臨海	5 083	3(2)	—	12	2 635
	46 和歌山北部臨海	1 491	3(3)	—	99	618
	47 和歌山中部臨海	3 071	3(2)	—	624	12 082
	47-2 和歌山南部臨海	338	1(1)	—	34	3
岡 山	48 水 島 臨 海	25 580	15(14)	10	1 008	93 751
広 島	49 福 田 山 島	9 560	4(2)	2	25	5 370
	50 江 能 美	186	2(—)	—	27	—
	51 能 美	394	1(—)	—	79	—
山口・ 広 島	52 岩 国・大 竹	5 339	7(6)	7	242	18 138
山 口	53 下 徳 山・新 南 陽	2 699	2(2)	3	138	558
	54 宇 野 田 島	8 125	10(9)	8	390	73 530
	55 宇 野 田 島	4 726	5(4)	8	22	11 623
	56 小 彦 島	1 929	1(1)	—	467	5 695
	57 彦 島	124	5(—)	—	32	—
徳 島	58 阿 南	800	1(—)	1	43	16
香 川	59 番 の 州	4 225	3(2)	1	334	9 751
愛 媛	60 新 居 浜	4 395	5(3)	6	22	9 460
	61 上 波 方	112	1(—)	—	26	—
	61-2 波 方	299	1(1)	—	34	5 287
	62 菊 松	565	2(1)	—	158	1 211
	63 松 山	2 506	4(3)	1	122	10 332
福 岡	63-2 豊 前 州	465	1(1)	—	18	1
	64 荊 北 福 九	1 043	2(1)	2	15	—
	65 北 福 九	23 594	19(9)	12	84	21 210
	66 福 九	456	9(1)	16	30	634
佐 賀	67 唐 津	336	3(1)	1	20	491
長 崎	68 相 浦	239	1(1)	—	18	1
	69 長 崎	170	6(—)	3	14	91
熊 本	70 八 代	156	6(—)	—	13	—
大 分	71 大 分	10 649	12(12)	2	325	38 382
鹿 児 島	71-2 川 内	437	2(2)	1	13	475
	72 喜 入	1 992	1(—)	—	885	—
沖 縄	73 平 座	4 102	3(1)	—	782	6 004
	74 安 泊	186	1(1)	—	31	501
	75 小 覇	819	1(1)	—	192	1 983
計		446 238	531(252)	410	17 869	957 701

域の現況と防災資機材の整備状況 (つづき)

(昭60.4.1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高所 放水車 (台)	泡 原 液 搬 送 車 (台)	その 他 の 消 防 車 (台)	泡 消 火 剤 (kl)	オ イ ル フ ェ ン ス (m)	オ フ イ ン ス 張 船 (隻)	油 回 収 船 (隻)	消 防 艇 (艇)
1	1	1	8	70	5 760	6	—	—
2	2	2	8	171	13 460	6	—	—
1	2	1	17	68	9 200	9	—	—
4	5	4	19	213	15 890	11	1	1
1	1	—	9	59	5 420	4	1	2
2	2	2	4	88	6 290	4	—	—
5	5	5	4	238	7 800	3	2	—
1	1	1	—	17	1 800	2	—	—
4	5	7	31	304	26 180	12	2	—
—	—	1	6	58	4 420	6	—	—
1	1	1	—	40	4 170	5	—	—
1	1	1	—	37	4 420	3	—	—
1	1	2	22	253	12 320	4	1	—
2	1	1	3	98	3 240	1	1	—
6	2	2	17	290	10 800	9	1	—
1	1	1	9	52	4 300	1	—	—
2	2	2	2	92	2 190	1	1	1
代	替	設	備	69	4 440	2	—	—
1	1	1	—	19	2 380	2	—	—
3	3	3	4	123	12 390	6	1	—
2	1	1	4	75	3 900	2	—	—
1	1	1	—	16	1 820	1	—	—
1	1	1	—	44	1 620	3	—	—
2	2	2	1	32	2 200	4	1	1
2	1	1	7	93	5 400	4	1	—
1	1	1	—	12	2 300	1	—	1
1	1	1	3	23	3 240	3	—	—
3	4	3	14	188	14 820	7	—	—
2	1	2	—	135	7 790	1	—	—
1	1	1	3	23	3 320	2	—	—
1	1	1	—	15	1 620	1	—	—
—	—	—	1	74	3 840	5	—	—
1	1	1	—	61	3 780	1	—	—
4	3	4	12	226	8 280	5	1	—
1	1	1	—	20	2 020	1	—	—
2	2	2	2	176	8 320	4	3	5
2	2	3	6	68	6 320	4	2	6
1	1	1	—	31	1 920	1	1	1
2	2	2	1	32	2 600	1	1	1
201	152	166	469	10 243	573 100	300	41	32

附属資料22 都道府県別救急

区分	市町 村数	人口 (昭55. 国調)	救急業務実施市町村④	
			市町村数	人口 (昭55. 国調)
北海道	212	5 575 989	212	5 575 989
青森	67	1 523 907	67	1 523 907
岩手	62	1 421 927	62	1 421 927
宮城	74	2 082 320	74	2 082 320
秋田	69	1 256 745	69	1 256 745
山形	44	1 251 917	44	1 251 917
福島	90	2 035 272	90	2 035 272
茨城	92	2 558 007	91	2 555 115
栃木	49	1 792 201	49	1 792 201
群馬	70	1 848 562	70	1 848 562
埼玉	92	5 420 480	90	5 414 002
千葉	80	4 735 424	74	4 663 522
東京都	42	11 618 281	36	11 606 448
神奈川県	37	6 924 348	37	6 924 348
新潟	112	2 451 357	106	2 389 653
富山	35	1 103 459	32	1 098 339
石川	41	1 119 304	37	1 077 791
福井	35	794 354	35	794 354
山梨	64	804 256	64	804 256
長野	121	2 083 934	84	1 908 891
岐阜	100	1 960 107	89	1 930 858
静岡県	75	3 446 804	67	3 395 007
愛知県	88	6 221 638	77	6 157 981
三重	69	1 686 936	50	1 526 830
滋賀	50	1 079 898	50	1 079 898
京都	44	2 527 330	36	2 437 926
大阪府	44	8 473 446	39	8 406 601
兵庫県	91	5 144 892	88	5 108 124
奈良	47	1 209 365	34	1 125 109
和歌山	50	1 087 012	39	1 031 020
鳥取	39	604 221	39	604 221
島根	59	784 795	49	729 289
岡山	78	1 871 023	75	1 844 706
広島	86	2 739 161	66	2 598 339
山口	56	1 587 079	53	1 565 299
徳島	50	825 261	36	762 384
香川県	43	999 864	42	994 562
愛媛	70	1 506 637	69	1 496 602
高知県	53	831 275	52	826 332
福井	97	4 553 461	94	4 499 393
佐賀	49	865 574	49	865 574
長門	79	1 590 564	78	1 588 082
熊野	98	1 790 327	98	1 790 327
大宮	58	1 228 913	58	1 228 913
宮崎	44	1 151 587	31	1 071 561
鹿児島	96	1 784 623	80	1 654 877
沖縄	53	1 106 559	41	1 085 173
合計	3 254	117 060 396	3 002	115 430 547

業務実施状況

実施率		救急出場件数		対前年 増減率 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	④内における人口1万人当たりの救急出場件数 (件)
市町村数 (%)	人口 (%)	58年中 ^② (件)	59年中 ^③ (件)		
100.0	100.0	100 341	99 255	▲ 1.1	178
100.0	100.0	23 783	24 195	▲ 1.7	159
100.0	100.0	21 066	21 056	▲ 0.0	148
100.0	100.0	27 110	27 248	▲ 0.5	131
100.0	100.0	16 085	15 793	▲ 1.8	126
100.0	100.0	16 767	17 039	▲ 1.6	136
100.0	100.0	32 561	32 681	▲ 0.4	161
98.9	99.9	41 995	43 054	▲ 2.5	169
100.0	100.0	28 037	28 657	▲ 2.2	160
100.0	100.0	30 938	31 800	▲ 2.8	172
97.8	99.9	101 904	103 869	▲ 1.9	192
92.5	98.5	97 732	99 545	▲ 1.9	213
85.7	99.9	304 218	311 364	▲ 2.3	268
100.0	100.0	167 226	169 627	▲ 1.4	245
94.6	97.5	37 963	38 360	▲ 1.0	161
91.4	99.5	14 494	14 561	▲ 0.5	133
90.2	96.3	15 605	15 310	▲ 1.9	142
100.0	100.0	12 159	12 170	▲ 0.1	153
100.0	100.0	16 781	16 963	▲ 1.1	211
69.4	91.6	31 690	32 294	▲ 1.9	169
89.0	98.5	31 231	31 485	▲ 0.8	163
89.3	98.5	59 820	61 087	▲ 2.1	180
87.5	99.0	105 759	106 699	▲ 0.9	173
72.5	90.5	25 710	26 283	▲ 2.2	172
100.0	100.0	21 690	21 597	▲ 0.4	200
81.8	96.5	51 562	51 349	▲ 0.4	211
88.6	99.2	211 495	212 175	▲ 0.3	252
96.7	99.3	91 302	94 300	▲ 3.3	185
72.3	93.0	24 224	23 582	▲ 2.7	210
78.0	94.8	21 177	21 341	▲ 0.8	207
100.0	100.0	9 073	9 634	▲ 6.2	159
83.1	92.9	11 197	11 071	▲ 1.1	152
96.2	98.6	30 338	31 021	▲ 2.3	168
76.7	94.9	47 396	48 514	▲ 2.4	187
94.6	98.6	29 873	29 732	▲ 0.5	190
72.0	92.4	14 179	14 298	▲ 0.8	188
97.7	99.5	19 732	19 766	▲ 0.2	199
98.6	99.3	28 743	29 001	▲ 0.9	194
98.1	99.4	18 003	18 389	▲ 2.1	223
96.9	98.8	81 823	82 778	▲ 1.2	184
100.0	100.0	14 320	13 788	▲ 3.7	159
98.7	99.8	24 843	24 517	▲ 1.3	154
100.0	100.0	27 345	27 368	▲ 0.1	153
100.0	100.0	19 697	19 801	▲ 0.5	161
70.5	93.1	16 384	16 637	▲ 1.5	155
83.3	92.7	27 232	27 966	▲ 2.7	169
77.4	98.1	25 322	26 093	▲ 3.0	240
92.3	98.6	2 227 930	2 255 113	▲ 1.2	195

附屬資料23 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	865	5	186	16 277	1 961	1 236
青森	203	2	93	4 740	405	192
岩手	155	2	51	4 213	446	307
宮城	328	—	62	6 097	440	228
秋田	41	7	49	3 134	338	219
山形	126	2	49	3 485	333	179
福島	112	2	69	7 227	597	384
茨城	208	3	113	12 673	865	416
栃木	208	2	26	8 606	515	207
群馬	73	4	14	9 037	744	311
埼玉	793	2	63	26 569	2 235	1 192
千葉	929	7	151	22 653	1 650	844
東京都	2 249	3	103	63 418	2 729	2 517
神奈川県	1 514	6	207	35 703	2 779	1 440
新潟	102	49	124	8 749	1 130	423
富山	29	3	58	3 422	422	162
石川	23	4	44	3 805	399	195
福井	35	1	48	3 406	395	182
山梨	175	2	19	4 337	312	333
長野	152	5	39	7 184	794	532
岐阜	225	1	52	8 882	976	424
静岡	398	1	124	17 104	1 451	616
愛知	902	4	100	28 860	2 401	962
三重	56	—	54	7 397	650	282
滋賀	82	4	41	5 879	680	305
京都	279	7	33	16 239	848	595
大阪	2 375	—	104	37 418	4 068	1 580
兵庫	436	9	127	21 384	1 867	852
奈良	98	—	12	5 571	553	273
和歌山	83	1	44	5 128	450	235
鳥取	90	2	36	2 199	234	125
島根	24	—	36	2 603	348	161
岡山	60	7	68	8 711	738	251
広島	204	4	78	12 067	1 078	462
山口	158	1	45	6 959	520	330
徳島	43	2	36	3 992	337	177
香川	122	1	27	5 333	387	267
愛媛	165	1	54	7 346	677	413
高松	125	—	62	4 011	439	205
福井	289	2	187	17 401	1 213	672
佐賀	24	—	39	3 670	213	182
長崎	42	6	66	4 136	491	280
熊本	198	4	48	6 353	469	385
大分	41	—	44	4 418	335	246
宮崎	149	1	50	3 840	234	189
鹿児島	241	1	63	5 423	472	284
沖縄	120	2	79	4 704	331	245
合計	15 349	172	3 277	511 763	41 999	22 497

種別救急出場件数

(昭和59年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	送器資材等輸	その他	計
11 872	1 213	1 476	47 760	14 372	348	69	1 615	99 255
2 747	266	328	11 958	2 782	90	1	388	24 195
2 746	194	249	10 088	2 247	85	16	257	21 056
2 710	340	364	11 830	3 911	363	21	554	27 248
1 955	114	203	8 061	1 447	52	7	166	15 793
2 102	114	228	8 505	1 464	142	3	257	17 039
3 999	324	372	16 322	2 664	204	94	311	32 681
4 535	569	518	19 128	3 107	253	79	587	43 054
2 674	331	400	12 742	2 384	161	8	393	28 657
3 521	312	455	14 325	2 561	158	6	279	31 800
11 867	1 649	1 134	49 266	5 967	1 034	144	1 954	103 869
12 873	1 767	993	47 177	7 798	567	194	1 942	99 545
49 047	7 455	3 143	162 662	15 348	885	647	1 158	311 364
22 975	3 300	1 635	85 779	10 703	1 060	330	2 196	169 627
5 358	342	441	16 968	3 939	170	48	517	38 360
1 897	108	197	6 753	1 111	58	13	328	14 561
2 148	167	169	7 075	1 061	21	12	187	15 310
1 631	73	138	5 244	797	54	10	156	12 170
2 105	156	196	7 839	1 085	173	29	202	16 963
4 255	255	343	15 185	2 830	275	51	394	32 294
3 683	254	367	13 633	2 367	114	84	423	31 485
6 754	659	734	27 191	4 860	289	39	867	61 087
12 281	1 502	1 207	48 123	7 867	884	345	1 261	106 699
3 080	274	280	12 184	1 452	112	147	315	26 283
2 997	222	181	9 887	1 075	64	9	171	21 597
6 161	747	614	23 128	2 357	5	6	330	51 349
27 430	5 440	2 590	115 161	12 543	123	440	2 903	212 175
12 127	1 614	1 215	46 094	6 132	467	181	1 795	94 300
3 382	285	277	11 244	1 565	67	3	252	23 582
2 762	304	318	9 713	1 615	64	29	595	21 341
1 179	77	104	4 675	758	8	2	145	9 634
1 529	64	124	5 337	712	28	4	101	11 071
3 981	298	352	13 625	2 564	67	26	273	31 021
6 214	544	591	21 380	4 816	215	106	755	48 514
3 735	369	382	13 390	3 157	190	26	470	29 732
1 633	129	162	6 398	1 144	38	26	181	14 298
2 431	166	201	8 741	1 847	71	22	150	19 766
3 847	344	391	12 432	2 602	82	6	641	29 001
2 660	266	237	8 350	1 645	21	13	355	18 389
8 965	1 254	1 254	39 440	10 163	475	11	1 452	82 778
1 556	113	157	5 837	1 713	101	18	165	13 788
2 824	265	326	11 532	3 557	140	63	789	24 517
3 178	255	368	12 493	3 124	132	13	348	27 368
2 427	200	234	8 620	2 751	157	47	281	19 801
1 657	219	252	7 221	2 434	105	7	279	16 637
3 047	348	377	12 581	3 985	192	32	920	27 966
3 440	583	372	12 966	2 635	5	2	609	26 093
287 977	35 844	26 649	1 086 043	179 018	10 369	3 489	30 667	2 255 113

附属資料24 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
北海道	264	4	154	20 069	1 898
青森	76	2	72	5 524	396
岩手	35	2	45	4 785	426
宮城	87	—	50	6 671	422
秋田	28	6	40	3 612	328
山形	47	2	40	4 075	371
福島	54	1	55	8 535	576
茨城	105	5	76	14 970	828
栃木	55	—	17	10 118	501
群馬	77	3	9	10 668	720
埼玉	239	2	43	30 181	2 194
千葉	207	26	125	26 880	1 643
東京都	915	6	76	67 780	2 678
神奈川県	309	4	147	39 324	2 720
新潟	86	49	93	9 838	1 102
富山	32	5	45	3 860	412
石川	23	5	37	4 328	385
福井	26	7	39	3 996	381
山梨	34	1	16	4 978	304
長野	69	5	30	8 395	779
岐阜	98	1	39	10 719	956
静岡県	168	—	113	19 669	1 421
愛知県	227	4	92	33 264	2 343
三重	48	—	47	8 808	620
滋賀	38	4	29	7 063	659
京都	133	7	27	18 154	825
大阪	507	—	77	39 766	3 931
兵庫県	207	9	103	24 090	1 831
奈良	53	—	13	6 505	552
和歌山	24	2	36	5 579	444
鳥取	24	3	22	2 619	226
島根	28	—	33	3 003	333
岡山	64	9	55	9 551	720
広島	114	4	67	13 412	1 030
山口	62	1	37	7 732	505
徳島	37	2	33	4 490	331
香川	64	1	24	6 090	384
愛媛	85	1	49	8 379	663
高知	40	—	52	4 422	425
福岡	182	1	142	19 181	1 194
佐賀	27	—	29	4 230	208
長門	38	6	52	4 337	475
熊本	48	4	32	6 845	452
大分	37	—	30	4 842	313
宮崎	38	—	35	4 207	232
鹿児島	67	1	46	5 870	449
沖縄	16	1	65	4 829	327
合計	5 242	196	2 588	576 243	40 913

種別救急搬送人員

(昭和59年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 270	11 364	1 141	1 105	45 431	15 347	98 047
188	2 631	256	244	11 242	3 005	23 636
307	2 640	187	183	9 615	2 418	20 643
228	2 509	326	268	10 749	4 040	25 350
223	1 864	106	151	7 623	1 537	15 518
194	1 987	110	162	7 979	1 612	16 579
406	3 819	323	306	15 404	2 819	32 298
438	4 342	558	411	18 056	3 386	43 175
212	2 555	340	326	11 835	2 543	28 502
328	3 410	308	375	13 533	2 693	32 124
1 238	11 387	1 671	815	46 527	6 796	101 093
894	12 348	1 788	754	45 047	8 844	98 556
2 612	45 364	7 145	2 315	148 199	15 447	292 537
1 501	21 661	3 155	1 224	79 366	11 751	161 162
448	5 135	321	334	15 979	4 308	37 693
166	1 828	104	138	6 435	1 198	14 223
195	2 051	162	117	6 690	1 118	15 111
181	1 568	70	105	4 925	862	12 160
341	2 000	159	158	7 259	1 201	16 451
544	4 056	247	244	14 197	3 034	31 600
449	3 543	233	277	12 932	2 548	31 795
633	6 515	646	588	25 658	5 361	60 772
1 012	11 661	1 479	837	44 420	8 369	103 758
301	2 961	270	224	11 547	1 550	26 376
310	2 894	232	135	9 351	1 202	21 917
616	5 866	776	488	21 569	2 508	50 969
1 629	25 701	5 303	1 969	107 596	13 306	199 785
913	11 382	1 638	890	43 029	6 799	90 891
288	3 299	291	227	10 685	1 723	23 636
237	2 672	297	245	9 209	1 927	20 672
123	1 128	73	82	4 472	801	9 573
165	1 483	68	98	5 050	749	11 010
262	3 794	290	234	12 900	2 677	30 606
478	5 895	533	484	20 182	5 037	47 236
335	3 569	350	276	12 668	3 394	28 929
200	1 544	133	145	6 039	1 245	14 199
301	2 336	161	160	8 385	1 909	19 815
438	3 715	343	327	11 861	2 978	28 839
211	2 533	255	194	7 929	1 862	17 923
709	8 303	1 145	937	36 377	10 822	78 993
183	1 477	105	112	5 447	1 771	13 589
279	2 648	234	249	10 614	4 152	23 084
409	2 944	233	281	11 539	3 184	25 971
269	2 291	198	178	7 935	2 848	18 941
190	1 538	209	193	6 648	2 608	15 898
283	2 825	323	283	11 455	4 689	26 291
249	3 221	548	315	12 241	3 034	24 846
23 386	272 257	34 843	20 263	1 013 829	193 012	2 182 772

附属資料25 都道府県別経営主体別救

都道府県	区分	病院	診療所	計	国 及	
					病	
					国	国に準ずるもの
北海道	青森	224	124	348	7	2
		54	41	95	2	—
		63	11	74	1	—
		36	15	51	1	—
宮城県	秋田	28	2	30	—	—
		20	9	29	—	—
		44	—	44	1	—
		99	35	134	3	—
茨城県	栃木	68	61	129	2	—
		62	62	124	3	—
		168	65	233	3	—
		123	39	162	5	1
千葉県	東京都	401	110	511	9	1
		168	74	242	5	—
		51	35	86	2	—
		64	43	107	—	—
東京都	石川	66	53	119	3	—
		51	31	82	2	—
		29	38	67	1	—
		93	36	129	4	—
岐阜県	静岡県	73	28	101	—	—
		80	233	313	7	—
		253	202	455	4	—
		70	38	108	4	—
滋賀県	京都府	23	1	24	1	—
		92	2	94	3	—
		191	12	203	4	—
		130	49	179	5	—
大阪府	兵庫県	31	2	33	1	—
		44	22	66	1	1
		18	7	25	2	1
		20	4	24	2	—
徳島県	岡山県	77	11	88	3	1
		116	105	221	5	1
		66	37	103	5	—
		41	5	46	1	—
愛媛県	高知県	53	41	94	1	—
		41	5	46	1	1
		27	10	37	1	—
		86	42	128	5	—
福岡県	佐賀県	26	21	47	2	—
		44	—	44	5	—
		62	41	103	3	—
		40	8	48	3	—
熊本県	宮崎県	48	2	50	1	—
		105	67	172	3	—
		11	—	11	1	—
		計	3 780	1 879	5 659	128

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(昭60.4.1現在)

地方公共団体	公 的 等			私 的		
	院	診療所	小 計	病 院	診療所	小 計
66	25	—	100	124	124	248
26	1	1	30	25	40	65
37	3	—	41	22	11	33
16	2	1	20	17	14	31
9	10	—	19	9	2	11
11	1	—	12	8	9	17
6	5	—	12	32	—	32
6	7	—	16	83	35	118
2	11	—	15	53	61	114
9	5	—	17	45	62	107
9	8	—	20	148	65	213
23	2	—	31	92	39	131
19	10	—	39	362	110	472
14	16	—	35	133	74	207
15	8	—	25	26	35	61
11	6	—	17	47	43	90
16	3	—	22	44	53	97
5	3	—	10	41	31	72
12	3	1	17	13	37	50
21	15	1	41	53	35	88
14	9	—	23	50	28	78
19	13	—	39	41	233	274
28	17	—	49	204	202	406
13	9	—	26	44	38	82
11	4	—	16	7	1	8
12	6	—	21	71	2	73
10	7	—	21	170	12	182
24	5	—	34	96	49	145
8	4	—	13	18	2	20
9	3	—	14	30	22	52
6	3	—	12	6	7	13
5	5	—	12	8	4	12
12	2	—	18	59	11	70
17	6	1	30	87	104	191
13	8	—	26	40	37	77
6	5	—	12	29	5	34
11	6	—	18	35	41	76
7	5	—	14	27	5	32
6	2	—	9	18	10	28
7	5	—	17	69	42	111
5	2	—	9	17	21	38
16	2	—	23	21	—	21
7	6	—	16	46	41	87
5	1	—	9	31	8	39
17	2	—	20	28	2	30
9	2	—	14	91	67	158
7	—	—	8	3	—	3
637	283	5	1 062	2 723	1 874	4 597

附属資料26 都道府県別救助活

区分	火 災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	362	43	377	457	36	27	1	1	34	46
青森	16	7	58	85	15	10	1	1	2	2
岩手	100	3	46	55	9	5	—	—	1	1
宮城	125	21	110	135	16	14	—	—	12	11
秋田	11	1	54	76	2	2	3	3	4	4
山形	9	1	79	108	10	12	2	3	6	5
福島	11	4	129	163	12	7	—	—	9	9
茨城	56	6	141	187	25	18	—	—	7	8
栃木	74	23	127	160	13	11	2	7	6	6
群馬	32	7	75	110	18	14	1	—	9	12
埼玉	162	28	347	392	17	14	—	—	25	27
千葉	211	31	328	390	30	25	2	3	19	17
東京都	958	111	873	1 366	57	58	6	6	111	206
神奈川県	271	105	297	385	42	41	1	1	23	33
新潟	51	6	124	158	19	11	52	28	11	11
富山	29	14	60	69	11	9	8	9	10	10
石川	5	—	57	72	4	4	—	—	7	8
福井	42	3	54	65	4	4	2	10	7	8
山梨	46	8	86	108	9	7	1	1	3	3
長野	3	1	102	116	3	3	4	6	10	10
岐阜	46	17	122	157	19	21	—	—	13	24
静岡県	91	33	194	282	22	21	1	6	12	13
愛知県	245	37	254	319	26	26	—	—	22	25
三重	72	30	171	214	14	12	1	—	5	5
滋賀	13	2	95	116	4	4	1	3	3	3
京都	119	12	136	158	7	5	—	—	22	36
大阪	922	194	272	300	35	27	2	2	67	83
兵庫県	353	55	265	387	34	24	5	4	23	31
岡山	1	—	200	223	7	6	—	—	2	2
広島	34	1	75	96	16	19	2	8	9	21
鳥取	28	1	40	43	3	2	—	—	—	—
島根	—	—	60	85	—	—	—	—	1	1
岡山	55	8	120	148	7	7	3	7	9	11
広島	91	25	164	210	18	19	1	1	10	10
山口	47	13	80	117	6	8	—	—	10	17
徳島	10	1	30	35	12	6	2	3	4	3
香川県	23	2	48	64	13	4	—	—	7	8
愛媛	44	18	67	87	12	11	2	9	7	7
高知県	—	—	33	54	14	13	1	—	6	7
福岡	92	17	224	280	40	45	2	3	23	28
佐賀	1	—	70	75	3	2	—	—	2	2
長崎	14	2	43	63	3	3	1	2	5	11
熊本	52	1	70	92	12	10	—	—	12	11
大分	33	12	72	96	9	9	—	—	7	9
宮崎	—	—	43	56	22	12	1	3	7	22
鹿児島	17	5	98	121	13	20	—	—	9	8
沖縄	23	5	40	42	37	22	20	—	10	12
計	5 000	914	6 610	8 577	760	654	131	130	623	847

動件数及び救助人員

(昭和59年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
17	14	168	32	1	1	135	95	1 131	716
3	3	6	12	1	1	17	15	119	136
4	4	1	2	2	2	6	6	169	78
3	16	28	16	1	1	41	40	336	254
3	3	—	—	1	4	1	1	79	94
2	2	2	2	—	—	17	15	127	148
3	4	2	6	—	—	17	16	183	209
9	10	2	1	—	—	22	19	262	249
4	4	1	2	—	—	24	20	251	233
6	6	—	—	—	—	15	15	156	164
24	25	5	7	3	3	55	53	638	549
33	31	14	12	2	1	42	38	681	548
301	330	49	55	—	—	279	278	2 634	2 410
19	19	10	2	4	2	72	67	739	655
2	2	4	6	—	—	54	43	317	265
2	2	2	2	—	—	19	22	141	137
4	4	—	—	—	—	14	15	91	103
—	—	5	1	—	—	12	12	126	103
1	1	4	—	—	—	23	22	173	150
1	1	1	2	1	9	21	20	146	168
—	—	2	3	—	—	23	23	225	245
4	2	7	5	1	1	41	34	373	397
20	19	5	11	2	2	40	32	614	471
1	2	2	4	1	2	13	14	280	283
—	—	1	1	—	—	20	20	137	149
11	11	—	—	—	—	23	23	318	245
48	49	35	30	2	—	106	92	1 489	777
34	38	9	8	—	—	123	119	846	666
4	4	2	2	—	—	12	14	228	251
—	—	1	3	—	—	19	17	156	165
—	—	3	3	—	—	6	5	80	54
—	—	2	1	—	—	5	4	68	91
2	5	2	2	—	—	7	6	205	194
6	9	3	4	1	—	24	23	318	301
4	3	3	3	—	—	16	16	166	177
1	1	1	2	1	—	9	82	70	133
2	2	—	—	—	—	9	8	102	88
2	2	1	2	1	3	23	21	159	160
1	1	4	4	—	—	16	14	75	93
13	13	8	12	1	1	84	86	487	485
—	—	—	—	—	—	9	8	85	87
3	3	2	5	—	—	18	18	89	107
3	3	2	2	1	2	20	18	172	139
1	1	1	2	—	—	14	16	137	145
—	—	7	5	1	—	16	11	97	109
8	8	26	18	2	1	29	27	202	208
—	—	—	—	1	2	18	18	149	101
609	657	433	292	31	38	1 629	1 581	15 826	13 690

附属資料27 1984年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
東 京(23区) (日 本)	596	817	14 558	5 243
ニ ュ ー ヨ ー ク (ア メ リ カ)	829	707	13 110	96 276
ホ ン コ ン (イ ギ リ ス)	1 067	500	6 475	14 693
横 浜 (日 本)	430	292	2 949	1 172
メ ル ボ ル ン (オ ー ス ト ラ リ ア)	811	286	2 112	8 449
大 阪 (日 本)	212	253	3 573	1 651
シ ン ガ ポ ー ル (シ ン ガ ポ ー ル)	618	253	1 098	4 646
名 古 屋 (日 本)	328	207	2 247	1 231
ベ ル リ ン (西 ド イ ツ)	480	185	3 385	6 258
ヒ ュ ー ス ト ン (ア メ リ カ)	1 490	179	3 133	35 694
フ ィ ラ デ ル フ ィ ア (ア メ リ カ)	336	167	2 885	20 333
ハ ン ブ ル グ (西 ド イ ツ)	755	160	2 350	7 700
札 幌 (日 本)	1 118	148	1 582	505
京 都 (日 本)	611	146	1 754	210
神 戸 (日 本)	544	138	1 254	908
仁 川 (大 韓 民 国)	202	130	298	412
福 岡 (日 本)	336	110	902	400
北 九 州 (日 本)	478	105	908	333
川 崎 (日 本)	136	105	1 383	340
モ ン ト リ オ ー ル (カ ナ ダ)	175	101	1 892	4 774
ダ ラ ス (ア メ リ カ)	1 046	96	1 701	12 498
広 島 (日 本)	676	91	962	501
ホ ノ ル ル (ア メ リ カ)	1 563	86	1 005	4 457
ブ リ ス ベ ー ン (オ ー ス ト ラ リ ア)	1 220	73	856	3 032
サ ン フ ラ ン シ ス コ (ア メ リ カ)	127	70	1 597	7 132
エ ド モ ン ト ン (カ ナ ダ)	681	56	931	3 017
ロ ッ テ ル ダ ム (オ ラ ン ダ)	277	56	573	2 715
シ ア ト ル (ア メ リ カ)	255	50	1 046	3 388
ヘ ル シ ン キ (フ ィ ン ラ ン ド)	365	48	502	721
バ ン ク ー バ ー (カ ナ ダ)	114	42	823	1 412

(注) 1 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。
2 ニューヨーク、メルボルン、フィラデルフィア及びシアトルは、1983年の

都 市 の 火 災 状 況

出 火 率 (人口1万 人当たりの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当たりの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
6.4	83	10.2	63.2	放火(疑含)	たばこ	こんろ
136.2	229	32.4	420.4	放 火	たばこ	火あそび
29.4	52	10.4	282.6	たばこ	ストーブ及 びランプ	電気的欠陥
4.0	21	7.2	55.8	たばこ	放火(疑含)	火あそび
29.5	15	5.2	563.3	不 明	放 火	電 気
6.5	54	21.3	30.6	放火(疑含)	たばこ	こんろ
18.4	14	5.5	331.9	たばこ	電 気	調理不注意
5.9	38	18.4	32.4	たばこ	放火(疑含)	火あそび
33.8	56	30.3	111.8	マ ッ チ	電気レンジ	たばこ
199.4	41	22.9	870.6	たばこ	調理器具	可燃物への 着火
122.1	89	53.3	229.0	放 火 (順位不明)	たばこ	火あそび
48.1	18	11.3	427.7	調理器具	放 火	たき火
3.4	20	13.5	25.3	たばこ	放火(疑含)	たき火
1.4	19	13.0	11.1	放火(疑含)	たばこ	こんろ
6.6	24	17.4	37.8	放火(疑含)	たばこ	火あそび
3.2	19	14.6	21.7	電 気	子供 <small>の</small> 火あ そび	たばこ
3.6	13	11.8	30.8	放火(疑含)	こんろ	ストーブ
3.6	18	17.1	21.3	放火(疑含)	こんろ	たばこ
3.2	18	17.1	18.9	放火(疑含)	たばこ	こんろ
47.3	28	27.7	170.5	放 火	たばこ	電気設備
130.2	31	32.3	403.2	火気取扱不 注意	放 火	機械の欠陥
5.5	6	6.6	83.5	火あそび	こんろ	放火(疑含)
51.8	7	8.1	636.7	放火(疑含)	たばこ	短路及び接地 不良
41.5	6	8.2	505.3	裸 火	火気使用器 具	調理器具
101.9	11	15.7	648.4	たばこ	マッチ・火花 ガンリンエ ンジン	調 理
53.9	8	14.3	377.1	放 火	たばこ	たばこ
48.5	10	17.9	271.5	子供 <small>の</small> 火あ そび	不 明	過 熱
67.8	10	20.0	338.8	たばこ・ マッチ	放 火	裸 火
15.0	5	10.4	144.2	たばこ	漏 電	過 熱
33.6	9	21.4	156.9	放 火	機械及び電 气的欠陥	たばこ

統計である。

参 考 資 料

1. 日本経済の発展と労働力
2. 労働力の質的向上
3. 労働者の生活水準
4. 労働者の権利と義務
5. 労働者の教育と訓練
6. 労働者の健康と安全
7. 労働者の福利厚生
8. 労働者の社会地位
9. 労働者の政治参加
10. 労働者の国際交流

参考文献
1. 日本経済の発展と労働力
2. 労働力の質的向上
3. 労働者の生活水準
4. 労働者の権利と義務
5. 労働者の教育と訓練
6. 労働者の健康と安全
7. 労働者の福利厚生
8. 労働者の社会地位
9. 労働者の政治参加
10. 労働者の国際交流

参考資料 消防団の活性化についての意見

1. 「消防団の活性化」についての検討の経過

- (1) 消防庁は、消防団の活性化を図ることが喫緊の課題になっていることにかんがみ、昭和59年12月、庁内に消防関係者、学識経験者をメンバーとする「消防団活性化対策検討委員会」を設置した。
- (2) 委員会では、消防団実態調査や現地調査等を踏まえ、消防団の活性化を図るための具体的な対策について検討を行い、昭和60年7月、「消防団活性化対策に関する報告書」をとりまとめた。
- (3) 昭和60年7月23日、消防審議会では、同報告書について審議を行い、消防庁長官に対し、別記のとおり意見を述べた。
- (4) 消防庁は、上記意見に従い、市町村が地域の実情をも踏まえ積極的に消防団の活性化対策を推進するための施策について逐次所要の措置を講ずるものである。

2. 消防審議会の意見

当審議会は、消防団の機能の強化については、既に「地域の安全防災体制を確立するための方策に関する答申」（昭和55年6月13日）の中で考え方を示してきたが、最近における消防団の現状及びその役割の重要性にかんがみ、消防団の活性化を図るため当面措置すべき事項について別紙のとおり意見を申し述べる。

昭和60年7月23日

消防審議会会長 扇谷正造

消防庁長官 関根則之殿

別紙

当審議会は、消防団活性化対策検討委員会の「消防団活性化対策に関する報告書」について慎重審議したが、消防団を取り巻く最近の社会情勢の変化に適切に対応し、とりわけ多大な動員体制を必要とする大規模災害に的確に対処するため、同報告に示された方策に基づき、地域の実情をも踏まえつつ消防団の活性化対策を積極的に推進すべきものとする。

よって、消防庁においては、市町村が上記の対策を円滑に実施するための所要の行財政措置を講ずる等速やかに消防団の活性化対策を推進するための施策を具体化するよう要望する。

3. 消防団活性化対策に関する報告書の概要

I 消防団の現状と問題点

消防団は、市町村の消防機関として、消火活動のみならず、予防活動、地震・風水害等大規模災害の防ぎょ活動等常に多面的な活動を行ってきた。常備化が進化した今日においても、その役割はますます大きなものとなっている。しかし、近年の社会情勢の変化により、団員数の減少、団員の高齢化、団員の就業構造の変化、住民の認識の希薄化といった問題を抱えている。

II 消防団の役割

消防団は、地域防災の中核として、消火活動はもちろんのこと、地域社会に密着したきめ細かな予防活動、自主防災組織に対する育成・指導等を積極的に行うことが期待される。また、大規模災害時には、その特性を発揮して、これまで以上に災害情報の収集伝達、避難誘導、災害防ぎょ活動等の役割を果たすべきものと考えられる。

III 消防団の活性化対策

消防団の活性化を図っていくためには、以下に掲げるような施策を積極的に講じていく必要がある。

1 消防団の人的充実・強化を推進するための施策

(1) 団員の採用に公募制を導入したり、新興住宅地域での勧誘を積極的

に行うなどの多様な方法で団員を募集する。

(2) 青年の入団を促進するため、若手リーダーを育成し、積極的に幹部に登用するなど、青年に魅力ある団運営を行う。

(3) 婦人の参加を積極的に求め、その特性を十分に活かした消防団活動を展開する。

(4) 事業所等に対し、就業規則等において団員の出勤への配慮がなされるよう要請するなど、事業所等に勤務する団員の出勤機会を増やす措置を講ずる。

(5) 消防学校の現地教育、実戦的訓練の実施、指導者の育成等消防団員の教育訓練の充実・強化を図る。

(6) 出動手当の支給額の改善、公務災害補償制度の充実等処遇の改善を図る。

(7) 現に消防団員が大規模災害時に大きな役割を果たしている実情にかんがみ、現行の消防団員に係る消防力の基準（自然災害要員の加算規定）の再検討を行う。

2 消防団の施設・装備を強化するための施策

(1) 消防団の詰所、器具置場等消防団活動の拠点となるような施設を整備する。その際、住民向けの防災教育用研修施設等を備えた地域防災の核とするにふさわしいような拠点施設を積極的に整備することが必要である。

(2) 団員の迅速な参集と出勤、災害時の情報収集活動の強化、現場における的確な防ぎょ活動の遂行のため、各種の通信機器及び無線体系を整備し、消防団の消防防災通信体制を強化する。

(3) 安全装備をさらに充実させるとともに、服制基準の検討を図る。

3 消防団の社会的地位を向上させ、地域住民に理解と協力を求めるための施策

(1) 全国的なキャンペーンの実施など消防団の啓蒙宣伝活動を全国的に展開する。

(2) 消防団の独自の広報紙の作成、各種住民組織に対する指導の強化等

により、地域との連携を強化する。

4 消防団の活性化対策を総合的に推進するための施策

- (1) 市町村は消防団活性化計画を策定して計画的に実施し、国は消防団活性化のモデルとなるような計画を策定した市町村に対して必要な財政措置等を講ずる。
- (2) 国は、活発な活動を行っている、あるいは地域に合った独特の活動を行っている消防団の事例を全国の消防団に紹介する。

図 表 索 引

第2 火災等の災害の実態

第1表	火災の概況	40
第2表	1日当たり及び1件当たりの火災の概況	41
第3図	火災の傾向	41
第4表	火災種別出火件数の構成割合	42
第5表	火災種別出火件数の推移	42
第6表	四季別出火状況	42
第7表	出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化	43
第8図	都道府県別出火率	44
第9表	覚知方法別出火件数	44
第10表	初期消火器具等の使用状況	45
第11表	損害額の推移	45
第12表	火災による死傷者の推移	46
第13表	火災種別死傷者数	46
第14表	月別死傷者発生状況	47
第15図	時間帯別死者発生状況	47
第16表	人口に対する死者数の割合	48
第17表	建物用途別及び階層別の死者発生状況	49
第18表	建物構造別・死因別死者発生状況	50
第19表	死因別死者発生状況の推移	51
第20表	死に至った経過と年齢別の死者の状況	52
第21表	高齢者(61歳以上)の人口と死者数	54
第22表	1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況	54
第23表	1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況	55
第24図	放火自殺者の年齢別・性別発生状況	55
第25表	出火原因別出火件数	56
第26図	出火原因別の出火件数と損害額	57
第27表	火あそび及びたき火による火災の損害状況	57
第28表	たばこによる火災の損害状況	58
第29表	こんろによる火災の損害状況	59

第30表 ストープによる火災の損害状況.....59

第31表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況.....60

第32表 主な着火物別出火件数.....61

第33図 建物火災の月別出火件数.....62

第34表 用途別建物火災の損害状況.....63

第35表 火元建物の構造別損害状況.....63

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数.....64

第37図 建物火災の主な出火原因と経過.....65

第38図 建物火災1件当たりの焼損面積.....65

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況.....66

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況.....67

第41図 林野火災の月別出火件数.....68

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況.....69

第43図 林野火災の主な出火原因と経過.....70

第44図 車両火災の主な出火原因と経過.....70

第45図 船舶火災の主な出火原因.....71

第46表 昭和60年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況).....72

第47表 1983年諸外国の火災状況.....73

第48表 地震による主な被害状況.....75

第49表 風水害等による被害状況.....76

第50図 ガス事故の態様別発生件数.....78

第51図 ガス事故の発生場所別件数.....79

第52図 ガス事故の発生原因別件数.....79

第53図 ガス事故による死傷者数.....80

第54図 自損行為に起因するガス事故の件数及び死傷者数.....81

第55図 自損行為に起因するガス事故の態様別件数.....82

第56表 石油コンビナート災害件数の推移.....82

第57表 主な石油コンビナート災害.....83

第58表 特定事業所種別災害件数.....84

第59表 業態別災害件数.....84

第60表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況.....85

第61図 危険物施設別火災発生件数.....85

第62表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数.....85

第63表 危険物施設の火災の拡大状況.....86

第64表 危険物施設における流出等の事故発生件数.....86

第65図 危険物施設別流出等事故発生件数.....87

第66表 主要港湾における消防機関の出動状況.....87

第67図 民間航空事故等の推移.....88

第3 消防行政の現況

第1-1表 市町村の消防組織の現況.....89

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移.....90

第1-3図 消防職団員数の推移.....90

第1-4表 消防団員の年齢構成.....93

第1-5表 消防機械の保有数.....93

第1-6表 消防水利(人工水利)の保有数.....94

第1-7図 消防通信施設等の状況.....95

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移.....98

第2-2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合.....99

第2-3図 医療機関別搬送人員の状況.....99

第2-4表 傷病程度別搬送人員の状況.....100

第2-5図 収要所要時間別搬送人員の状況.....101

第2-6表 転送回数別搬送人員の状況.....102

第2-7表 医療機関別転送理由の状況.....102

第2-8表 救急隊員の行った応急処置の状況.....103

第2-9表 救急業務実施市町村数の推移.....104

第2-10図 救急業務実施形態の内訳.....104

第2-11表 救急隊数の推移.....105

第2-12表 救急病院及び救急診療所の推移.....107

第3-1表 救助活動件数及び救助人員の推移.....108

第3-2表 事故種別救助活動の状況.....108

第3-3表 救助隊の設置状況.....109

第6—1表	大震火災対策施設の整備状況	122
第6—2表	地震防災対策強化地域一覧表	123
第6—3図	地震防災対策強化地域指定状況	123
第6—4表	地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)	124
第6—5表	都市における避難場所の指定状況	127
第6—6表	都市における震災訓練の実施状況	127
第6—7表	備蓄物資の状況	128
第6—8表	震災対策施設整備に係る助成措置状況(単独事業)	129
第6—9表	震災時相互応援協定の締結状況	129
第6—10表	震災対策関係調査研究事業の実施状況	130
第7—1表	テレビ, ラジオによる防災知識普及啓発事業の実施状況	133
第8—1表	全国の防火管理実施状況	139
第8—2表	全国の共同防火管理実施状況	140
第8—3表	防火対象物数(150㎡以上)	141
第8—4表	全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリン クラー設備の設置状況	142
第8—5図	過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の 設置率の推移	143
第8—6表	地下街等におけるガス漏れ火災警報設備の設置状況	143
第8—7表	消防設備士の数	144
第8—8表	防災防火対象物数及び防災物品の使用状況	145
第8—9表	防災製品の認定件数	146
第8—10表	表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)	147
第8—11表	表示制度の実施状況(劇場, 百貨店等)	148
第8—12表	判定項目別不備率(劇場, 百貨店等)	149
第8—13表	消防同意事務処理状況	150
第8—14表	火災予防査察実施状況	151
第8—15図	過去5年間の火災予防査察実施回数の推移	151
第8—16表	防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況	153
第8—17表	消防用設備等に関する命令等(消防法第17条の4)の状況	154
第8—18表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況	156

第8—19表	検定申請数量	157
第8—26表	鑑定及び受託試験の申請件数	158
第9—1図	危険物施設数の状況	159
第9—2表	危険物施設数の推移	160
第9—3図	危険物施設の規模別構成比	161
第9—4表	危険物取扱者試験実施状況	162
第9—5表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の 種類別内訳	163
第9—6表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	163
第9—7表	保安検査の実施状況	164
第9—8表	危険物施設に対する立入検査の実施状況	165
第9—9表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	165
第10—1図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	168
第10—2表	第一種事業所の新設等の届出の現況	172
第11—1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	173
第11—2表	空中消火の実施状況	175
第12—1図	原子力発電所立地図	178
第12—2表	準地下街の防災改修の進ちょく状況	181
第13—1表	教育訓練課程	184
第13—2表	教育訓練の実施状況	185
第13—3表	消防職員に対する教育訓練の科別受講状況	188
第13—4表	初任教育期間別消防学校数	188
第13—5表	新規採用者の初任教育受講状況	188
第13—6表	消防学校教職員数	189
第14—1表	アジア諸国等消防職員研修受講状況	193
第15—1表	消防職員及び消防団員の活動状況	194
第15—2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	196
第15—3表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	199
第15—4表	公務上における消防団員の死傷者数の推移	199
第15—5表	補償基礎額改定状況	200
第15—6表	消防協力者等の死傷者数の推移	200

第15—7表	退職報償金支給額	201
第15—8表	公務災害補償費の支払状況	202
第15—9表	福祉施設の実施状況	202
第15—10表	消防関係者の表彰者数等	206
第17—1表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移	212
第17—2表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移	213
第17—3表	市町村消防費決算額の財源内訳	213
第17—4表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	214
第17—5表	国庫補助金による年度別消防施設等整備状況	216
第17—6表	市町村の消防施設整備事業に対する地方債許可額の推移	218
第17—7表	都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移	218
第17—8表	昭和60年度消防庁関係予算主要事項別一覧表	219

附 属 資 料

1	昭和59年度の法令の制定	223
2	昭和59年中の主な火災等	225
3	都道府県別火災損害状況	228
4	月別火災損害状況	236
5	出火原因別火災損害状況	238
6	主な出火原因の推移	238
7	用途別の主な火災事例	240
8	昭和21年以降の火災損害状況	242
9	昭和21年以降の火災損害比較	246
10	昭和21年以降の大火記録	248
11	風水害等による都道府県別被害状況	250
12	関東大地震以後の主な地震災害	255
13	昭和21年以降の風水害等の記録	256
14	都道府県の防災訓練の実施状況	258
15	都道府県別市町村消防組織一覧	260
16	消防機関数と消防職団員数の推移	262

17	政令指定市町村数の推移	263
18	自主防災組織の都道府県別結成状況	264
19	危険物施設数の推移	266
20	容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数	268
21	石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材の整備状況	270
22	都道府県別救急業務実施状況	274
23	都道府県別事故種別救急出場件数	276
24	都道府県別事故種別救急搬送人員	278
25	都道府県別経営主体別救急病院及び救急診療所告示状況一覧	280
26	都道府県別救助活動件数及び救助人員	282
27	1984年世界主要都市の火災状況	284